香美市一般廃棄物処理基本計画

令和8年3月

香　美　市

香美市一般廃棄物処理基本計画　目次

第1章　基本的事項 1

第1節　計画策定の趣旨 2
1. はじめに 2
2. 計画の位置づけ 3
3. 計画の構成 4
4. 計画で扱う一般廃棄物の範囲 5
5. 計画の期間 6

第2節　香美市の概要 7
1. 位置と地勢 7
2. 気象の概況 9
3. 自然環境 11
4. 歴史・沿革 13
5. 人口動態 13
6. 産業の動向 16
7. 交通 19
8. 土地利用 20
9. 関連する計画について 24

第2章　ごみ処理基本計画 27

第1節　ごみに関する動向 28
1. 社会の動き 28
2. 本市の現状とごみ処理の動向 33
3. ごみ排出量、ごみ処理量の推移 37
4. 事業系ごみ排出量の推移 38
5. 本市のごみ総排出量 38
6. 資源化量及び最終処分量の推移 41

第2節　現行計画の総括 43
1. 目標達成状況と実績値の推移 43
2. 課題の抽出 44

第3節　ごみ処理の基本的考え方 47
1. 家庭系ごみ処理の考え方 47
2. 事業系ごみ処理の考え方 48
3. 災害時のごみ処理の考え方 49

第4節　計画の目標 50
1. 本市が目指す将来像 50

2. 計画推進の基本的考え方 50
3. 数値目標 51

第5節 目標達成のための基本施策 71

第6節 計画の推進 73
1. 組織体制 73
2. 進行管理 73

第3章 生活排水処理基本計画 74

第1節 生活排水処理の現状 75
1. 生活排水の処理体系 75
2. 生活排水処理形態別人口、し尿及び浄化槽汚泥の収集量の実績 79

第2節 生活排水処理基本計画 81
1. 基本方針 81
2. 生活排水の処理計画 81
3. 生活排水処理施設の整備計画 85
4. し尿・浄化槽汚泥処理計画 85
5. その他 86

第1章　基本的事項

第1節　計画策定の趣旨

1.はじめに

廃棄物処理の目的は、公衆衛生の向上から、公害問題の解決・生活環境の保全、そして循環型社会の構築へと変遷してきました。その目標達成のために、法制度を始めとした各種取組を進めてきたことにより、かつての高度成長期の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムから循環型社会への転換を図ってきました。その結果、全国的には1人1日当たりの一般廃棄物の排出量は、平成12（2000）年度以降減少に転じています。

香美市（以下「本市」という。）では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45（1970）年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により平成28（2016）年2月に策定した「香美市一般廃棄物処理基本計画」（以下「現行計画」という。）に基づき、3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））を中心課題として市民と共に新しいごみ処理システムづくりを推進してきました。

その後、令和元（2019）年10月に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）、令和4(2022)年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）が施行されました。また、令和2（2020）年には、政府は令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。さらにサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行、海洋プラスチック問題等、世界的に環境問題に対する意識が急激に高まっており、「持続可能な開発目標」（以下、「SDGs」という。）の目標に位置づけられるような法律や取組が進められ、ごみの減量は量だけでなく、その質も求められるようになってきました。

これらの社会情勢や、これまでの本市が取り組んできた施策や、国・高知県の動向を踏まえて、市民・各種団体・事業者と協力し更なるごみの減量・資源化と、市民の利便性向上を図ることを目的とし、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間を計画期間とする「香美市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2.計画の位置づけ

市町村は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（「一般廃棄物処理計画」）を定めなければならない」とされています。

本市の一般廃棄物の処理計画は図1に示すように、

①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）

②基本計画に基づき年度ごとに一般廃棄物の収集・運搬、処分について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）

から構成され、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画、ごみ処理実施計画）と、し尿及び生活雑排水（以下「生活排水」という。）に関する部分（生活排水処理基本計画、生活排水処理実施計画）から構成されています。

また、策定にあたっては、「関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。」（廃棄物処理法第6条第3項）としています。

以上に基づき、本計画は、廃棄物処理法等の関連法や図2に示す上位計画等との整合性を図りつつ策定するものとします。

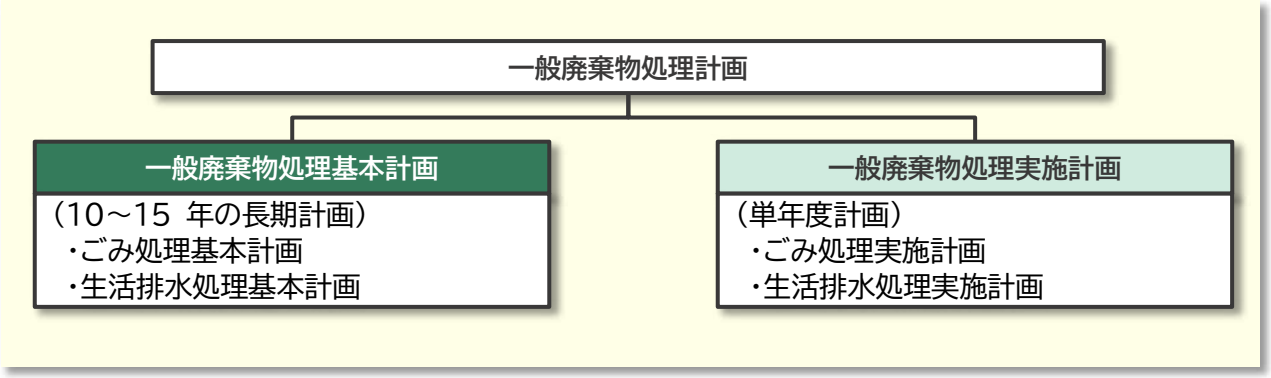

図1　一般廃棄物処理計画の構成

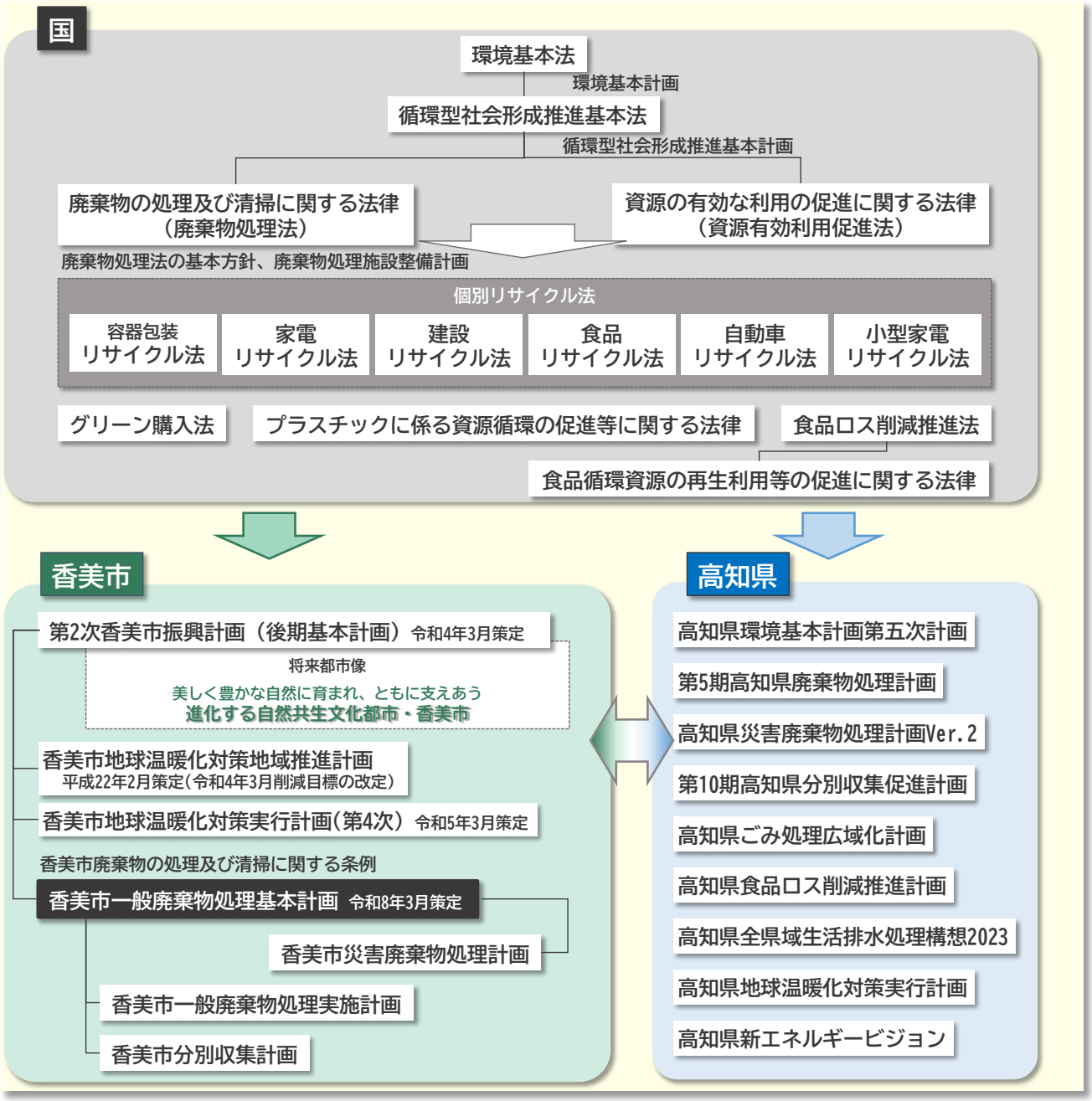

図2　関連計画・法令との関係

3.計画の構成

本計画は、廃棄物処理法に基づき本市の廃棄物処理の方向性を定めるものであり図3に示す構成となっています。

第1章は一般廃棄物処理基本計画の共通事項として、基本的事項と本市の概要を記載しています。

第2章は「ごみ処理基本計画」として本市のごみ処理の現状や基本方針、目標等を記載しています。また、本計画では食品ロス削減推進法に基づく食品ロス削減推進のための施策をごみ処理基本計画の一部として盛り込みました。

第3章は「生活排水処理基本計画」として、本市の生活排水処理の方向性を定めています。

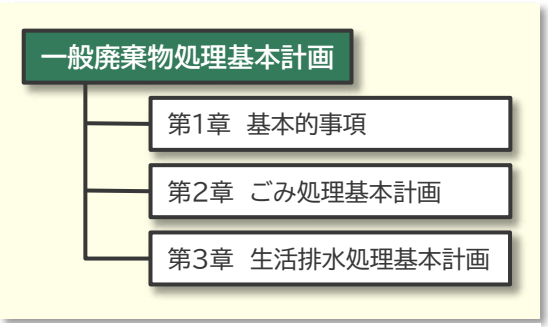

図3　本計画の構成

4.計画で扱う一般廃棄物の範囲

本市のごみは図4に示すとおり、可燃ごみは香南清掃組合（構成市：南国市、香南市、香美市）で、し尿等は香南香美衛生組合（構成市：香南市、香美市）で処理を行っており、ごみ処理における本市の担当範囲は、図4の灰色で示す部分をのぞいた範囲となります。収集運搬については、家庭系ごみ（可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ）は本市が委託した業者、事業系ごみは本市が許可した業者、し尿は香南香美衛生組合が許可した業者、浄化槽汚泥は本市が許可した業者が行っています。

本計画で扱うごみの範囲は、図5の破線で示した範囲で、市に処理責任のある一般廃棄物とします。

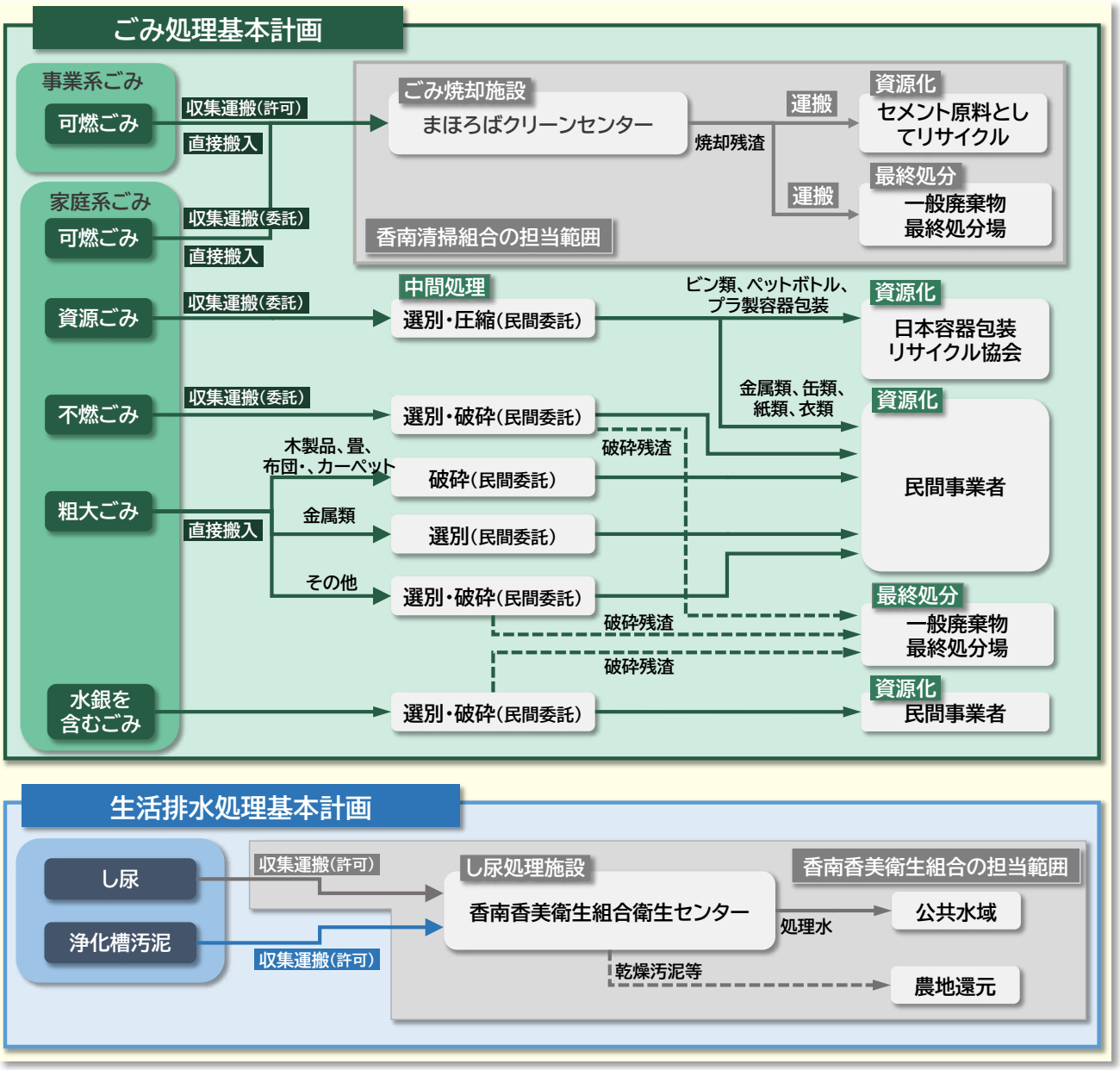

図4　本市におけるごみ処理の担当範囲

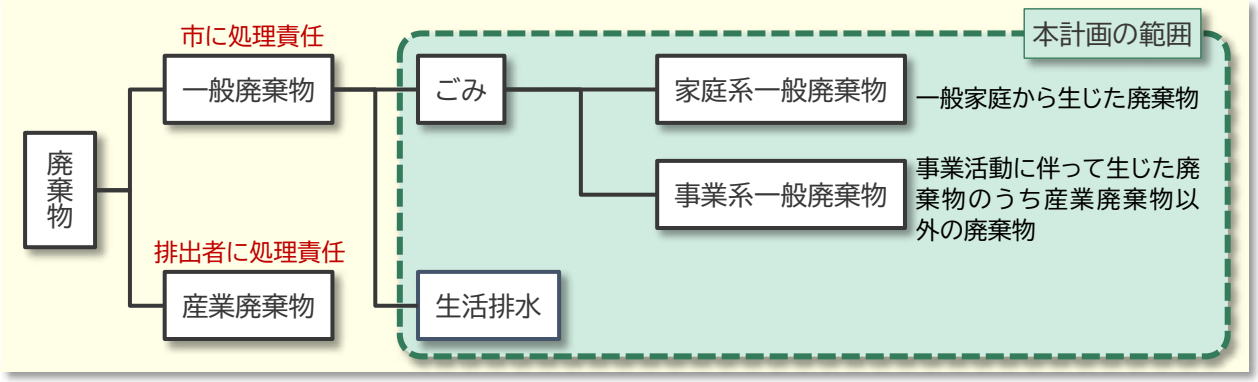

図5　計画で扱うごみの範囲

5.計画の期間

本計画は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間を計画の期間とします。

なお、計画期間の中間年である概ね5年目(令和12(2030)年度)に計画の見直しを行うこととしますが、社会経済情勢の変動があった場合や、国や高知県における一般廃棄物処理の方針の変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合にはその都度見直しを行います。

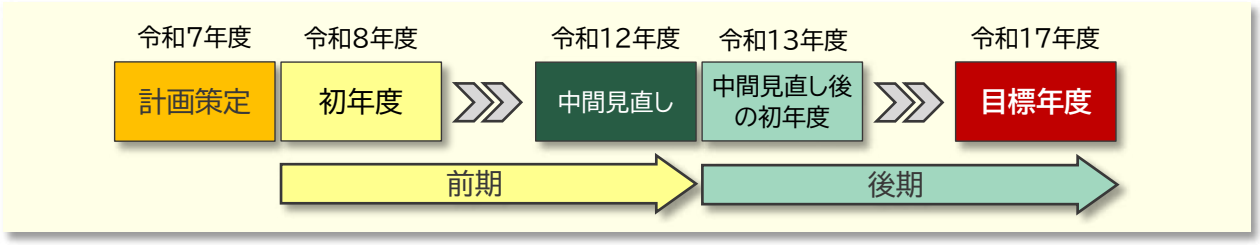

図6　計画の期間

第2節 香美市の概要

1.位置と地勢

本市は、図7に示すように高知県の北東部に位置し、南国市、香南市、安芸市、大豊町、本山町、徳島県の三好市、那賀町に接し、県都高知市から約15～40kmの圏内にあります。

平成18年に土佐山田町、香北町、物部村の3町村が合併し香美市となりました。

図8の上図に示すように、本市は物部川、国分川の源流域から高知平野に至る変化に富んだ市域を有しており、面積は537.86km^{2}です。北東部は四国の屋根を構成する四国山地に広く含まれ、概ね1,000～1,800mの急峻な山並みが続いています。山岳部は秩父古生層からなり、石灰岩の露出や鍾乳洞等もみられ、市域を貫いて物部川が流れ、西南部で平野を形成しています。

また図8の下図に示すように、市内にはJR土讃線の特急停車駅である土佐山田駅、近隣には高知龍馬空港、高知自動車道南国インターチェンジがあり、各交通機関を利用して岡山、大阪、東京まで約1～2時間圏内となっています。

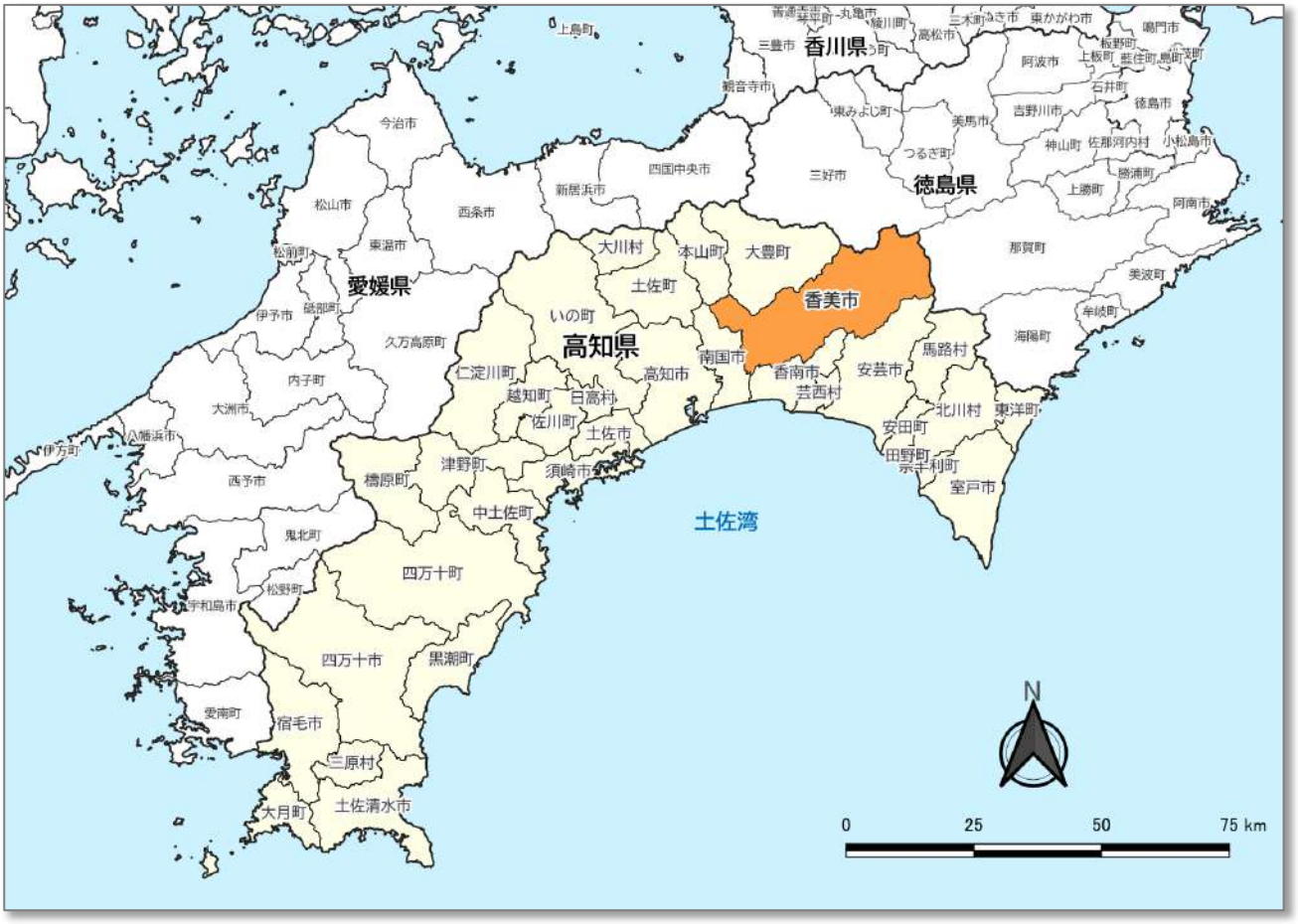

出典：国土数値情報行政区域データ

図7　香美市位置図

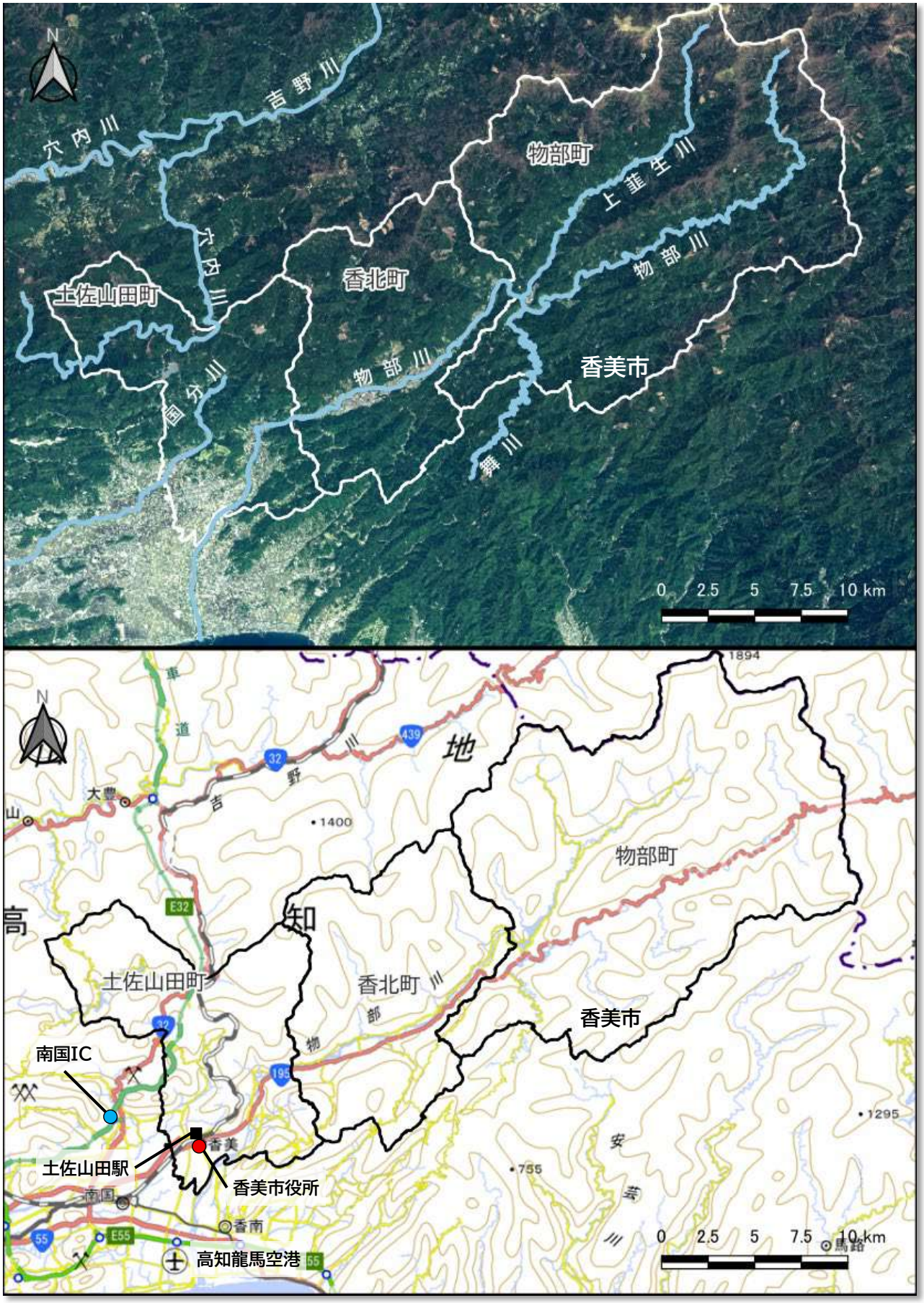

出典：（上）国土地理院簡易空中写真(2018年9月～2019年1月)、国土数値情報　河川(市内1級河川と吉野川のみを表示)
（下）国土地理院　標準地図に加筆

図8　香美市の空中写真（上）と地図（下）

2.気象の概況

本市は太平洋岸式気候に属し、夏は高温多湿、冬は少雨で乾燥しており、晴天が多く日照時間が比較的多い地域です。平野部から山間部の標高による寒暖差は大きく、高地では亜寒帯の植物もみられます。降水量は、山間部で多くなっており、森林資源の形成や農作物の育成に適した地域となっています。

本市の平野部から最も近い後免観測所（図9参照）の気象庁30年平年値※を図10に示します。年間降水量は2,359mm/年、日照時間は2,168時間/年、年平均風速は1.9m/s、年平均気温は16.6℃です。

一方で、山間部の大栃観測所及び繁藤観測所（図9参照）では、年間降水量が多く、繁藤観測所では年間降水量は3,388mm/年と後免観測所と比べて約1.4倍となっています。日照時間は大栃観測所では後免観測所と比較して年間で211時間少なく、年平均気温は1.4℃低くなっています。

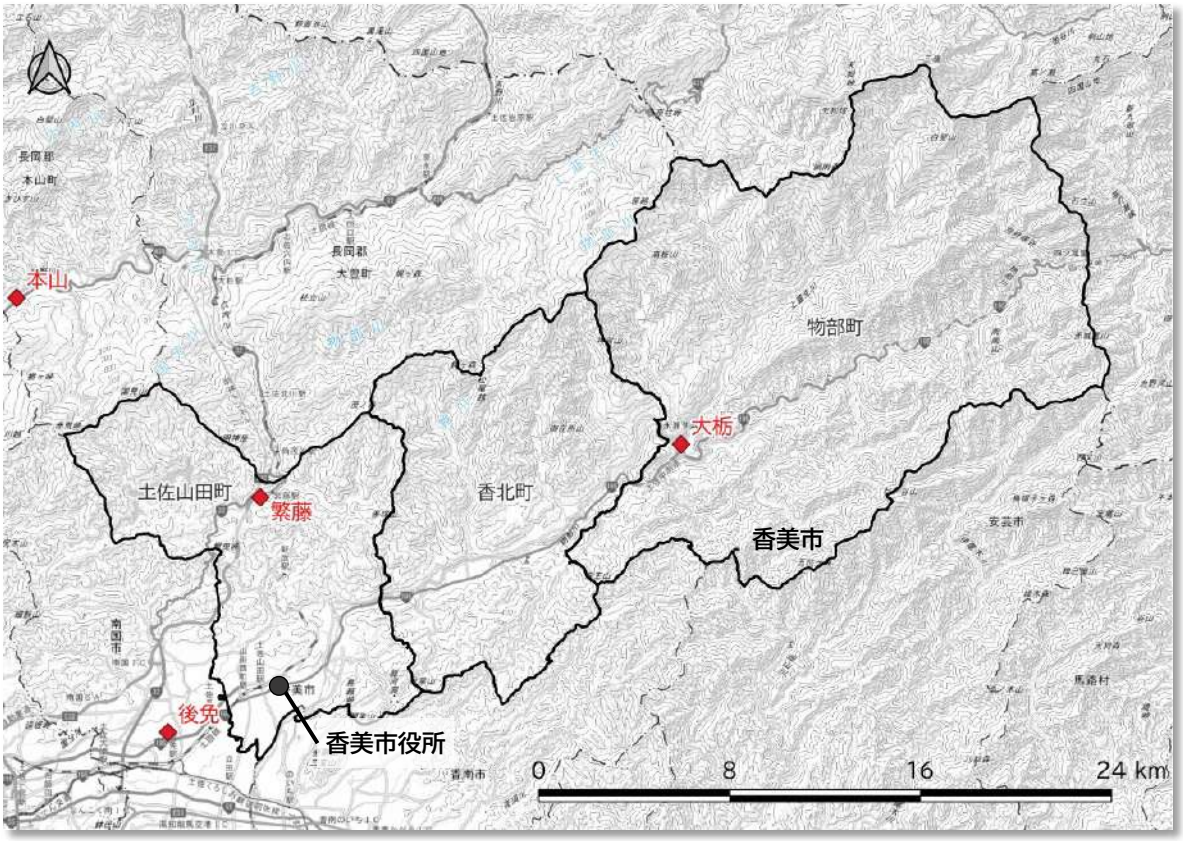

出典：気象庁地域気象観測所一覧、国土地理院標準地図

図9　気象庁観測所位置図

※ 平年値とは、西暦年の1位が1の年から連続する30年間の観測値を平均した値であり、気象庁が10年ごとに更新しており、その時々の気象（気温、降水量、日照時間等）や天候（冷夏、暖冬、少雨、多雨等）を評価する基準として利用されるとともに、その地点での気候を表す値として用いられています。

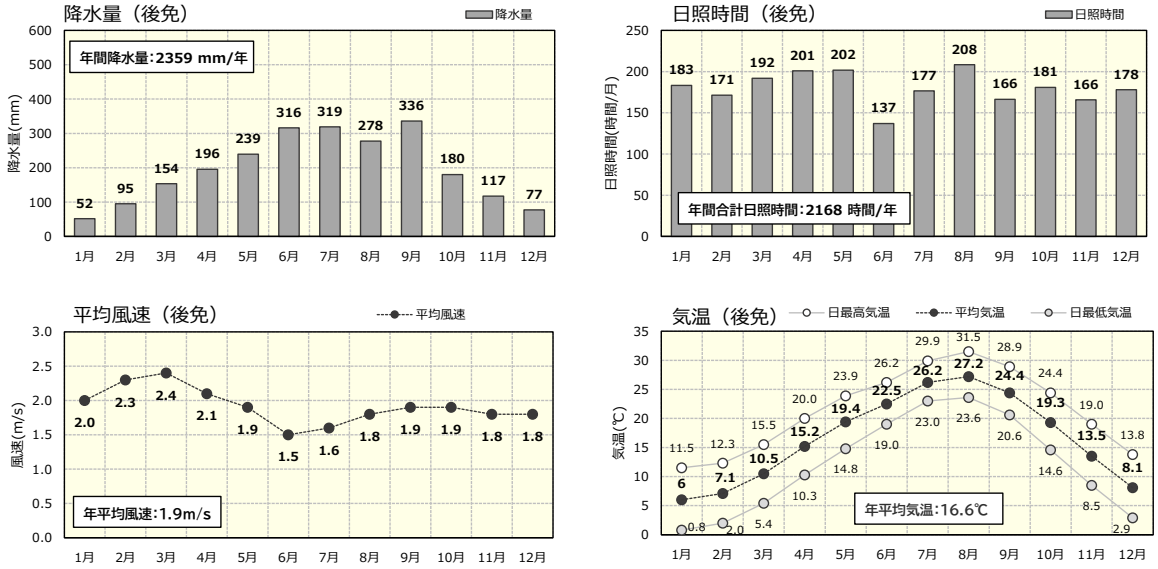

※年間合計値、年平均値は四捨五入の関係で各月を合計した値と異なる場合がある。

出典：気象庁平年値（年・月ごとの値）（後免観測所）

図10　後免観測所における30年平年値

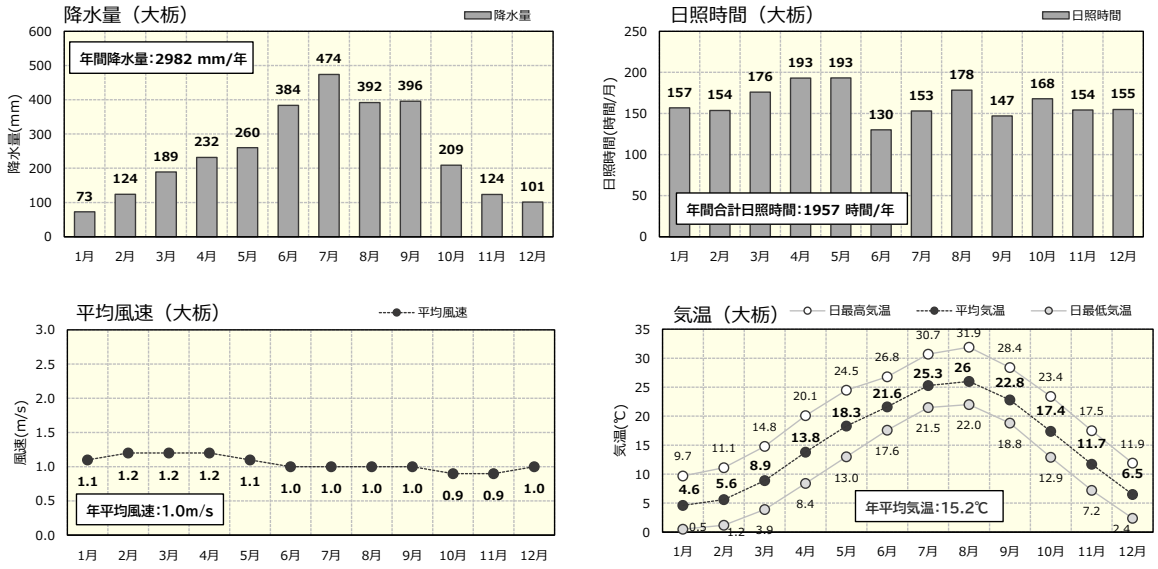

※年間合計値、年平均値は四捨五入の関係で各月を合計した値と異なる場合がある。

出典：気象庁平年値（年・月ごとの値）（大栃観測所）

図11　大栃観測所における30年平年値

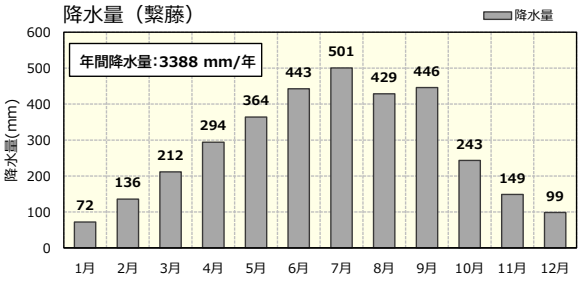

※年間合計値、年平均値は四捨五入の関係で各月を合計した値と異なる場合がある。

出典：気象庁平年値（年・月ごとの値）（繋藤観測所）

図12　繋藤観測所における30年平年値（降水量のみ計測）

3.自然環境

本市は、物部川、国分川の源流域から高知平野に至る変化に富んだ市域を有し、東北部は1,000～1,800mの急峻な四国山地が広がり、市域を貫く物部川の源流域となっています。市域の約9割を森林が占め、物部川上流域には天然林も残され、べふ峡、轟の滝(図13)をはじめとする景観が広がり、アメゴ、アユ、カワセミ、ホタル等の多様な生物を抱える貴重な自然が残っています。

また、本市内には剣山国定公園、奥物部県立自然公園、龍河洞県立自然公園などがあり（図14)、豊かな自然を有しています。

出典：香美市ホームページ

図13　（左）べふ峡　（右）轟の滝

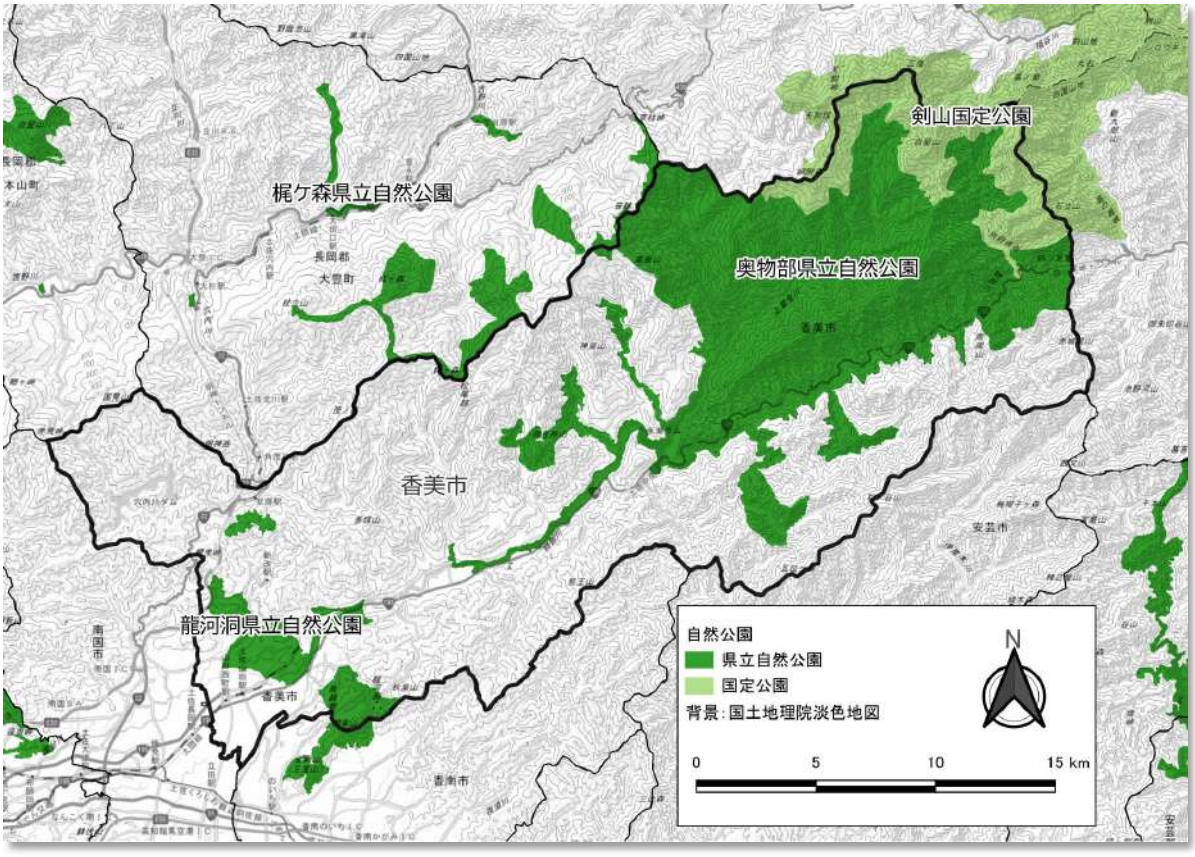

出典：国土数値情報自然公園地域データ(2015年度高知県・徳島県)

図14　国定公園及び県立自然公園

前出の図8上図に示したように、本市には物部川やその支流が流れ、太平洋へと注いでいます。また、吉野川の支流である穴内川が市の西部を流れています。

高知県内の河川では水質測定が毎年度実施されており、本市を流れる物部川、上韮生川、国分川、穴内川の本市内及び本市周辺では図15に示した9地点で測定されています。令和5年度の測定結果を表1に示します。環境基準の類型の定めがある穴内川ダムサイト以外の全地点において、環境基準を達成しており、良好な水質が保たれています。

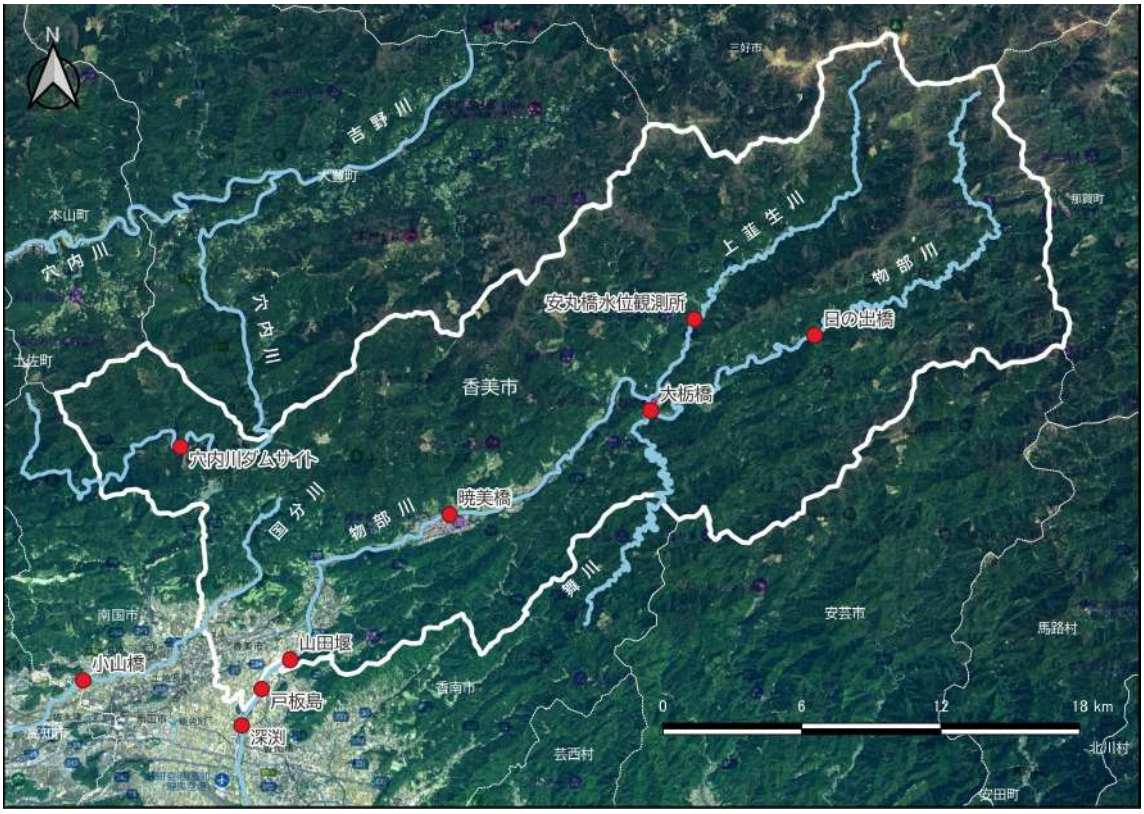

出典：高知県ホームページ令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定結果　流域図・測定地点一覧表より作成

図15　河川の水質測定地点

表1　河川の水質測定結果

水域名(河川名等)	地点名	類型	環境基準達成状況（BOD）	測定機関
物部川上流	日の出橋	AA	○	高知県
物部川下流	暁美橋	A	○	高知県
	山田堰	A	○	国土交通省
	大栃橋	A	○	高知県
	戸板島	A	○	国土交通省
	深渕	A	○	国土交通省
上韮生川	安丸橋水位観測所	AA	○	高知県
国分川上流	小山橋	AA	○	高知市
穴内川	穴内川ダムサイト	なし	― (BOD75%値が17mg/ℓ)	高知県

出典：高知県ホームページ令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定結果

4.歴史･沿革

本市の地域には古くから人々が住み続け、縄文・弥生時代の遺跡も確認されています。

明治44年に香我美橋が設けられるまで、この地域での荷物の運搬は、物部川を利用して物部村と香北町で切り出した木材や製造された木炭などが搬出され、土佐山田町で陸揚げするか、さらに舟入川を利用して高知市方面まで運搬しており、古くから物部川を中心に人・物の交流を行ってきた地域でした。

本市の沿革は以下のように明治時代からいくつかの町村合併を重ねています。

明治22年に明治村、大楠植村、佐岡村、片地村、新改村の5村（明治29年誕生の山田町と1町5村で旧土佐山田町）、在所村、暁霞村、美良布町の1町2村（旧香北町）、槇山村、上韮生村の2村（旧物部村）と西川村（昭和30年に旧美良布町と旧槇山村に編入）が誕生しました。

その後、町村合併により、昭和29年9月1日に土佐山田町が、昭和31年9月30日に物部村が、昭和36年3月31日に香北町が誕生しました。その後、平成18年3月1日に、土佐山田町・香北町・物部村の3町村が合併し、香美市が誕生しました。

5.人口動態

本市の過去10年の人口と世帯数の推移を図16に示します。人口は過去10年で減少傾向にあり、令和7年度で24,341人です。世帯数は増減を繰り返しながら令和4年度まで増加傾向にありましたが、令和5年度から減少に転じて令和7年度で12,942世帯です。1世帯当たりの人数は令和7年度で1.88人です。

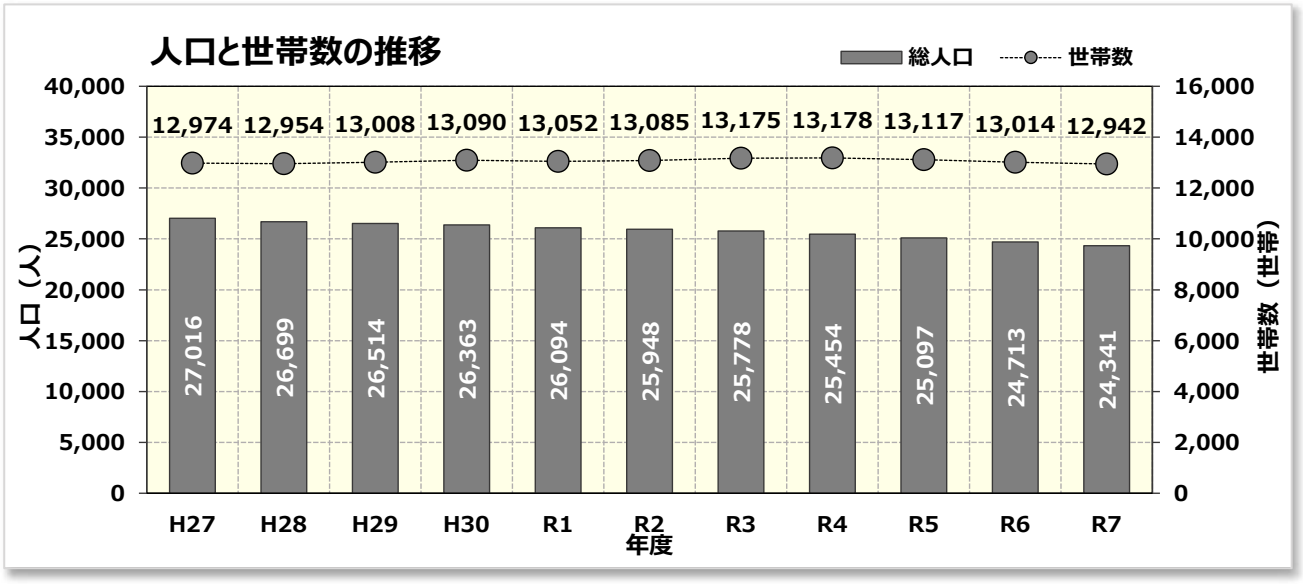

出典：広報香美　各年度11月号（各年度10月1日時点）

図16　本市の人口と世帯数の推移

本市の町別人口の推移を図17に示します。土佐山田町が最も多く、次いで香北町、物部町の順となっています。過去10年でいずれの町も人口は減少傾向にありますが、土佐山田町は5%程度の減少に対して、香北町は18%、物部町は37%減少しています。

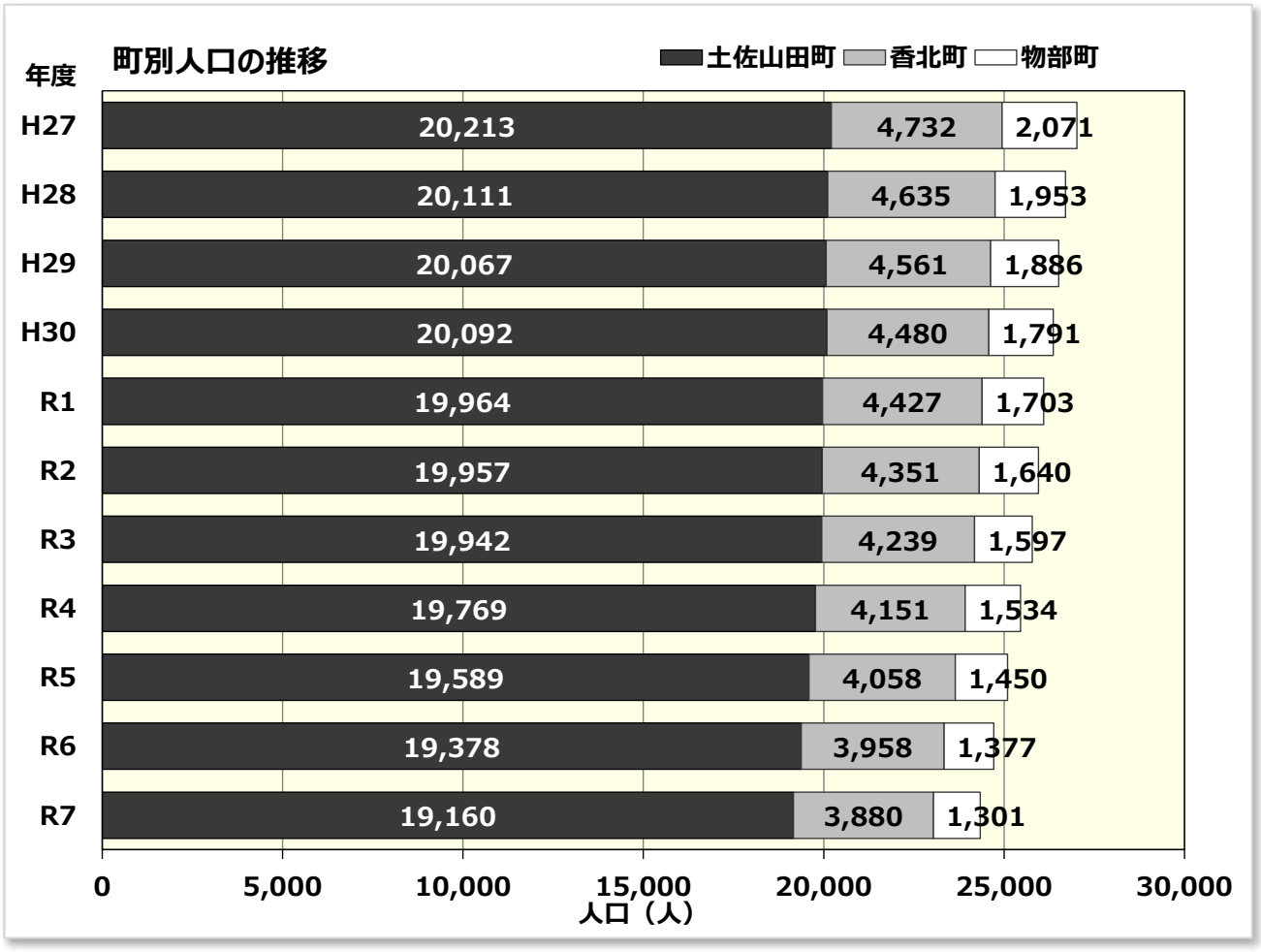

出典：広報香美　各年度11月号（各年度10月1日時点）

図17　本市の町別人口の推移

本市の年齢別人口を図18に示します。男性、女性いずれも第一次ベビーブームに誕生した世代に該当する75歳～80歳の人口が最も多くなっています。高齢化率（65歳以上の割合）は39.7%で、超高齢社会※となっています。

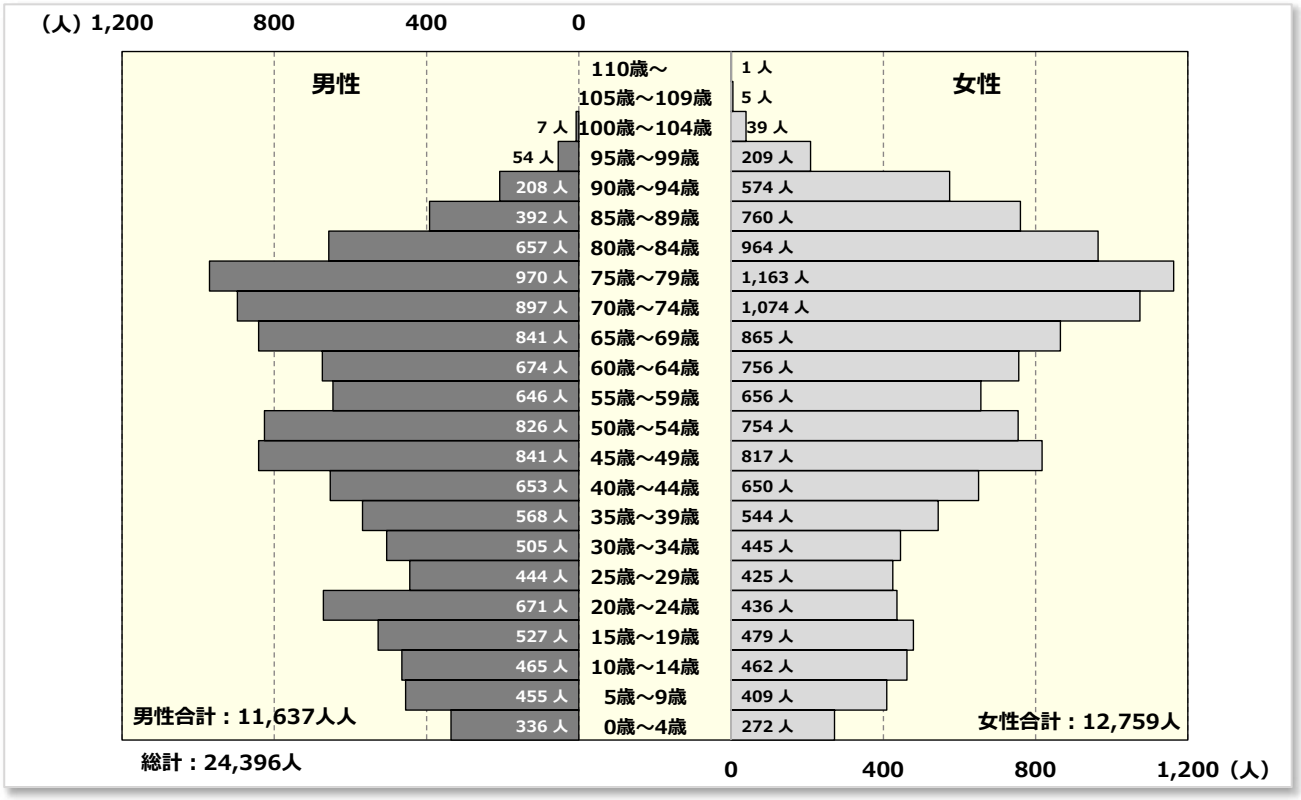

出典：香美市人口移動調査各歳別報告書（令和7年3月31日現在）

図18　本市の年齢別人口（令和7年3月末時点）

※ 65歳以上の人口が総人口の7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と言います。

6.産業の動向

(1)産業別就業人口

本市を常住地とする15歳以上の産業別就業者数は図19、表2に示すとおりです。本市の産業構造は高知県全体よりも第1次産業の割合が多くなっています。本市で最も多いのは第3次産業就業者で全体の64.5%、次いで第2次産業で17.0%、第3次産業で16.0%の順となっています。

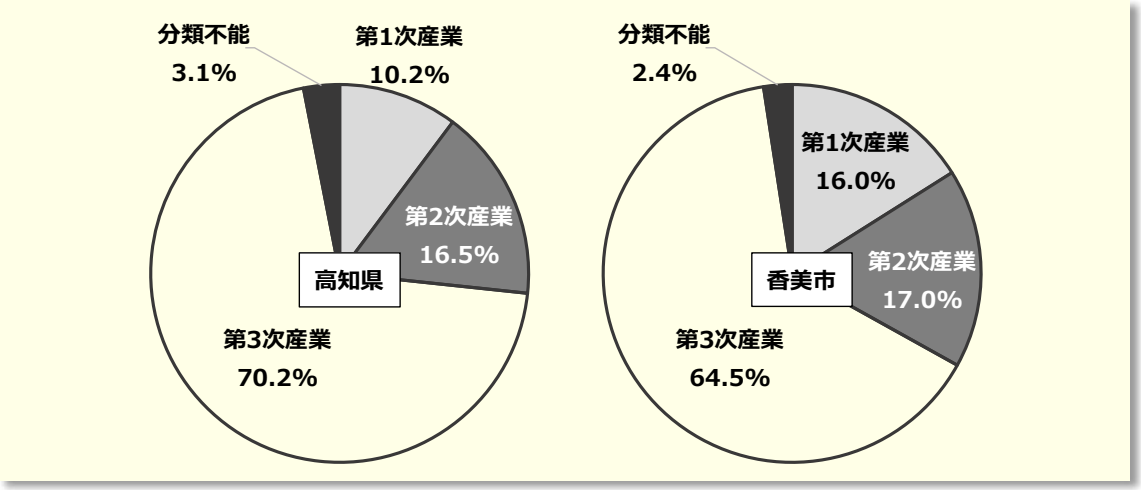

出典：令和2年国勢調査

図19　商業の概況

表2　産業大分類別就業者数

産業大分類	高知県		香美市	
	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)
第1次産業				
農業	26,004	8.4%	1,762	14.8%
林業	2,391	0.8%	143	1.2%
漁業	3,117	1.0%	6	0.1%
合計	**31,512**	**10.2%**	**1,911**	**16.0%**
第2次産業				
鉱業，採石業，砂利採取業	343	0.1%	10	0.1%
建設業	25,056	8.1%	780	6.5%
製造業	25,407	8.2%	1,238	10.4%
合計	**50,806**	**16.5%**	**2,028**	**17.0%**
第3次産業				
電気・ガス・熱供給・水道業	1,407	0.5%	68	0.6%
情報通信業	3,581	1.2%	96	0.8%
運輸業，郵便業	10,989	3.6%	363	3.0%
卸売業，小売業	46,680	15.1%	1,625	13.6%
金融業，保険業	6,406	2.1%	151	1.3%
不動産業，物品賃貸業	3,979	1.3%	108	0.9%
学術研究，専門・技術サービス業	7,787	2.5%	303	2.5%
宿泊業，飲食サービス業	17,244	5.6%	700	5.9%
生活関連サービス業，娯楽業	10,088	3.3%	439	3.7%
教育，学習支援業	16,664	5.4%	678	5.7%
医療，福祉	55,153	17.9%	1,939	16.3%
複合サービス事業	4,853	1.6%	207	1.7%
サービス業（他に分類されないもの）	16,121	5.2%	504	4.2%
公務（他に分類されるものを除く）	15,808	5.1%	500	4.2%
合計	**216,760**	**70.2%**	**7,681**	**64.5%**
分類不能の産業	9,487	3.1%	289	2.4%
総数	**308,565**	**100%**	**11,909**	**100%**

※四捨五入の関係で各値と合計値が一致しない場合がある。

出典：令和2年国勢調査

(2)農業

本市の農業は、平野部では温暖な気候を利用し米作や野菜を主体に生産が行われ、中山間部では寒暖差等を活用したユズの生産が行われています。

本市の農業の概況は表3に示すとおりです。令和6年の本市の耕地面積は1,630haで、そのうち田が1,280ha、畑が353haとなっています。また令和2年時点の農家数は1,366戸で、販売農家が832戸、自給的農家が534戸です。

表3　本市の耕地面積及び農家数

項目		単位	値
耕地面積合計		ha	1,630
	田	ha	1,280
	畑	ha	353
農家数		戸	1,366
	販売農家	戸	832
	自給的農家	戸	534

出典：【耕地面積】令和6年農林水産省作物統計調査、【農家数】2020年(令和2年)農林業センサス

(3)林業

本市の林業は、木質バイオマス発電所等の操業により木材需要が増加しており、市内への新たなストックヤードの設置や林業後継者育成のための支援事業を創設しています。本市の令和2年時点の保有山林面積は4,611ha、林家数は513戸です。

表4　本市の保有山林面積及び林家数

項目	単位	値
保有山林面積	ha	4,611
林家数	戸	513

出典：(令和2年)2020年農林業センサス

(4)工業

本市では国・県の伝統的工芸品・特産品の指定を受けている土佐打刃物やフラフ製造が、本市を代表する伝統産業として現在に継承されています。また、高知テクノパークや楠目川添工業団地等を中心に工業面でも地域経済や地域産業の活性化に結びついています。本市の令和6年時点の製造業の事業所数は41事業所で、従業者数は1,589人、製造品出荷額等は約482億円となっています。

表5　本市の製造業の事業所数、従業員数及び出荷額

項目	単位	値
事業所数	事業所	41
従業者数	人	1、589
製造品出荷額等	万円	4,815,534

出典：2024年(令和6年)経済構造実態調査

(5)商業

本市の商業は小売業が中心となっており、事業所数では236事業所中202事業所、従業者数は1,445人中1,246人、年間商品販売額は247億円中約194億円となっています。

表6　卸売業・小売業の事業所数、従業員数及び年間商品販売額

項目		単位	値
事業所数		事業所	236
	卸売業	事業所	34
	小売業	事業所	202
従業者数		人	1,445
	卸売業	人	199
	小売業	人	1,246
年間商品販売額		万円	2,470,000
	卸売業	万円	534,600
	小売業	万円	1,935,500

出典：2021年(令和3年)経済センサス

7.交通

本市の交通の状況を図20に示します。本市は高知市の中心部まで車で約30分～1時間の位置にあります。市内の主要道路としては国道195号が市内を東西に走っています。また近隣には高知自動車道の南国インターチェンジがあります。

公共交通機関については、JR土讃線の特急停車駅である土佐山田駅があり、岡山・高知方面への特急が運行されています。さらに、近隣には高知龍馬空港があり、大阪、東京等へ約1～2時間でアクセスできます。

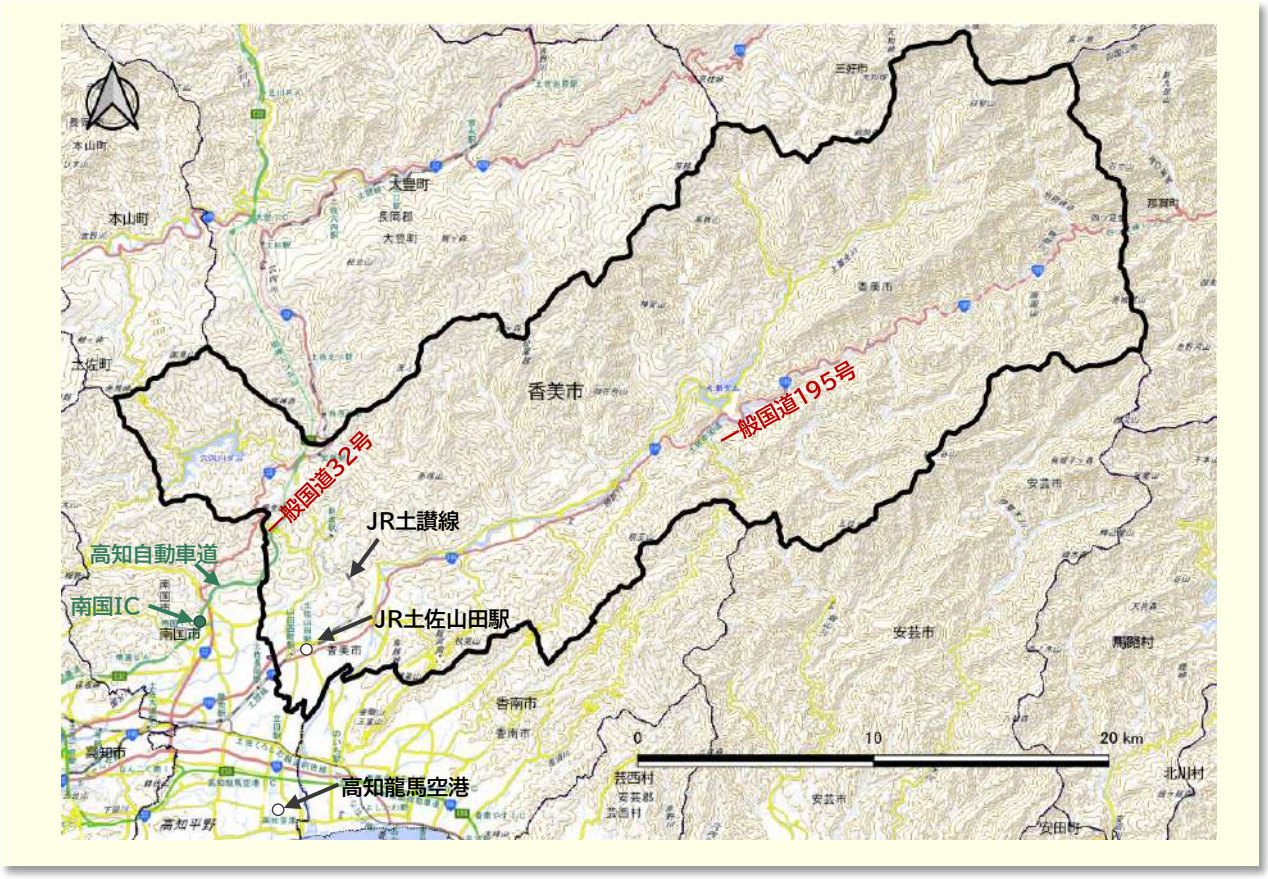

出典：国土地理院標準地図に加筆

図20　交通の状況

8.土地利用

(1)土地利用状況

本市の土地利用の概況を図21に示します。本市の多くが森林であり、南西側の市街地に建物用地と田が集中しています。

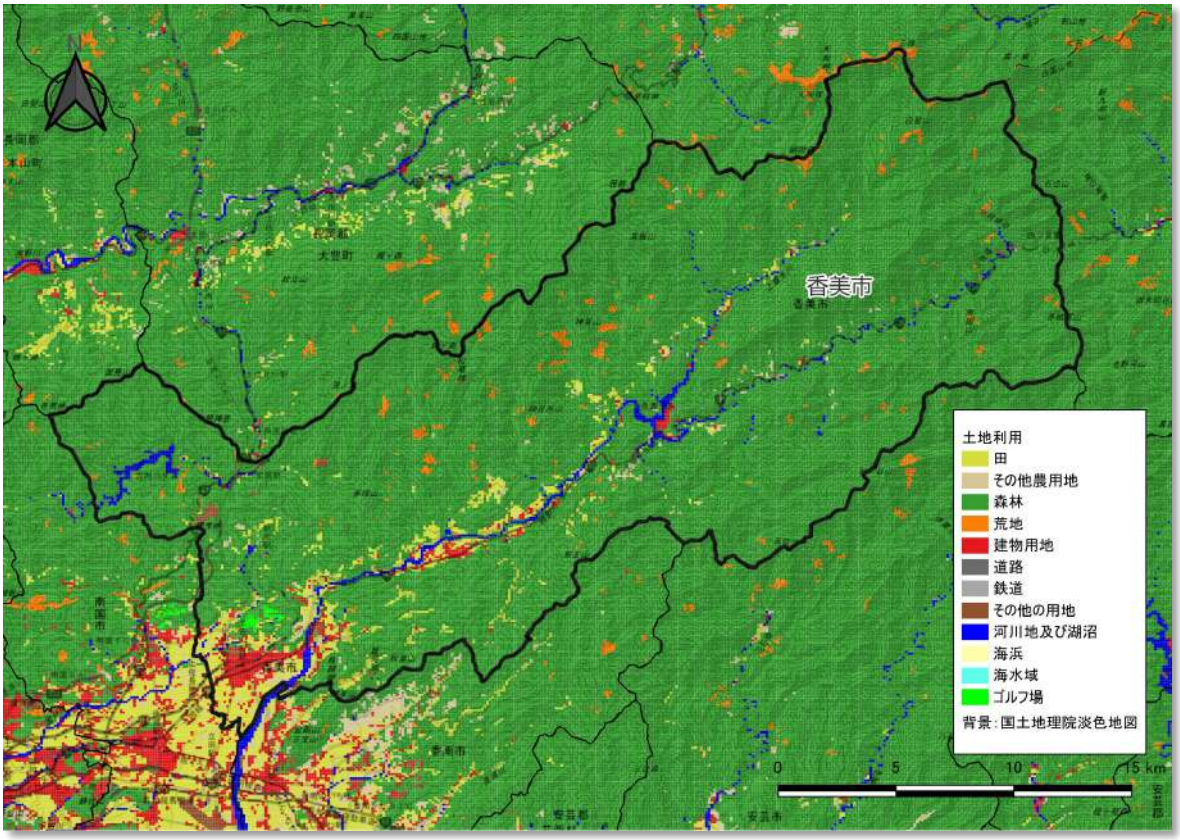

出典：国土数値情報土地利用細分メッシュデータ(2021年度)

図21　土地利用の概況

民有課税地（課税の対象となる土地、国、地方公共団体の所有地、公共用地及び墳墓地、公衆用道路、保安林、私立学校用地等課税の対象とならない土地は含まれない）の土地利用別面積を図22に示します。山林が83%と最も多く、次いで田、畑、宅地の順となっています。

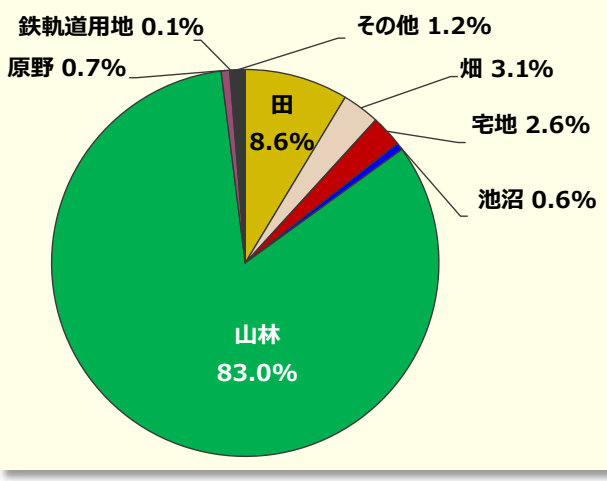

土地利用	面積(ha)	割合(%)
田	1,585	8.6%
畑	575	3.1%
宅地	486	2.6%
池沼	110	0.6%
山林	15,235	83.0%
原野	132	0.7%
鉄軌道用地	20	0.1%
その他	214	1.2%
合計	18,357	100%

出典：令和６年度版高知県統計書

図22　土地利用状況

(2)都市計画

本市の都市計画区域は図23に示す土佐山田町の一部です。面積は全体の約7%ですが、人口は平成30年4月1日時点で市全体の71%となっています。香美市都市計画マスタープラン(令和2年10月)では、これらを鑑みて都市計画区域内だけではなく、市全域を都市計画マスタープランの対象区域として計画しています。

本市の街づくりは、図24に示す目標に基づいて、「多極ネットワーク型都市構造」の構築をめざし、市域に「ゾーン」「エリア」「拠点」を設定し、土地利用の方針や都市機能を明確化しています。

図25、図26に示すように、ゾーンは「自然環境保全ゾーン」「田園環境ゾーン」「市街地ゾーン」の3つが設定されています。エリアは、「都市拠点エリア」「地域拠点エリア」「地域コミュニティエリア」「自然ふれあいエリア」「産学連携・研究学園交流エリア」「産業地区計画検討エリア」「伝統産業振興エリア」「既存集落エリア」「集落エリア」「清流保全エリア」の10エリアが設定されています。拠点は、「研究学園交流拠点」「産業研究拠点」「伝統産業振興拠点」「観光拠点」「歴史文化拠点」「みどりの拠点」が設定されています。

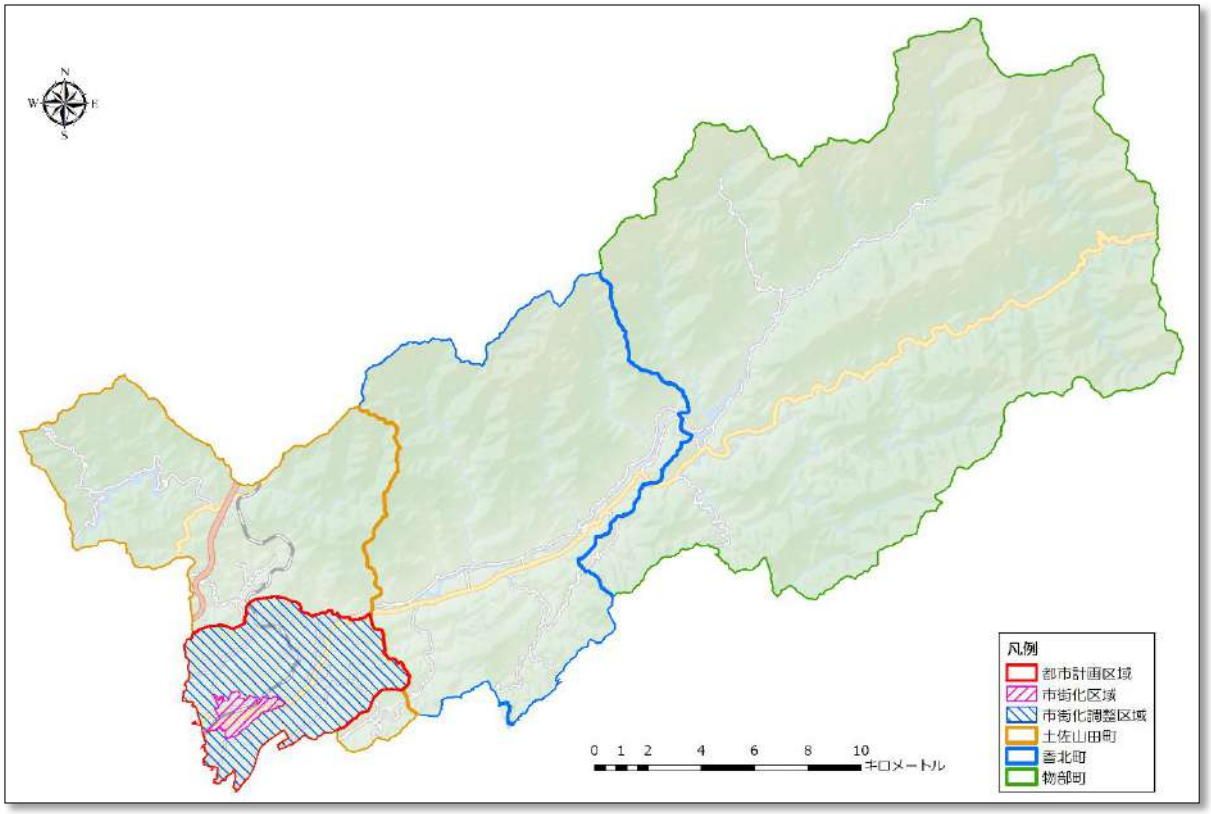

出典：香美市都市計画マスタープラン(令和2年10月)

図23　都市計画区域の範囲

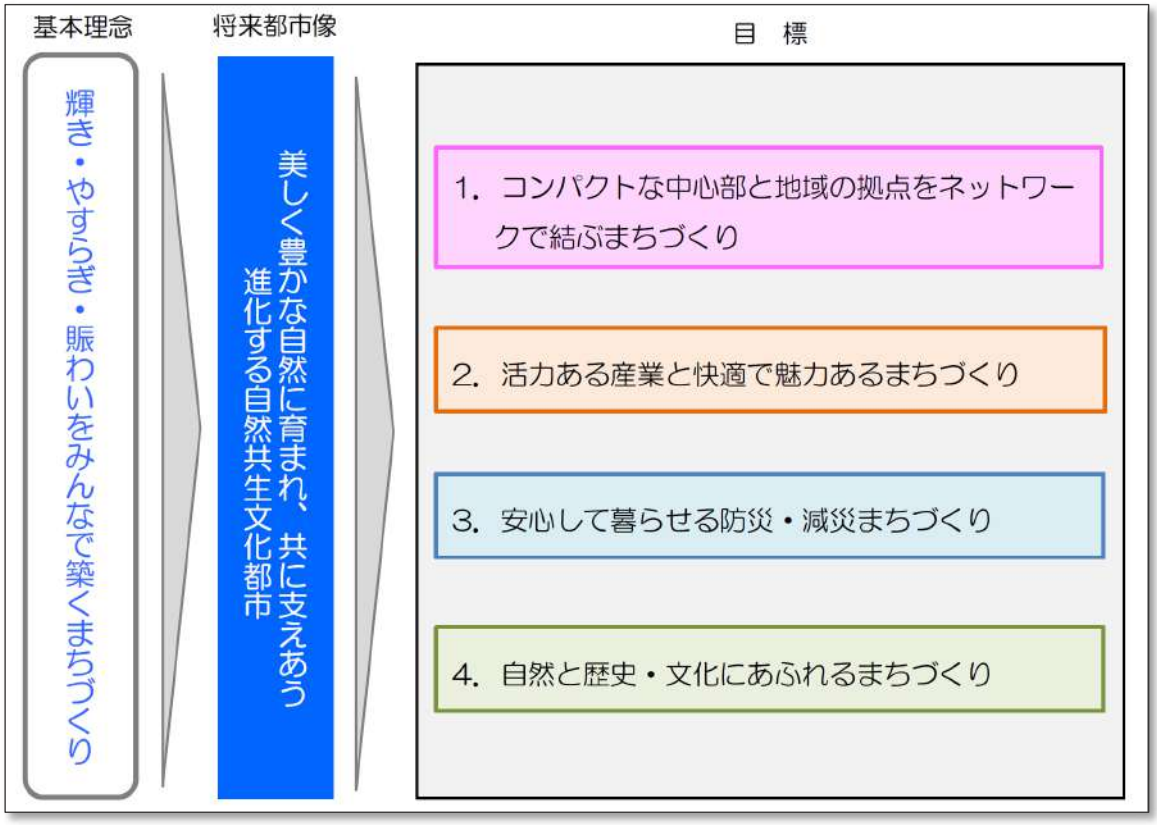

出典：香美市都市計画マスタープラン（令和2年10月）

図24　まちづくりの基本理念、将来都市像、目標

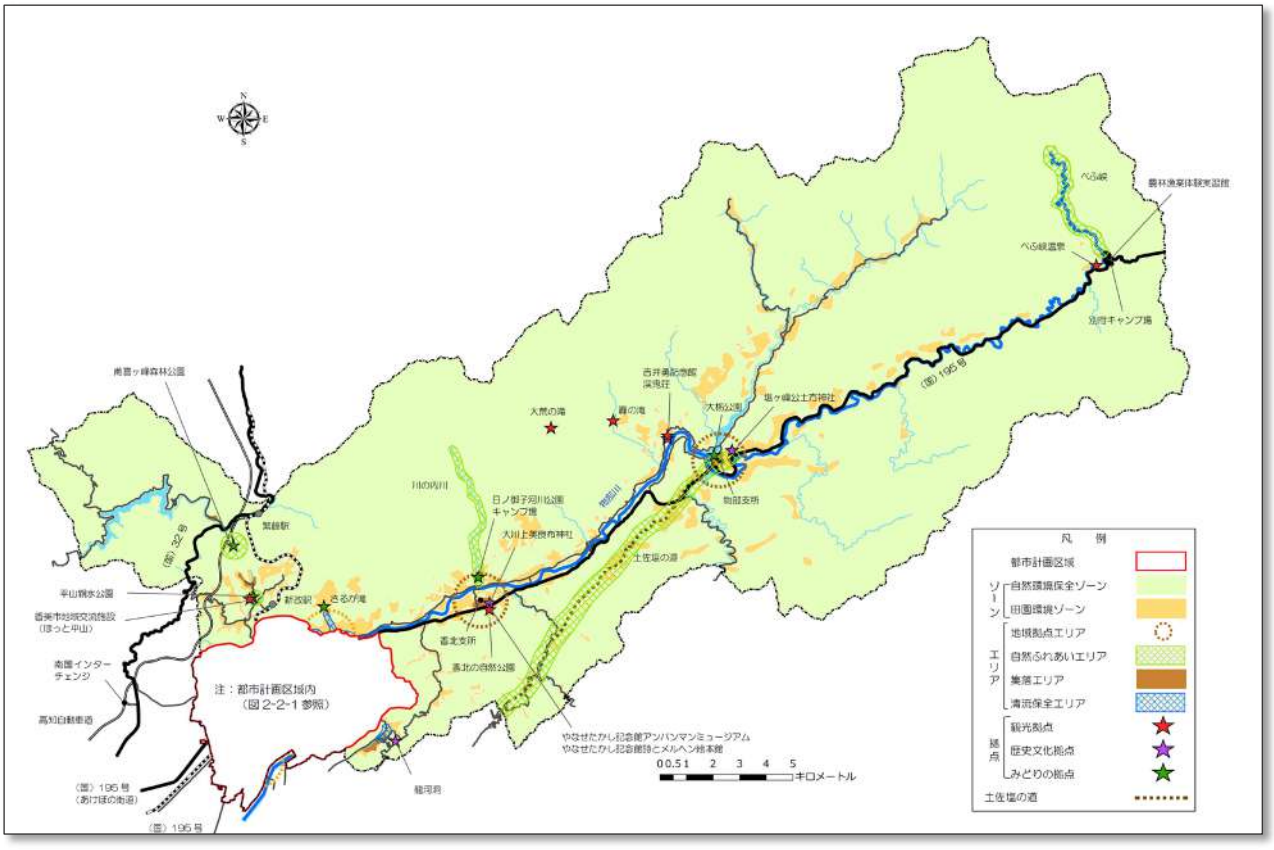

出典：香美市都市計画マスタープラン（令和2年10月）

図25　将来都市構造図（全域）

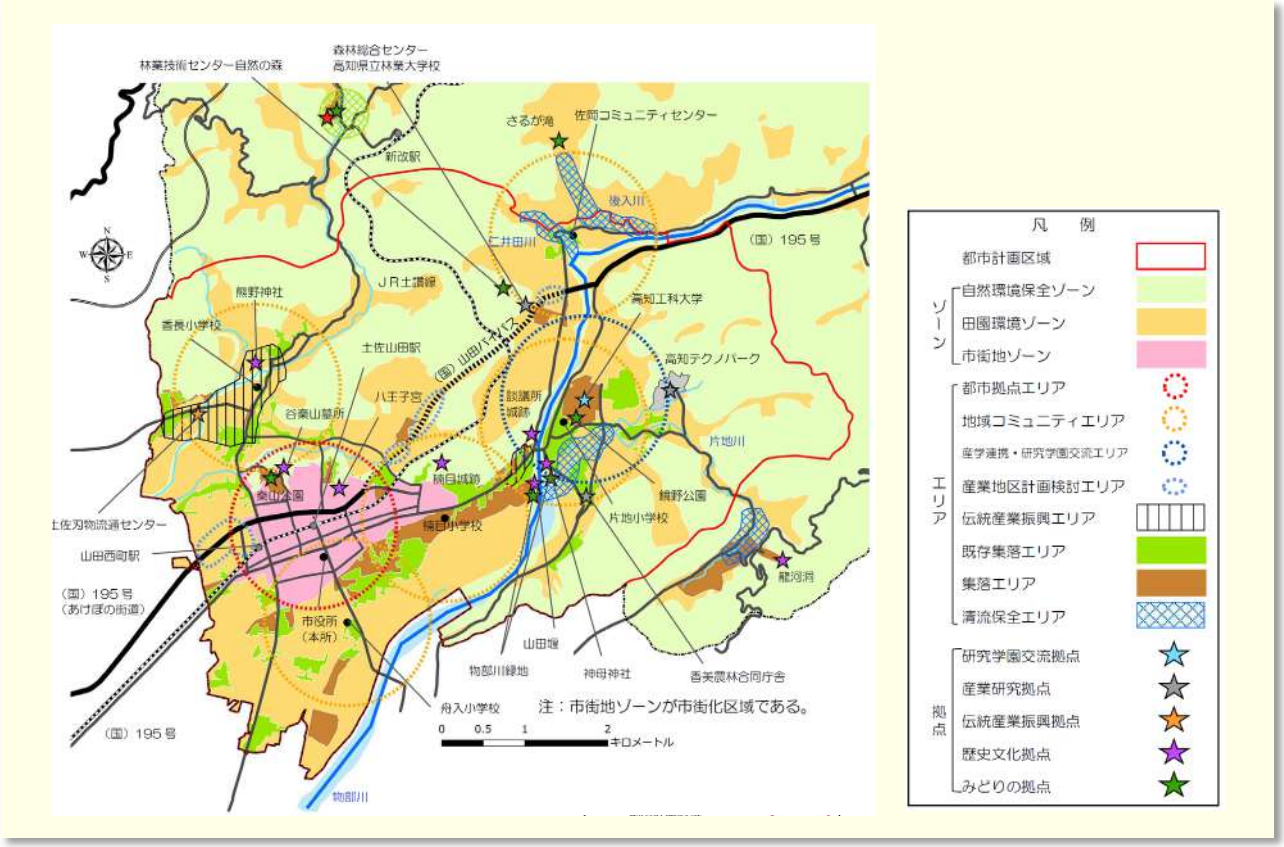

出典：香美市都市計画マスタープラン(令和2年10月)

図26　将来都市構造図（都市計画区域）

9.関連する計画について

本計画と関連する計画として、第2次香美市振興計画(後期基本計画)が令和4年3月に策定されています。この計画では、本市が目指すべき将来都市像を「美しく豊かな自然に育まれ、共に支えあう　進化する自然共生文化都市・香美市」と定め、これを実現するために以下の５つの基本方針を設定し、それぞれに政策を設定しています。

この中で本計画と密接に係る方針と施策は以下の通りです。

基本方針2　みどりを保つ

政策8　自然と共生する地域づくりの推進

－施策19　汚水対策の推進と河川の水質保全

(1)公共下水道事業等の推進

下水道及び農業集落排水は、「高知県全県域生活排水処理構想2018」に基づき、少子高齢・人口減少社会の状況下において、財源の確保と建設コストの縮減を考慮しつつ、効率的かつ計画的な整備と普及促進に努めます。また、今後は下水道施設及び管路のストックマネジメント並びに防災・減災対策を進める必要があるため、県及び東部流域下水道の関係自治体と連携しながら、水質保全と生活環境の改善に努めます。

(2)合併処理浄化槽設置の普及促進

「香美市循環型社会形成推進地域計画」に掲げる目標の達成に向け、合併処理浄化槽設置整備の補助事業を実施し、生活排水処理の推進に努めます。

－施策20　ごみ､し尿の適正な処理

(1)ごみ､し尿の適正処理の維持･充実

香南清掃組合では、既存施設の老朽化に伴う、新ごみ処理施設建設を平成28年度に建設しました。(財) 高知県魚さい加工公社では、事業所から排出される魚腸骨（魚あら）を資源として再生利用するため、回収量の拡大に努めます。香南香美衛生組合では､平成11 年度に標準脱窒素処理方式に改造し処理水質が向上しましたが、施設の老朽化も進んでいるため、定期的な点検整備を行う等、維持管理に努めると共に、大型機器等の更新にあたっては、基金等を設け、最も経済的で効率の良い施設整備を行い施設の延命を図ります。また、ごみの分別、収集、保管、運搬、再生、処分等の各工程において適正化を図るよう努めます。

(2)ごみ減量化や処理設備の普及促進

「香美市一般廃棄物処理基本計画」に基づき適正な処理を推進します。下水道への接続、合併処理浄化槽、また、生ごみ処理容器等ごみ処理機器の普及促進に向け、地域にとって望ましい在り方を市民と共に考え、必要な支援を行います。

－施策21　地球環境保全の推進

(1)地球温暖化対策の推進

「香美市地球温暖化対策実行計画」に基づき、庁舎・公共施設の温室効果ガス排出量の削減に努めます。また、今後とも国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）の趣旨をさらに職員に周知し、調達率の向上を目指します。

(2)環境負荷の少ない暮らし方の促進

ごみの減量、資源化等に対する市民・事業者の理解を促進するため、広報等によりごみの収集量や処理にかかる費用について周知していきます。環境に大きな負荷を与える廃棄物の処理については、分別収集をはじめとする廃棄物の適正処理を継続し、再資源化の推進に向け３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）を推進します。さらに家庭用太陽光発電の普及にも取り組み、また、香美市地球温暖化対策地域推進計画に基づいて、市民・事業者と協働で省エネルギー化や低炭素社会の実現に向けて取り組みます。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節　ごみに関する動向

1.社会の動き

(1)法体系

廃棄物に係る法整備には汚物清掃法（明治33年施行）※の施行以来、時代によって新たな視点や要求が加わり、現在に至っています。現在の廃棄物処理等に関する法制度を以下に示します。

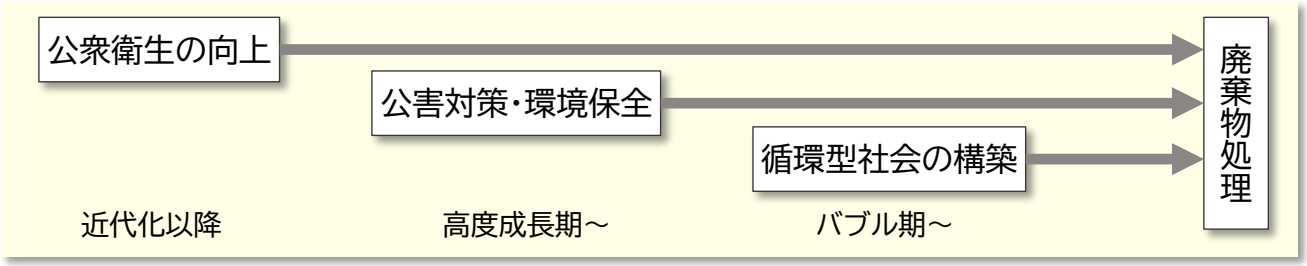

図27　法制度の視点の変遷

※ 日本最初の廃棄物に関する法律

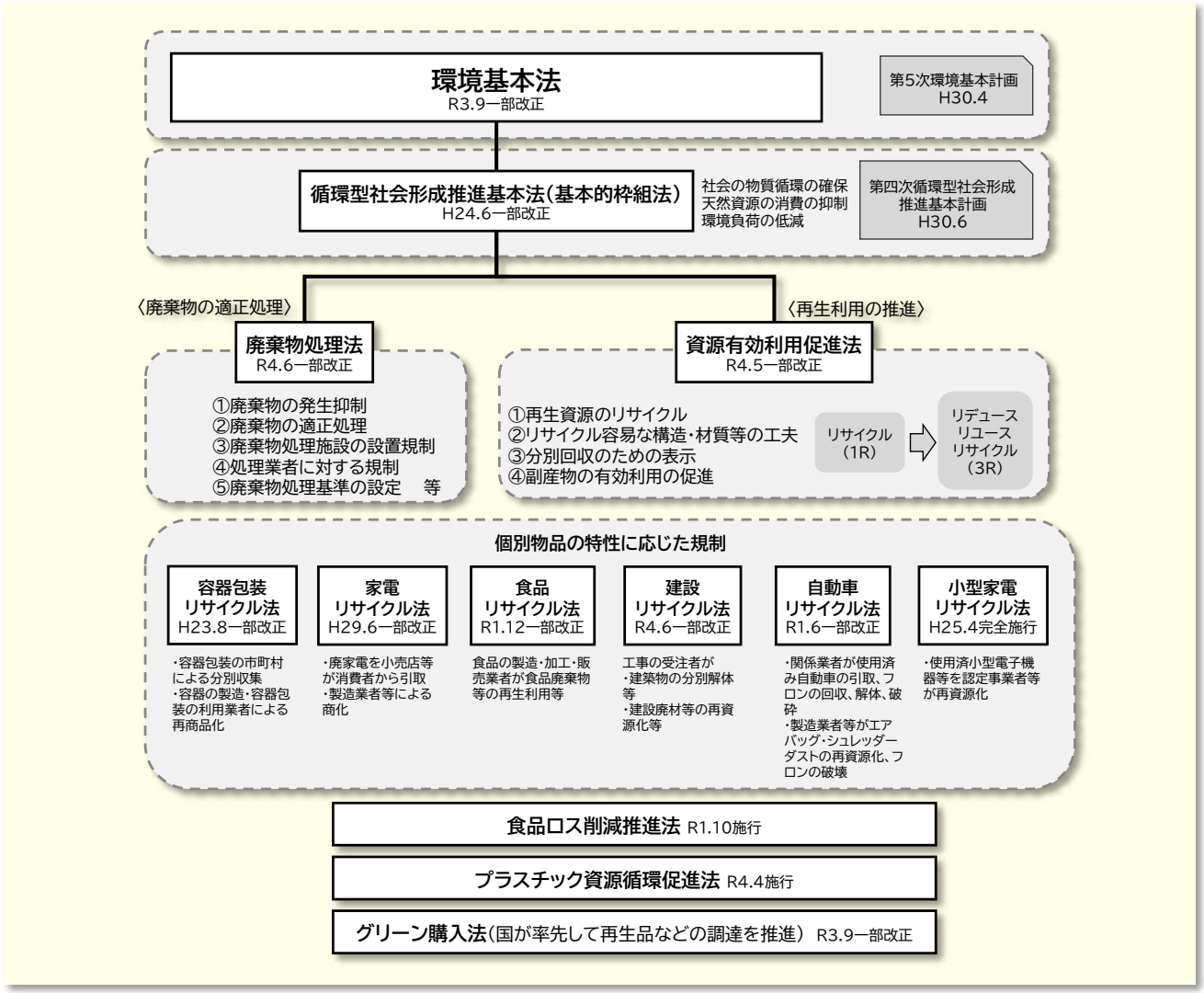

図28　循環型社会を形成するための法制度

(2)社会情勢

平成12（2000）年公布の「循環型社会形成推進基本法」で、処理の優先順位

1. 発生抑制
2. 再使用
3. 再生利用
4. 熱回収
5. 適正処分

が初めて法定化されました。これまでの発生抑制(Reduse)、再利用(Reuse)、再生利用(Recycle)の3Rの推進のうち、再生利用(Recycle)の法制度が制定されるなど取組が進む一方で、優先順位が高いにも関わらず、発生抑制(Reduse)、再利用(Reuse)の取組や成果の進捗の把握は難しい状況にあります。

令和6年8月に策定された第五次循環型社会形成推進基本計画では、「循環経済を国家戦略に」を合言葉に、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行に国家戦略として取り組み、環境制約、産業競争力強化・経済安全保障、地方創生・質の高い暮らしの実現という様々な社会的課題を同時に解決していくことを目指しています。市町村には、地域の市民、事業者、NPO・NGO等の各主体間の連携・協働を促進するコーディネーター役として、地域単位での住民の生活に密着した循環システムを構築することが求められています。また、国民には、消費者として、3R+Renewableを徹底し、資源循環に配慮した消費行動に積極的に取り組むことが期待されています。

一般廃棄物処理を取り巻くすう勢は、3Rの取組がより進む社会経済システムの構築を目指す方向に進んでいますが、ここ数年は特に、

①食品ロス対策
②プラスチック類対策

の視点が求められています。

■3Rってなに？

ごみを減らすための3つの行動の頭文字Rを取って3R(スリーアール)といいます。

Reduce(リデュース)「ごみの発生抑制」:ごみになるものを増やさない

Reuse(リユース)「資源の再利用」:使えるものは繰り返し使う

Recycle(リサイクル)「資源の再生利用」:資源としてもう一度使う

(＋Renewable(リニューアブル)：再生可能な資源に替える)

■循環経済（サーキュラーエコノミー）ってなに？

「サーキュラーエコノミー」は、わかりやすく言うと「まあるい経済」。
その名のとおり、あらゆるものをぐるぐると循環させる経済です。
この考え方では、私たちの行動も
「ものを買う」「ものを使う」「資源ごとに分ける」「資源をまわす」
その結果うまれた「ものを買う」…というように、
ぐるぐると循環させていくことが大切で、
これを「循環型消費行動」と呼んでいます。

（経済産業省　「サーキュラーエコノミーをわかりやすく、行動しやすくするサイト」より引用）

①食品ロス対策

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品のことです。作りすぎや売れ残り、食べ残し、部位の過剰な除去、賞味期限切れ、小さな傷など廃棄する理由は様々です。我が国は、令和5(2024)年度、約464万トンの食品ロス等を発生させており、このうち家庭からの食品ロスが約233万トン(国民1人当たり1日約101g)、事業系の食品ロスが約231万トンと推計されています。

食品ロス量は、令和元(2019)年7月に公表した「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(以下、「食品リサイクル法」※という。)の基本方針において、食品関連事業者から発生する事業系食品ロスを、平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに半減させる目標を設定しています。

②プラスチック類対策

これまでプラスチック使用製品廃棄物は容器包装リサイクル法に基づき、プラスチック製容器包装のみ分別収集、再商品化が進められ、その他のプラスチック使用製品廃棄物の多くは可燃ごみとして処理されてきました。

令和3(2021)年6月に成立したプラスチック資源循環促進法はプラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物についても再商品化できる仕組みとなっています。

この法律に基づけば、市町村はプラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように市民に周知するよう努めなければならないこととなっています。分別収集されたプラスチック使用製品廃棄物を、市区町村の状況に応じて以下の2つの方法で再商品化することが可能となります。

(1)容器包装リサイクル法に規定する指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）に委託し、再商品化を行う方法

(2)市区町村が単独で又は共同して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化実施者と連携して再商品化を行う方法

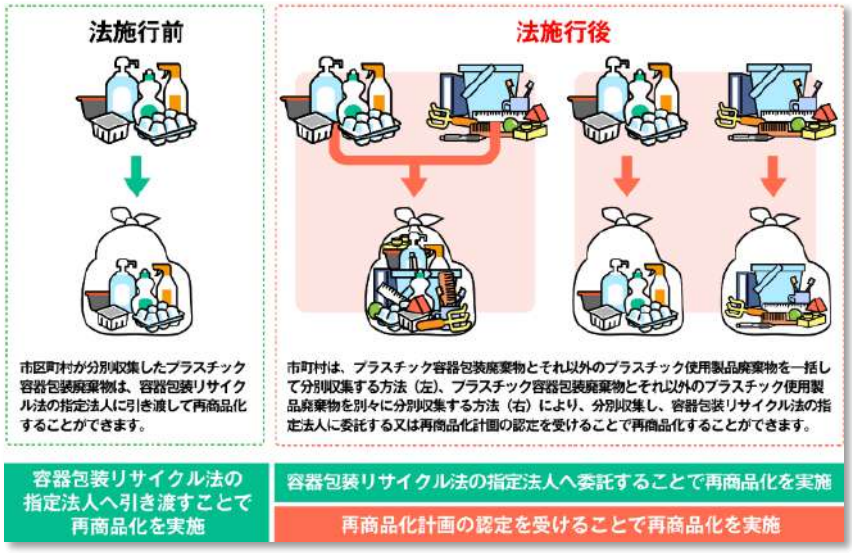

出典：環境省　「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の普及啓発ページ

図29　プラスチック使用製品廃棄物の再商品化方法のイメージ図

なお、プラスチック類対策としてはプラスチック類削減、プラスチックごみゼロに向けた取組も重要です。

※ 食品リサイクル法とは、食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程において生じたくずなどの食品廃棄物の発生抑制と再生利用のために、食品関連事業者などが取り組むべき事項が規定されている法律

(3)地球温暖化対策

本市では、平成21年度に香美市地球温暖化対策地域推進計画を策定しました。さらに令和4年3月には、区域における温室効果ガスの排出削減に向けた中長期的な目標を新たに定め、地球温暖化対策を推進していくこととし、削減目標を、「2030年度に2013年度比46％削減」に見直しました。さらに、長期目標として、2050年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、実現に向けて取り組んでいきます。

2.本市の現状とごみ処理の動向

(1)本市のごみ処理について

本市のごみ処理体系を図30に示します。

家庭系ごみの収集運搬については、本市が委託した業者で行っています。

事業系ごみの収集運搬については、本市が許可した業者で行っています。

可燃ごみの処理については、一部事務組合である香南清掃組合のまほろばクリーンセンターにて焼却処理を行い、焼却灰については県外の一般廃棄物最終処分場に搬出し、最終埋立処分を行っていますが、平成31年度から同時に高知県内にてセメントの原料化によるリサイクルを行っています。

資源ごみのうち金属類、紙類、衣類、その他不燃物は民間業者へ委託し、選別や圧縮・破砕等を行ったのち、資源化されています。ビン類、ペットボトル、プラスチック製容器包装は民間業者により選別・圧縮（ビン類は選別のみ）したのち、日本容器包装リサイクル協会により資源化されています。

粗大ごみは民間業者により破砕、選別等したのち、資源化されています。

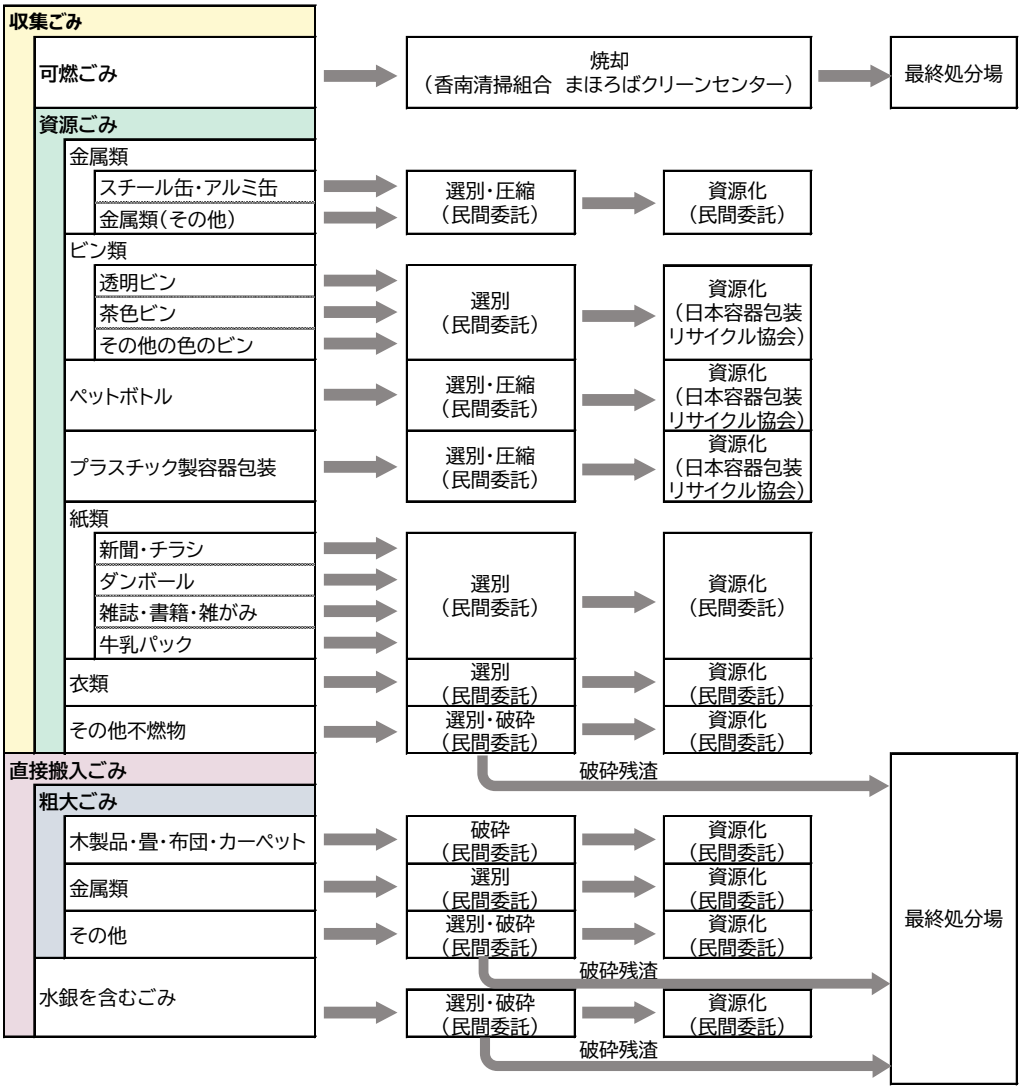

図30　ごみ処理体系

(2)収集･運搬について

①分別収集区分

本市の家庭系ごみの分別収集区分を表7に示します。

表7　家庭系ごみの分別収集区分

○：ステーション方式での収集

区分			土佐山田町	香北町･物部町
可燃ごみ			○	○
資源ごみ	金属類	アルミ缶・スチール缶 ※飲料用の缶	○	○
		金属類（その他）	○	○
	ビン類（食品用・飲み薬用）	透明ビン	○	○
		茶色ビン	○	○
		その他色ビン	○	○
	ペットボトル		○	○
	プラスチック製容器包装		○	○
	紙	新聞・チラシ	○	○
		ダンボール	○	○
		雑誌・雑がみ	○	○
		牛乳パック	○	○
	衣類		○	○
	その他不燃物		○	○
家電４品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）			引取り義務有り（家電リサイクル法対象品） リサイクル料金・収集運搬料金を支払い、小売業者に引取り依頼 引取り義務なし リサイクル料金・収集運搬料金を支払い、市役所へ持込みか、家電リサイクル券システム導入店に引取りを依頼。またはリサイクル料金を支払い指定引取場所に持参	
粗大ごみ			直接搬入	直接搬入
水銀を含むごみ	蛍光管		拠点回収のみ	○及び拠点回収
	乾電池		拠点回収のみ	○及び拠点回収
	温度計・体温計・鏡		拠点回収のみ	○及び拠点回収

②収集方法

可燃ごみは本市が委託した業者による収集・運搬とし、香南清掃組合のまほろばクリーンセンターへ搬入されています。

資源ごみ及び不燃ごみは本市が委託した業者による収集・運搬を行っています。

事業系可燃ごみは本市が許可した業者による収集・運搬を行っています。

粗大ごみは原則として個人の持ち込みとし、香美市立一般廃棄物処理場または香北町永野粗大ごみ仮置き場へ直接搬入することとなっています。

表8　各地区の収集方法

搬入者	収集区分	回数			収集方法
		土佐山田町	香北町	物部町	
委託業者	可燃ごみ	週2回	週1～3回	週1～月2回	ステーション方式
	金属類	月1回	月2回	週1～月2回	ステーション方式
	びん類	月1回	月2回	週1～月2回	ステーション方式
	ペットボトル	月1回	月2回	週1～月2回	ステーション方式
	プラスチック製容器包装	週1回	週1～月2回	週1～月2回	ステーション方式
	紙類	月1回	週1～3回	週1～月2回	ステーション方式
	衣類	月1回	月2回	週1～月2回	ステーション方式
	その他の不燃物	月1回	月2回	週1～月2回	ステーション方式
許可業者	事業系可燃ごみ	随時	随時	随時	個別収集
個人	粗大ごみ	第3日曜日と翌日の月曜日	月1回	月1回	処理場へ直接持ち込み
	廃家電4品目	随時	随時	随時	小売業者または市へ直接持ち込み
	水銀を含むごみ	なし	月2回	週1～月2回	土佐山田町：拠点回収 香北町・物部町：拠点回収及びステーション方式

(3)中間処理施設の概要

本市で収集された燃えるごみは、香南清掃組合のまほろばクリーンセンターにおいて焼却・破砕処理を行っています。施設の概要を表9に示します。

表9　香南清掃組合　まほろばクリーンセンターの概要

施設名称	香南清掃組合　まほろばクリーンセンター
所在地	高知県南国市廿枝1455
着工	平成26年1月
竣工	平成29年4月
焼却方式	全連続燃焼式機械炉（ストーカー炉）
処理能力	120t/24h（60t/24h×2炉）
発電能力	1,550kWh
余熱利用設備	発電、場内余熱利用、足湯

(4)最終処分場の概要

本市では、1箇所の最終処分場を有しており、不燃ごみ、粗大ごみの埋立処分を行ってきましたが、現在は休止中です。なお、香南清掃組合ごみ焼却施設で発生する焼却残渣については、全て民間の最終処分場に埋立処分されています。

本市の最終処分場の概要を表10に示します。次期最終処分場が供用開始するまでは、最終処分はすべて民間委託で行うこととします。最終処分量の削減を推進するとともに、次期最終処分場の計画的な整備についても検討していきます。

表10　最終処分場の概要

施設名称	香美市立一般廃棄物処理場
所在地	香美市土佐山田町楠目字手打谷1896
埋立対象物	不燃ごみ、粗大ごみ
埋立開始年度	昭和55年度
埋立面積	9,306 m^2
埋立容量	54,000 m^3
埋立残余容量	僅少
管理体制	一部委託

3.ごみ排出量、ごみ処理量の推移

(1)家庭系ごみ排出量の推移

図31に過去10年の家庭系収集ごみ量の推移を示します。収集ごみ全体の約8割を可燃ごみが占めており、次いで資源ごみ、不燃ごみとなっています。10年間で可燃ごみは約1割減少しており、資源ごみは約3割減少しています。不燃ごみは令和2年度までは増減を繰り返しながら推移していましたが、令和2年度以降は減少傾向にあります。

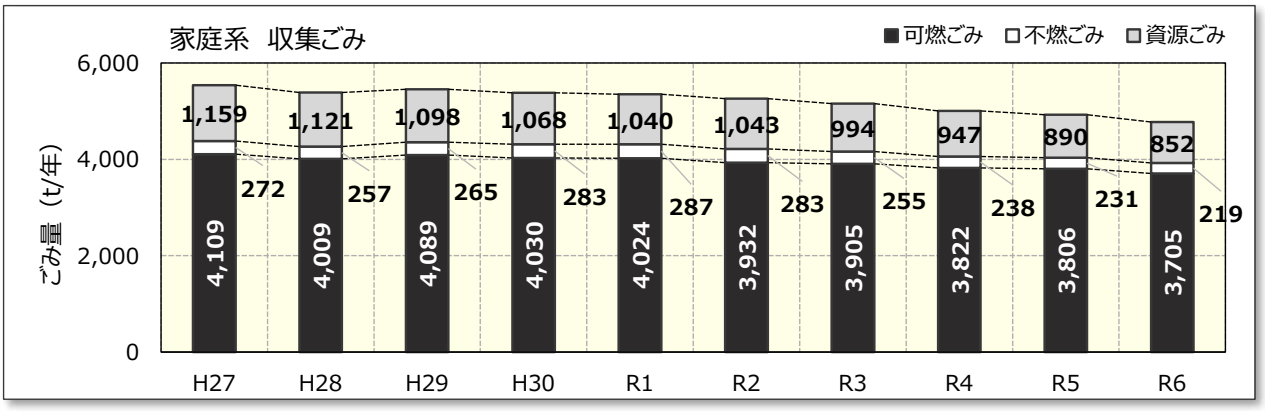

図31　家庭系収集ごみ量の推移

図32に過去10年の家庭系直接搬入ごみ量の推移を示します。直近の3年では資源ごみが最も多くなっています。総量は年間800t前後で増減を繰り返しながら推移しています。

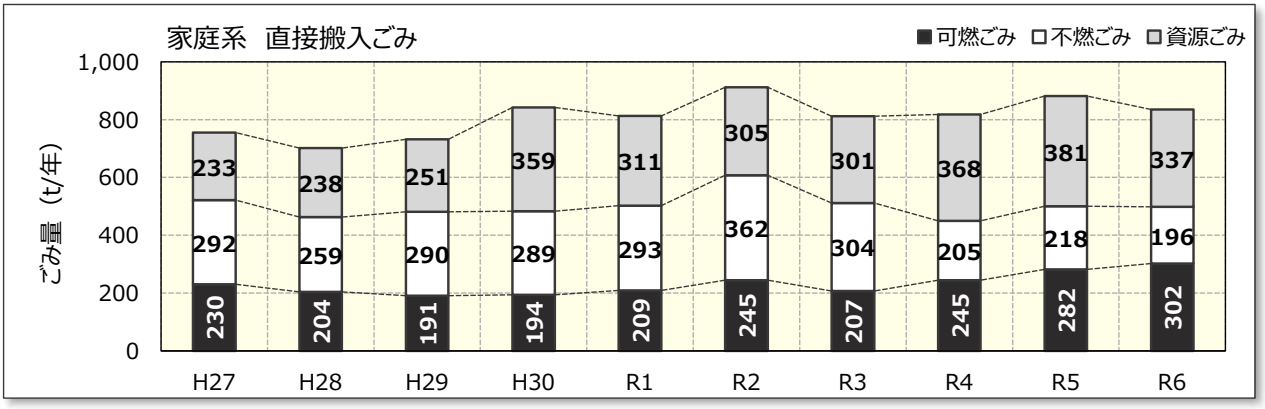

図32　家庭系直接搬入ごみ量の推移

図33に家庭系ごみ排出量合計の推移を示します。平成27年度から令和2年度までは増減を繰り返しながら6,200 t/年前後で推移していましたが、令和2年度以降は減少傾向にあります。最も多い平成27年度の6,295t/年と比較して、令和6年度は5,611t/年と約11%減少しています。

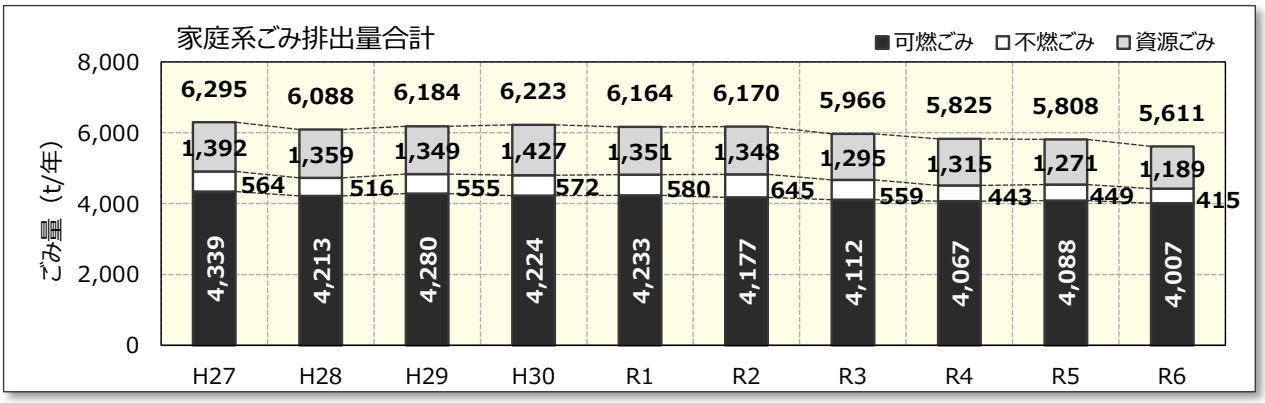

図33　家庭系ごみ排出量合計の推移

4.事業系ごみ排出量の推移

図34に事業系ごみ排出量の推移を示します。事業系ごみのほとんどが収集可燃ごみとなっています。総量は令和4年度までは1,400t/年前後で横ばいに推移していましたが、令和4～令和6年度は減少傾向にあり、最も多い令和元年度の1,445t/年と比較して、令和6年度は1,131t/年と、約22%減少しています。

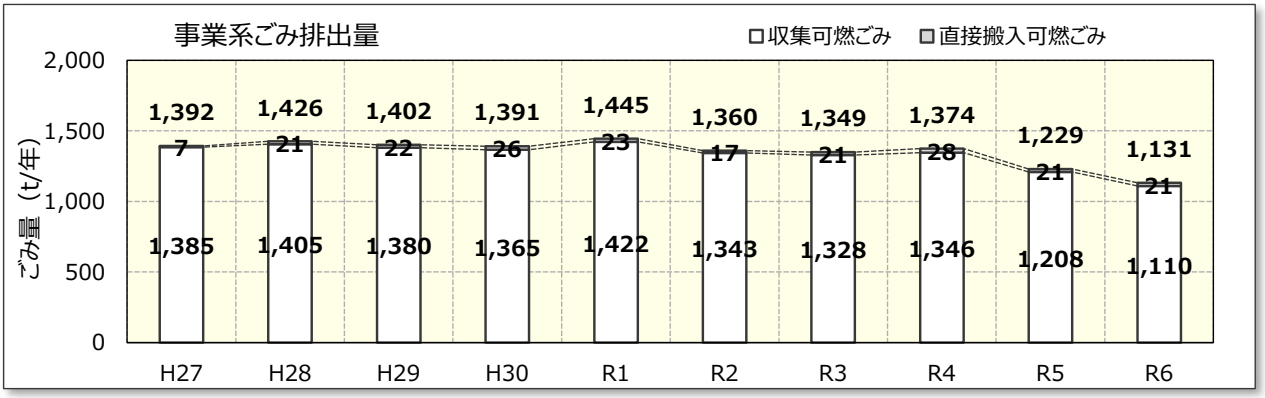

図34　事業系ごみ量の推移

5.本市のごみ総排出量

図35に本市のごみ総排出量を示します。平成29年度から平成30年度にかけてはごみ総排出量が増加していますが、令和元年度以降は減少傾向にあり、最も多い平成27年度の7,687t/年と比較して、令和6年度は6,742t/年と、約12%減少しています。

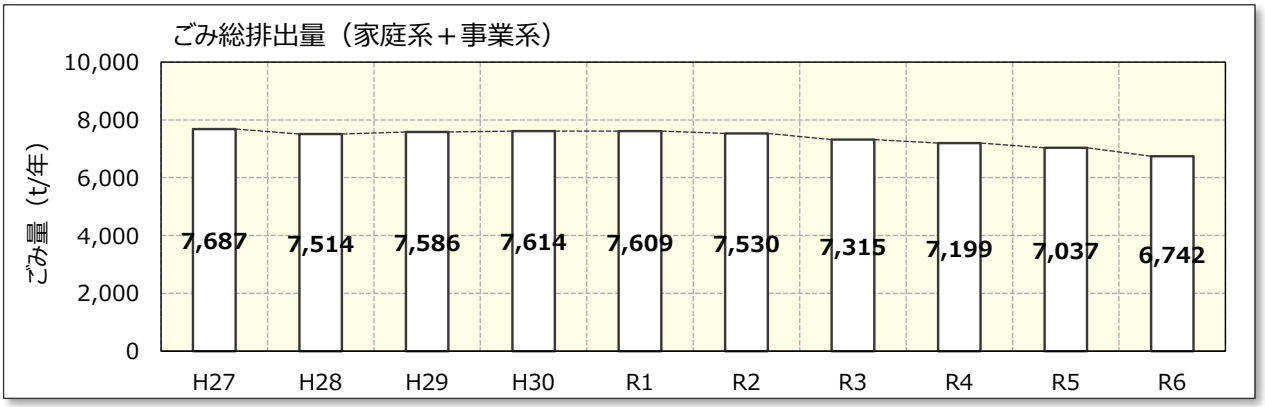

図35　ごみ総排出量の推移

図36に1人1日当たりのごみ排出量を示します。1人1日当たりのごみ排出量（事業系をのぞく）は令和2年度を、1人1日当たりのごみ排出量（事業系を含む）は令和元年度をピークに概ね減少傾向にあります。

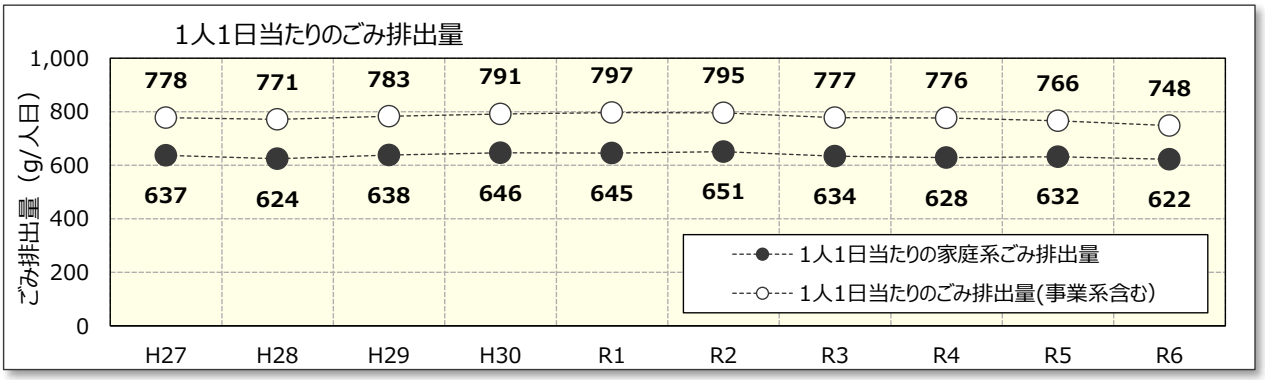

図36　1人1日当たりのごみ排出量の推移

表11　ごみ排出量の推移（1/2）

区分			単位	H27	H28	H29	H30	R1
行政区域内人口								
	計画収集人口		人	27,016	26,699	26,514	26,363	26,094
	自家処理人口		人	0	0	0	0	0
合計			人	27,016	26,699	26,514	26,363	26,094
(1)家庭系ごみ								
	①収集ごみ							
		①-1 可燃ごみ	t/年	4,109	4,009	4,089	4,030	4,024
		①-2 不燃ごみ	t/年	272	257	265	283	287
		①-3 資源ごみ	t/年	1,159	1,121	1,098	1,068	1,040
	②直接搬入ごみ							
		②-1 可燃ごみ	t/年	230	204	191	194	209
		②-2 不燃ごみ	t/年	292	259	290	289	293
		②-3 資源ごみ	t/年	233	238	251	359	311
	③合計							
		③-1 可燃ごみ	t/年	4,339	4,213	4,280	4,224	4,233
		③-2 不燃ごみ	t/年	564	516	555	572	580
		③-3 資源ごみ	t/年	1,392	1,359	1,349	1,427	1,351
家庭系ごみ総排出量			t/年	6,295	6,088	6,184	6,223	6,164
(2)事業系ごみ								
	①収集可燃ごみ		t/年	1,385	1,405	1,380	1,365	1,422
	②直接搬入可燃ごみ		t/年	7	21	22	26	23
事業系ごみ総排出量			t/年	1,392	1,426	1,402	1,391	1,445
ごみ総排出量（家庭系＋事業系）			**t/年**	**7,687**	**7,514**	**7,586**	**7,614**	**7,609**

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量							
	可燃ごみ	g/人日	439	432	442	439	443
	不燃ごみ	g/人日	57	53	57	59	61
	資源ごみ	g/人日	141	139	139	148	141
合計		**g/人日**	**637**	**624**	**638**	**646**	**645**

1人1日当たりのごみ排出量(事業系含む)							
	可燃ごみ	g/人日	580	579	587	584	595
	不燃ごみ	g/人日	57	53	57	59	61
	資源ごみ	g/人日	141	139	139	148	141
合計		**g/人日**	**778**	**771**	**783**	**791**	**797**

※四捨五入の関係で各値と合計値が一致しない場合がある。

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

表12　ごみ排出量の推移（2/2）

区分	単位	R2	R3	R4	R5	R6
行政区域内人口						
計画収集人口	人	25,948	25,778	25,454	25,097	24,713
自家処理人口	人	0	0	0	0	0
合計	人	25,948	25,778	25,454	25,097	24,713
(1)家庭系ごみ						
①収集ごみ						
①-1 可燃ごみ	t/年	3,932	3,905	3,822	3,806	3,705
①-2 不燃ごみ	t/年	283	255	238	231	219
①-3 資源ごみ	t/年	1,043	994	947	890	852
②直接搬入ごみ						
②-1 可燃ごみ	t/年	245	207	245	282	302
②-2 不燃ごみ	t/年	362	304	205	218	196
②-3 資源ごみ	t/年	305	301	368	381	337
③合計						
③-1 可燃ごみ	t/年	4,177	4,112	4,067	4,088	4,007
③-2 不燃ごみ	t/年	645	559	443	449	415
③-3 資源ごみ	t/年	1,348	1,295	1,315	1,271	1,189
家庭系ごみ総排出量	t/年	6,170	5,966	5,825	5,808	5,611
(2)事業系ごみ						
①収集可燃ごみ	t/年	1,343	1,328	1,346	1,208	1,110
②直接搬入可燃ごみ	t/年	17	21	28	21	21
事業系ごみ総排出量	t/年	1,360	1,349	1,374	1,229	1,131
ごみ総排出量（家庭系＋事業系）	**t/年**	**7,530**	**7,315**	**7,199**	**7,037**	**6,742**

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量						
可燃ごみ	g/人日	441	437	438	445	444
不燃ごみ	g/人日	68	59	48	49	46
資源ごみ	g/人日	142	138	142	138	132
合計	**g/人日**	**651**	**634**	**628**	**632**	**622**

1人1日当たりのごみ排出量(事業系含む)						
可燃ごみ	g/人日	585	580	586	579	570
不燃ごみ	g/人日	68	59	48	49	46
資源ごみ	g/人日	142	138	142	138	132
合計	**g/人日**	**795**	**777**	**776**	**766**	**748**

※四捨五入の関係で各値と合計値が一致しない場合がある。

※出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

6.資源化量及び最終処分量の推移

図37に焼却処理量と資源化量の推移を示します。ごみ排出量が減少するとともに、資源化量も減少傾向にあります。

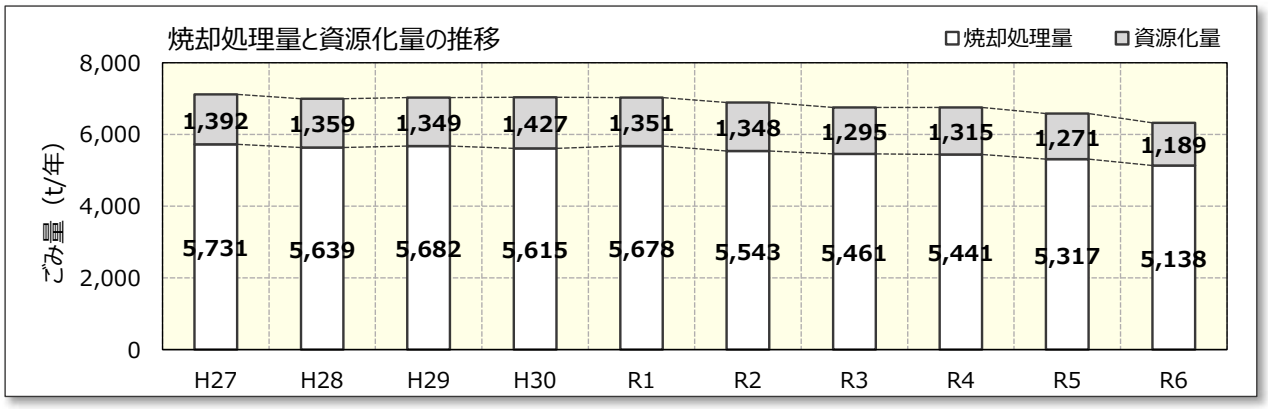

図37　焼却処理量と資源化量の推移

図38にリサイクル率の推移を示します。過去10年間では概ね横ばいで推移しています。

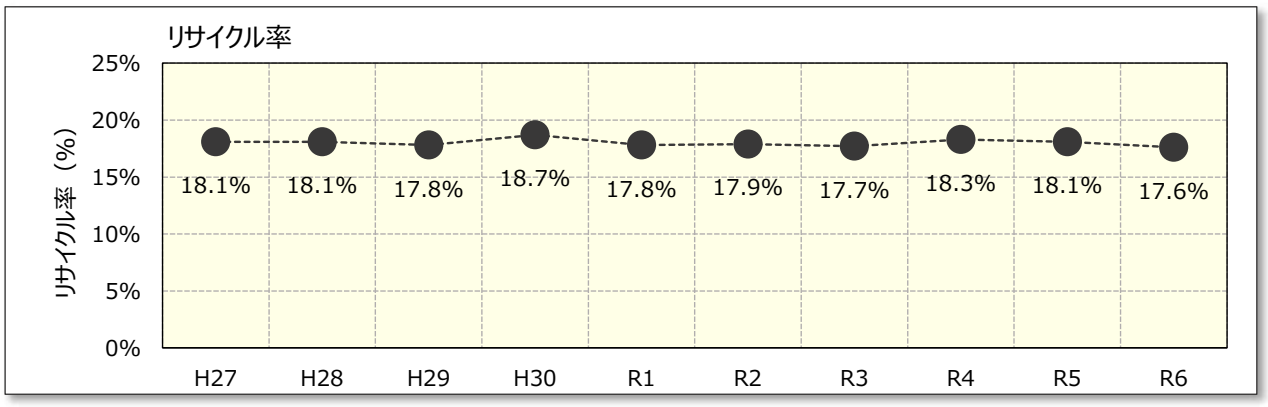

※リサイクル率＝資源化量÷ごみ総排出量

図38　リサイクル率の推移

図39に最終処分量の推移を示します。直接最終処分量は令和2年度以降では減少傾向となっています。

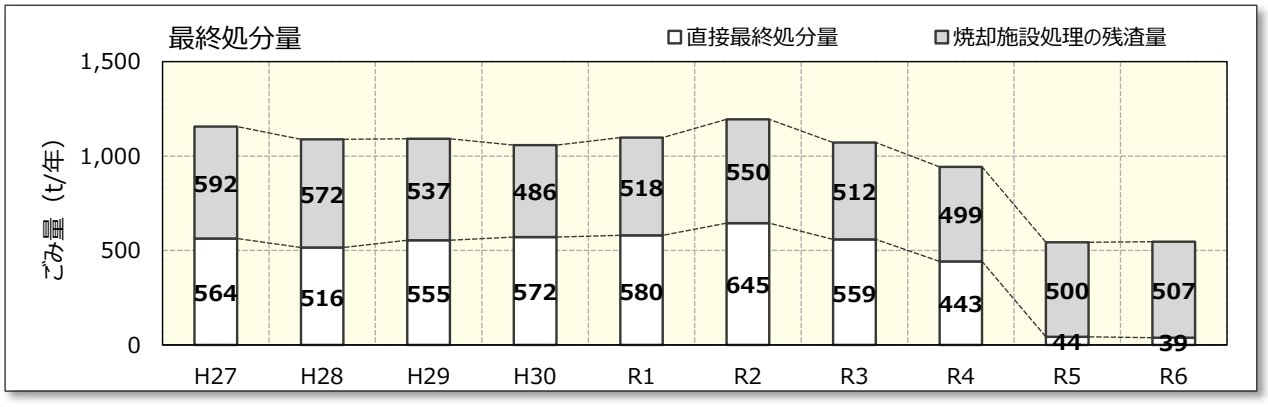

※令和5年度に集計方法を変更したため、直接最終処分量が減少している。

図39　最終処分量の推移

表13　資源化量及び最終処分量の推移（1/2）

区分	単位	H27	H28	H29	H30	R1
ごみ総排出量	t/年	7,687	7,514	7,586	7,614	7,609
焼却処理量	t/年	5,731	5,639	5,682	5,615	5,678
資源化量	t/年	1,392	1,359	1,349	1,427	1,351
リサイクル率	%	**18.1%**	**18.1%**	**17.8%**	**18.7%**	**17.8%**
直接最終処分量	t/年	564	516	555	572	580
焼却施設処理の残渣量	t/年	592	572	537	486	518
最終処分量	t/年	**1,156**	**1,088**	**1,092**	**1,058**	**1,098**
最終処分量(従来の集計方法)	t/年	**1,156**	**1,088**	**1,092**	**1,058**	**1,098**

※四捨五入の関係で各値と合計値が一致しない場合がある。

※出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

表14　資源化量及び最終処分量の推移（2/2）

区分	単位	R2	R3	R4	R5	R6
ごみ総排出量	t/年	7,530	7,315	7,199	7,037	6,742
焼却処理量	t/年	5,543	5,461	5,441	5,317	5,138
資源化量	t/年	1,348	1,295	1,315	1,271	1,189
リサイクル率	%	**17.9%**	**17.7%**	**18.3%**	**18.1%**	**17.6%**
直接最終処分量	t/年	645	559	443	44	39
焼却施設処理の残渣量	t/年	550	512	499	500	507
最終処分量	t/年	**1,195**	**1,071**	**942**	**544**	**546**
最終処分量(従来の集計方法)	t/年	**1,195**	**1,071**	**942**	**949**	**922**

※四捨五入の関係で各値と合計値が一致しない場合がある。

※出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

第2節 現行計画の総括

1.目標達成状況と実績値の推移

現行計画における目標達成状況を表15に示します。

表15　数値目標の達成状況

項目	単位	令和6年度		現行計画目標値（令和7年度）	令和7年度の目標達成まで
		実績値	達成状況		
①ごみ総排出量	t/年	6,742	達成	6,904	162t/年下回って達成
②リサイクル率	%	17.6	未達成	20.0	あと2.4ptの増加が必要
③最終処分量	t/年	546	達成	940	394t/年下回って達成
④1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人日	622	達成	645	23g/人日下回って達成

以下に、各数値目標についての現状分析を示します。

(1)ごみ総排出量

ごみ総排出量は、令和7年度の目標値6,904t/年に対して、令和6年度時点で6,742t/年と、162t/年下回っており、現行計画の目標を達成しています。ごみ総排出量は令和元年度以降で減少傾向にあり、令和7年度の目標は達成すると見込まれます。

(2)リサイクル率

リサイクル率は、令和7年度の目標値20.0%に対して、令和6年度時点で17.6%と、目標まであと2.4ptの増加が必要です。リサイクル率は過去10年間では概ね横ばい傾向にあり、ごみ総排出量が減少していく中で資源ごみ排出量も減少していることや、簡易包装やペットボトルの軽量化等により、リサイクル率を上げることは難しいと考えられます。

(3)最終処分量

最終処分量は、令和7年度の目標値940t/年に対して、令和6年度時点で546t/年と、394ｔ/年下回っており、現行計画の目標を達成しています。最終処分量は令和5、6年度と概ね横ばいで推移しており、令和7年度の目標は達成すると見込まれます。

(4)1人1日当たりのごみ排出量(事業系のぞく)

1人1日当たりのごみ排出量（事業系のぞく）は、令和7年度の目標値645g/人日に対して、令和6年度時点で622g/人日と、23g/人日下回っており、現行計画の目標を達成しています。1人1日当たりのごみ排出量（事業系のぞく）は令和元年度より減少傾向にあり、令和7年度の目標は達成すると見込まれます。

2.課題の抽出

(1)国･高知県との比較

1人1日あたりのごみ排出量(事業系、資源ごみのぞく)の国・高知県と本市の比較を図40に示します。本市は高知県全体よりは少ないですが、国全体よりは15g/人日多い結果となっています。

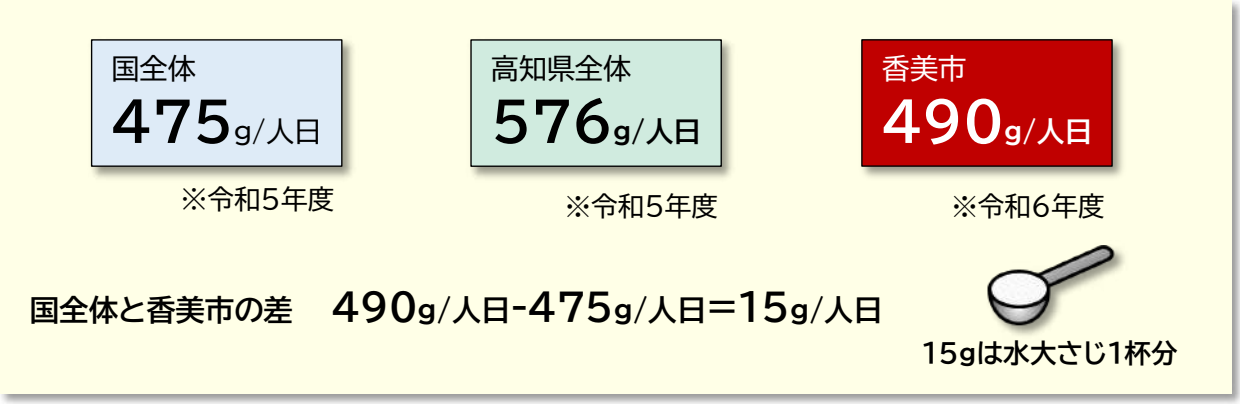

出典：【国全体】日本の廃棄物処理令和5年度版（環境省環境再生・資源循環局　廃棄物適正処理推進課）
【高知県、香美市】：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

図40　国・高知県との比較

(2)リサイクル率について

本市のリサイクル率は過去10年で横ばい傾向にあり、リサイクル率を上げることは難しくなってきています。これは、ごみ総排出量が減少していく中で、資源ごみ排出量も減少しており、国全体でも同様の傾向を示しています（図41）。

今後はリサイクル率を上げることよりも、ごみ排出量全体を減らしていくことや、分別を徹底して可燃ごみに混入している資源物を減らすことが重要です。

また、プラスチック資源循環促進法の施行にあわせて、プラスチック類削減に向けた取組を進めるとともに、プラスチック使用製品廃棄物についても分別・再資源化を検討する必要があります。

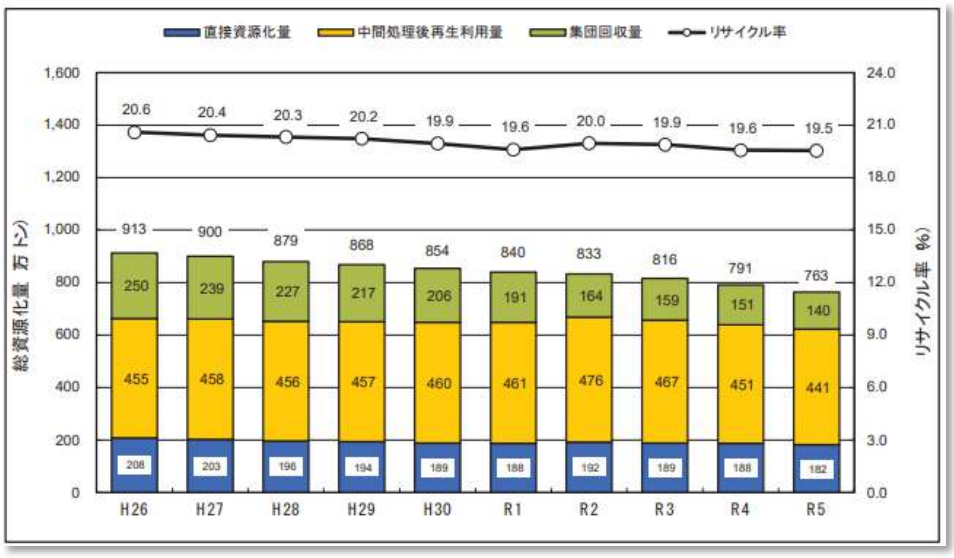

出典：一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和5年度）について（環境省）

図41　国のリサイクル率の推移

(3)収集･運搬について

本市の家庭系ごみの収集・運搬は、本市が委託した業者で行っています。現在は、地区ごとに収集回数が異なることや、ごみステーションの数や設備の差などがあります。今後は、さらに人口やごみ排出量が減少していくことが予想され、効率的・経済的な収集・運搬体制を検討する必要があります。

また、安定的なごみ処理を維持していくために、収集運搬処分手数料（指定ごみ袋等）についても検討する必要があります。

(4)食品ロス削減について

高知県では、食品ロス削減の取組を着実なものとするため、令和4（2022）年3月に「高知県食品ロス削減推進計画」を策定し、県民が食品ロスの現状や課題を認識し、その削減に向けた行動変容につなげる取組を進めていくこととしています。

高知県民1人1日当たりの家庭系食品ロス量は50.2g/人日で国全体よりも6.5g少なく、高知県民1人1日当たりの事業系食品ロス量は32.5g/人日で国全体よりも34.6g/人日少なくなっています（図42）。

また、食品ロス問題についての認知度も表16に示すように、高知県では90.2%が食品ロス問題について「よく知っている」「ある程度知っている」と答えており、国の調査よりも認知度が高い結果となっています。

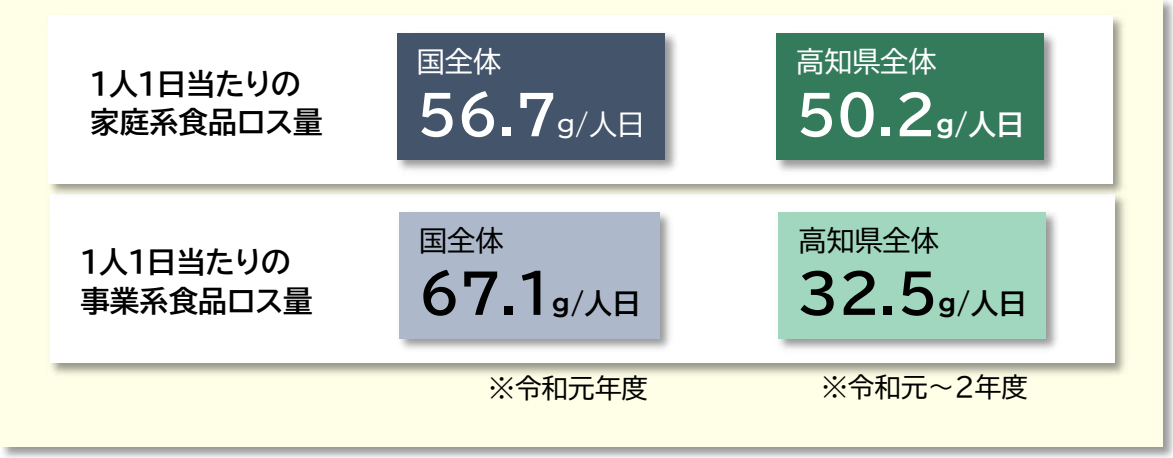

出典：高知県食品ロス削減推進計画（令和4年度～令和7年度）

図42　食品ロス量の比較

表16　食品ロス問題の認知度

Q:食品ロスが問題となっていることを知っていますか？				
選択肢	全国（令和2年度、消費者庁調べ）		高知県（令和3年度　高知県調べ）	
よく知っている	20.0%	79.4%	42.8%	90.2%
ある程度知っている	59.4%		47.4%	
あまり知らない	13.1%		6.6%	
全く知らない	7.5%		1.8%	

出典：高知県食品ロス削減推進計画（令和4年度～令和7年度）

本市においても、毎年10月を食品ロス削減月間とし広報等による啓発や、ホームページ上で食品ロスを減らすためのごみ減量の啓発等を進めていますが、社会情勢にあった食品ロスの削減に向けた取組を加速化する必要があります。

(5)リチウム蓄電池の廃棄について

モバイルバッテリーや小型扇風機等に使用されているリチウム蓄電池は、可燃・不燃ごみ等に混入して発火する可能性があります。ごみ処理施設やごみ収集車の火災は、ごみ処理に支障をきたし、作業員や周辺住民の方に被害が及ぶ危険性があります。

本市では、これらは市内のリサイクル協力店で回収をしていますが、引き続き、周知の徹底や啓発が必要です。

(6)最終処分について

本市では、1箇所の最終処分場を有しており、不燃ごみ、粗大ごみの埋立処分を行ってきましたが、現在は休止中です。なお、香南清掃組合ごみ焼却施設で発生する焼却残渣については、全て民間の最終処分場に埋立処分されています。

次期最終処分場が供用開始するまでは、最終処分はすべて民間委託で行うこととします。最終処分量の削減を推進するとともに、次期最終処分場の計画的な整備についても検討する必要があります。

第3節 ごみ処理の基本的考え方

1.家庭系ごみ処理の考え方

現在の分別品目、ごみ出し方法及び処理方法は次のとおりです。

(1)分別品目とごみの出し方

家庭系ごみの分別品目とごみの出し方は以下のとおりです。

表17　家庭系ごみの分別品目とごみの出し方

搬入者	収集区分	回数			収集方法
		土佐山田町	香北町	物部町	
委託業者	可燃ごみ	週2回	週1～3回	週1～月2回	ステーション方式
	金属類	月1回	月2回	週1～月2回	ステーション方式
	びん類	月1回	月2回	週1～月2回	ステーション方式
	ペットボトル	月1回	月2回	週1～月2回	ステーション方式
	プラスチック製容器包装	週1回	週1～月2回	週1～月2回	ステーション方式
	紙類	月1回	週1～3回	週1～月2回	ステーション方式
	衣類	月1回	月2回	週1～月2回	ステーション方式
	その他の不燃物	月1回	月2回	週1～月2回	ステーション方式
許可業者	事業系可燃ごみ	随時	随時	随時	個別収集
個人	粗大ごみ	第3日曜日と翌日の月曜日	月1回	月1回	処理場へ直接持ち込み
	廃家電4品目	随時	随時	随時	小売業者または市へ直接持ち込み
	水銀を含むごみ	なし	月2回	週1～月2回	土佐山田町：拠点回収 香北町・物部町：拠点回収及びステーション方式

(2)処理方法

家庭系ごみの処理方法は図43のとおりとします。

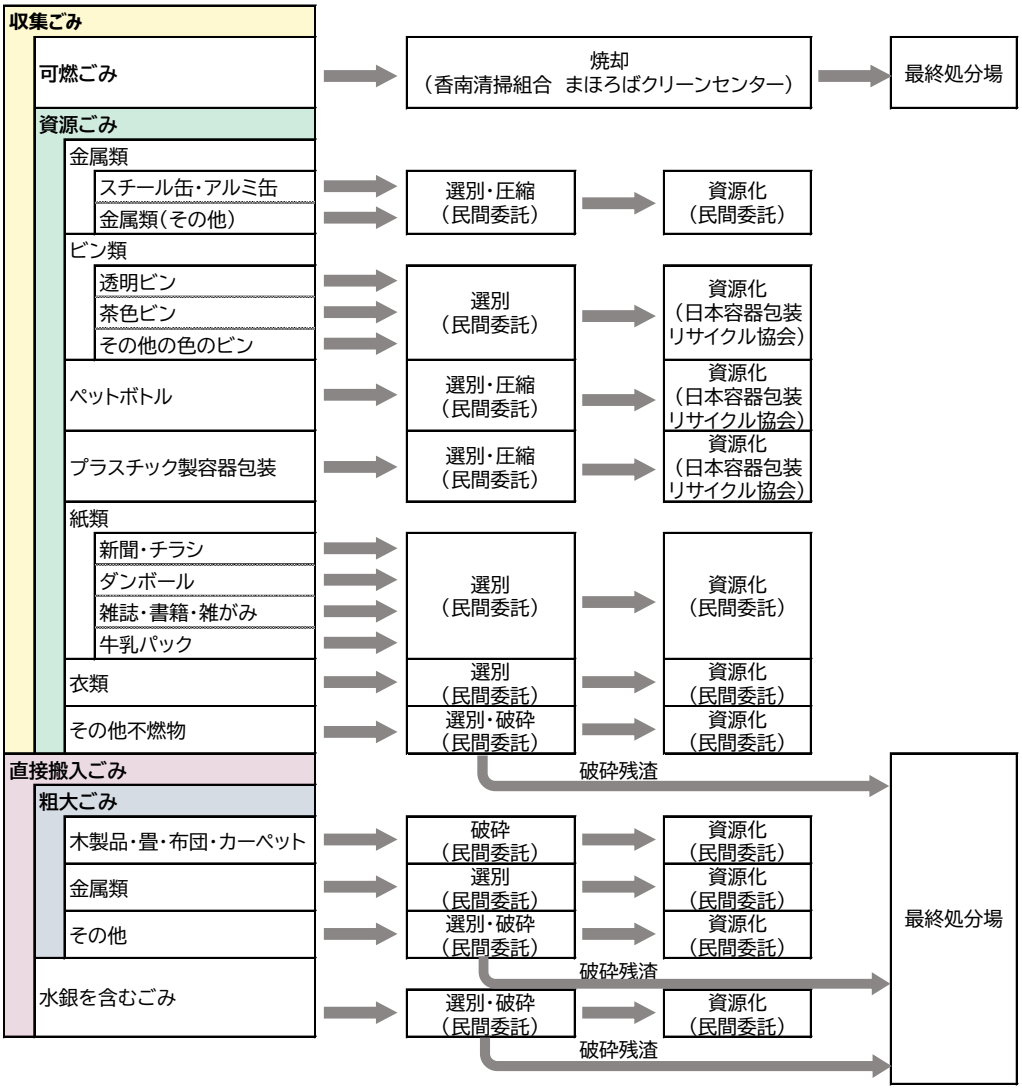

図43　ごみ処理体系

2.事業系ごみ処理の考え方

事業系ごみとは、商店、飲食店、事務所、工場、学習塾、ホテル、銀行など営利を目的とするものだけでなく、公立の病院や学校、市役所などの公共施設等、公共サービスを行っているものも含め、事業活動に伴って排出されるごみのことをいいます。

廃棄物処理法第3条において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められています。

本市では、事業系ごみは本市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託して処分することとなっています。

また、飲食店やスーパー等から排出される食品残渣については、食品リサイクル法に基づく再生利用を目的とした資源化処理が必要となります。

3.災害時のごみ処理の考え方

南海トラフ地震等の巨大地震の発生、気候変動に伴う強い台風や集中豪雨の増加等により、災害発生リスクが高まっています。

このような災害時に発生する廃棄物の処理を適正かつ迅速に行い、市民の健康と安全の確保、生活環境の早期回復等を図ることを目的に、令和7年6月に「香美市災害廃棄物処理計画」を改定しました。

本市が震災及び風水害を被った場合は、「香美市災害廃棄物処理計画」及び上位計画である「香美地域防災計画」に基づき、被災地域の安全と公衆衛生を確保しながら、被災地域から発生する災害廃棄物を適切かつ円滑に処理します。

発災後は、「香美市災害廃棄物処理計画」を基に、実際の被災状況から災害廃棄物の発生状況を的確に把握し、災害廃棄物処理を進めるための、災害廃棄物の処理方針や具体的な処理方法等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を速やかに策定します。

また、被害が甚大で本市のみで適切な処理ができないときは、「災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書」等に基づき、高知県に協力要請を行います。

今後も、災害発生時に市民や行政が行うべきことなどを示したガイドラインの作成を検討するとともに、国や高知県の廃棄物対策や防災対策の進捗等を踏まえ、計画の検証・見直しを行います。

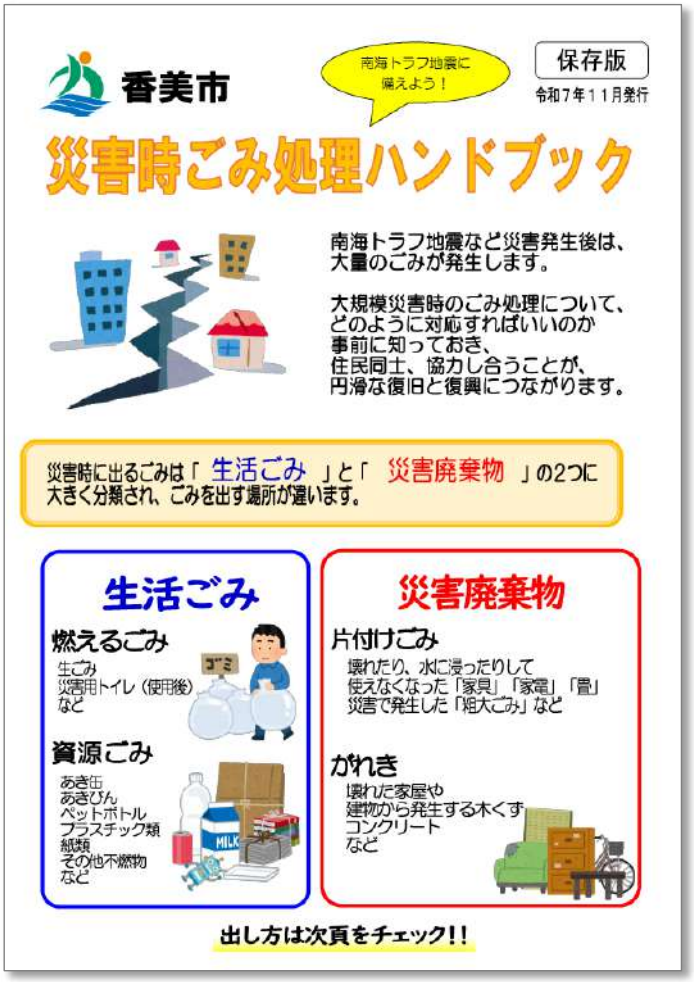

香美市災害ごみ処理ハンドブック（令和7年11月発行）【https://www.city.kami.lg.jp/soshiki/12/saigaigomi.html】

第4節 計画の目標

1.本市が目指す将来像

本計画では、第2次香美市振興計画(後期基本計画)の本市が目指すべき将来都市像を本計画における目指す将来像とし、これを実現するために目標値を設定します。

美しく豊かな自然に育まれ、共に支えあう

進化する自然共生文化都市・香美市

2.計画推進の基本的考え方

計画推進にあたり、市民、各種団体、事業者、行政における役割を図44に定めます。

市民、各種団体、事業者、行政が、それぞれの担うべき役割を責任もって果たし、また連携して取り組むことで、ごみの減量、資源化、適正処理を行います。

市民

●ごみを出さない暮らしの実践
（再使用を心がける、分別の徹底、水切りの徹底）
●食品ロスを減らす取組の実践

各種団体(自治会等)

●地域でごみのことを考える
●地域からメッセージを発信する
●地域でできることを実践する

事業者

●作ったものや売ったものから発生したごみの処理に責任を持つ
●事業系ごみをルールに従って処理する

行政

●収集・運搬体制等の整備・拡充
●ごみ減量や水切りの啓発活動
●食品ロス削減を推進する取組
●事業者として循環型社会推進に配慮した事業活動

図44　計画推進の基本的な考え方

3.数値目標

(1)目標値を設定する項目

目標値を設定する項目は、以下の2つの指標とします。

①1人1日当たりの家庭系ごみ排出量のうち可燃ごみ排出量

家庭系ごみのうち可燃ごみを減量するとともに、可燃ごみに含まれる資源物を分別する取組を促進するために設定します。

②1人1日当たりのごみ排出量(事業系含む)

事業系ごみを含めた市全体のごみ量減量を促進するために設定します。

(2)モニタリング指標(目標値とともに注視する項目)

(1)で示した2つの目標値が達成された場合に、以下の2つの指標をモニタリング指標とし、目標値と同時に注視することとします。

③最終処分量

取組によって最終処分量がどの程度減量できるかをモニタリングするために設定します。

④リサイクル率

排出されるごみのうち資源化される割合をモニタリングするために設定します。リサイクル率は大きく変動しないことを目指します。

(3)目標値を決定するための将来人口について

香美市人口ビジョン（平成27年9月策定）では、以下の短期、中期、長期目標を掲げ、市の人口の将来推計を行っています。

①短期目標(2020年)として、市への転入者数が転出者数を上回り人口が25,900人となる

②中期目標(2040年)として、人口規模21,000人を維持する

③長期目標(2060年)として、人口規模19,000人を維持する

これらの目標を達成した場合（香美市独自推計ケース5）の将来推計人口（平成28年度～令和7年度）と実績の差が小さいことから、本計画ではこの人口ビジョンの将来人口推計値を利用します。ただし、令和7年度の人口ビジョン推計人口は24,665人、実績値は24,341と324人の差があることから、人口ビジョンから324人を引いた人口を将来人口とします。

表18　人口ビジョンと総人口実績及び将来人口

年度	総人口 実績値	人口ビジョン ※太字以外は線形補間値	人口ビジョンと 実績値の差	将来人口	人口ビジョンと 将来人口の差	備考
平成27年度	27,016	**27,354**	-338			実績
平成28年度	26,699	27,063	-364			
平成29年度	26,514	26,773	-259			
平成30年度	26,363	26,482	-119			
令和元年度	26,094	26,192	-98			
令和2年度	25,948	**25,901**	47			
令和3年度	25,778	25,654	124			
令和4年度	25,454	25,407	47			
令和5年度	25,097	25,159	-62			
令和6年度	24,713	24,912	-199			
令和7年度	24,341	**24,665**	-324			
令和8年度		24,445		24,121	-324	予測
令和9年度		24,225		23,901	-324	
令和10年度		24,006		23,682	-324	
令和11年度		23,786		23,462	-324	
令和12年度		**23,566**		23,242	-324	
令和13年度		23,370		23,046	-324	
令和14年度		23,175		22,851	-324	
令和15年度		22,979		22,655	-324	
令和16年度		22,784		22,460	-324	
令和17年度		**22,588**		22,264	-324	

出典：「人口ビジョン」は香美市人口ビジョン（平成27年9月策定）の香美市独自推計ケース5

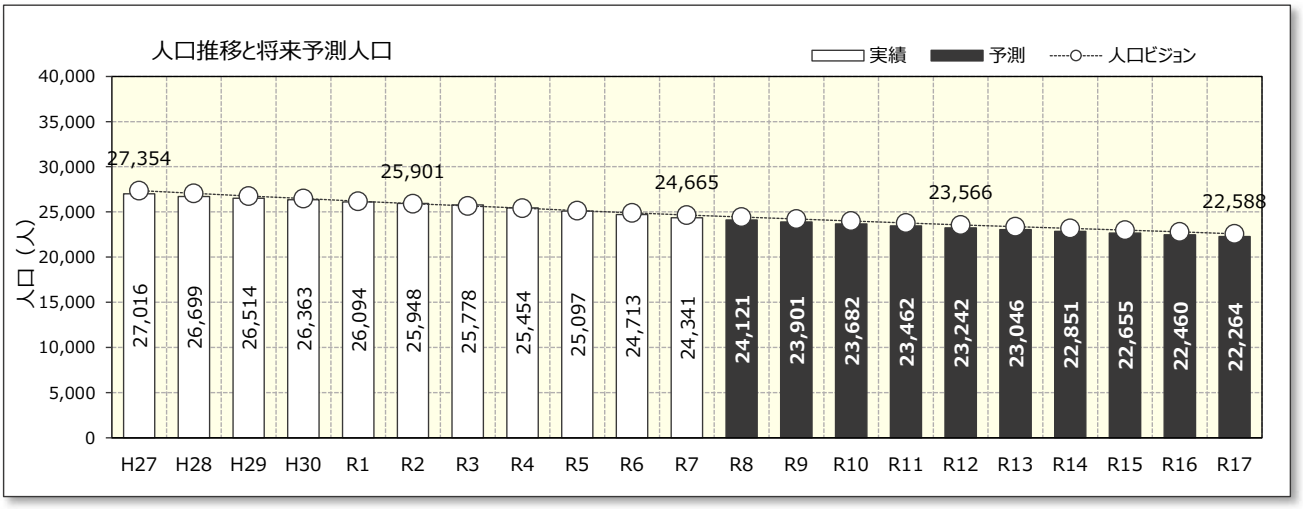

出典：「人口ビジョン」は香美市人口ビジョン（平成27年9月策定）の香美市独自推計ケース5

図45　人口推移と人口ビジョン及び将来人口

(4)現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測

現状のままで今後ごみ排出量が推移した場合のごみ排出量の推移を各項目ごとに予測しました。将来予測に使用した近似式は以下の3つです。

表19　将来予想に使用した近似式

	線形近似	指数近似	対数近似
数式 ※Xが経過時間、Yが値	Y=aX+b	Y=a*exp(bX)	Y=a*log(X)+b
グラフの形状	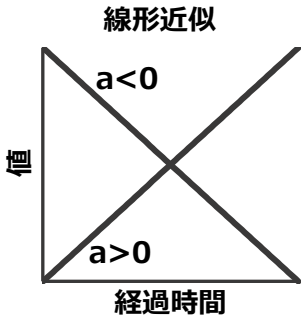	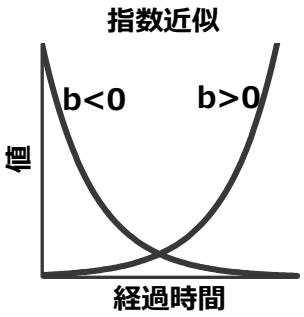	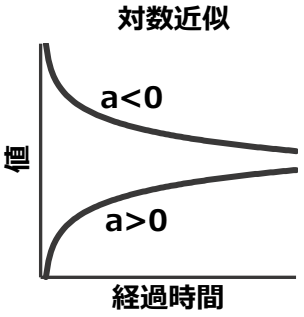
適用されるケース	傾きが一定で推移する場合。	減少する場合は時間が経過するにつれて傾きが緩やかになる。急激に増加、減少する場合に適用される。	減少する場合は時間が経過するにつれて減少の度合いが小さくなる場合に適用される。

各ごみ排出量の将来予測の考え方は以下の通りです。

①1人1日当たりの家庭系ごみ排出量のうち可燃ごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量が過去10年で概ね横ばいのため、過去10年の平均値で推移すると仮定しました。

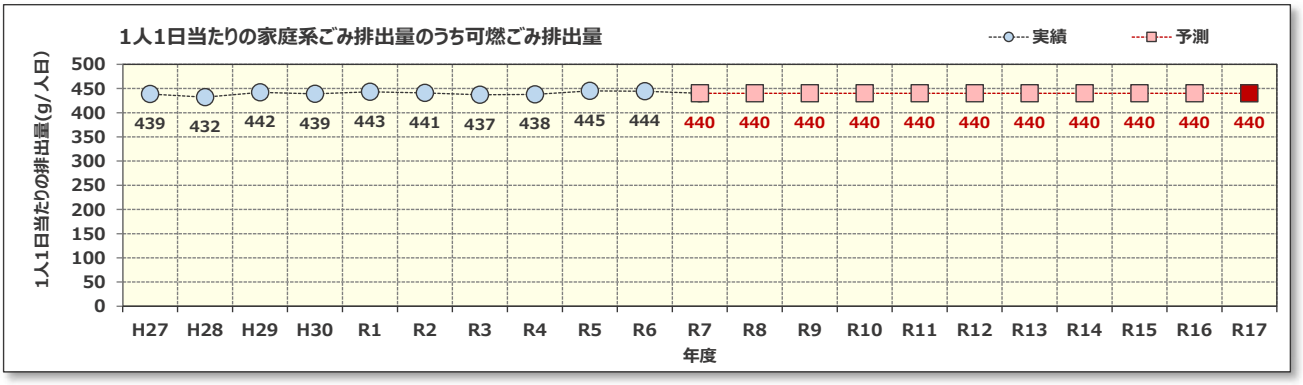

図46　1人1日当たりの家庭系ごみ排出量のうち可燃ごみ排出量の予測（現状のまま推移した場合）

②1人1日当たりの家庭系ごみ排出量のうち不燃ごみ排出量

1人1日当たりの排出量が過去10年では増減があるものの全体的には減少傾向であることから、過去10年の排出量が線形近似できると仮定して、将来の排出量を計算しました。

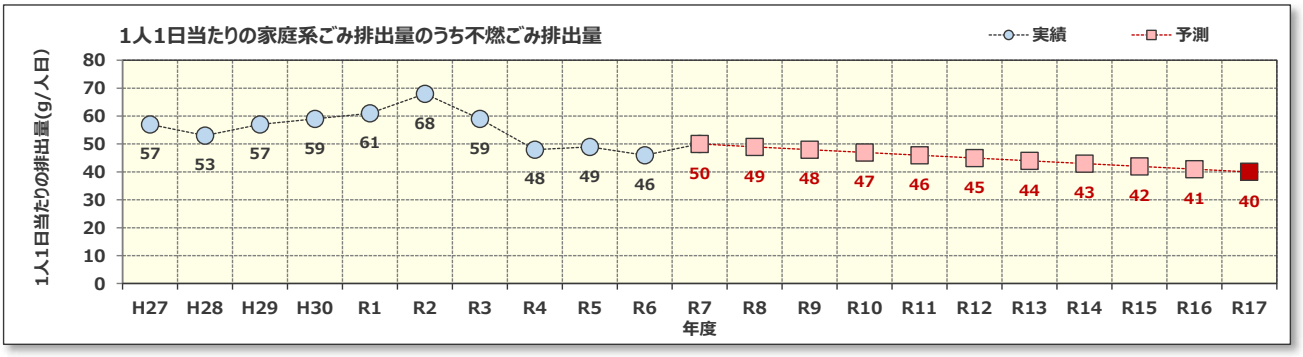

図47　1人1日当たりの家庭系ごみ排出量のうち不燃ごみ排出量の予測（現状のまま推移した場合）

③1人1日当たりの家庭系ごみ排出量のうち資源ごみ排出量

現状のまま推移した1人1日当たりの本市の資源ごみ量の予測値は図48に示す通りです。

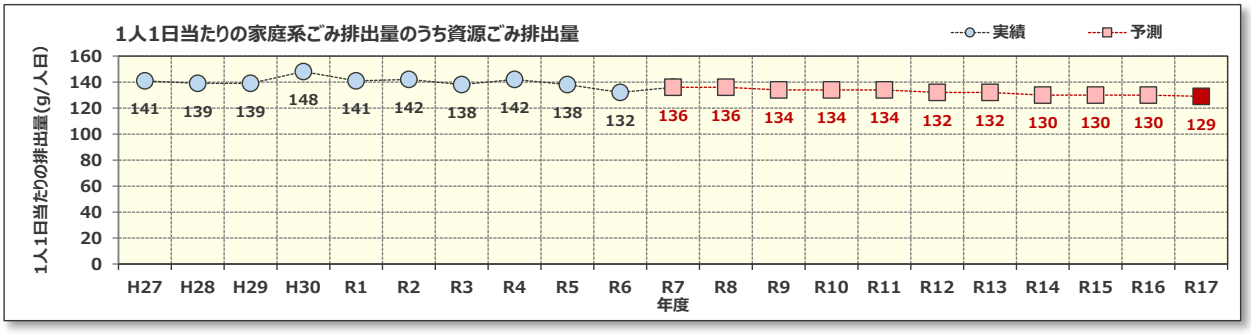

図48　1人1日当たりの家庭系ごみ排出量のうち資源ごみの予測（現状のまま推移した場合）

資源ごみの内訳は以下の通りです。

a.紙類

1人1日当たりの排出量は過去10年では減少傾向にあるものの減少が緩やかになっており、新聞や雑誌等はこの10年で大幅に減少していますが、チラシ等は一定程度今後も排出されることから、対数近似できると仮定して、将来の排出量を計算しました。

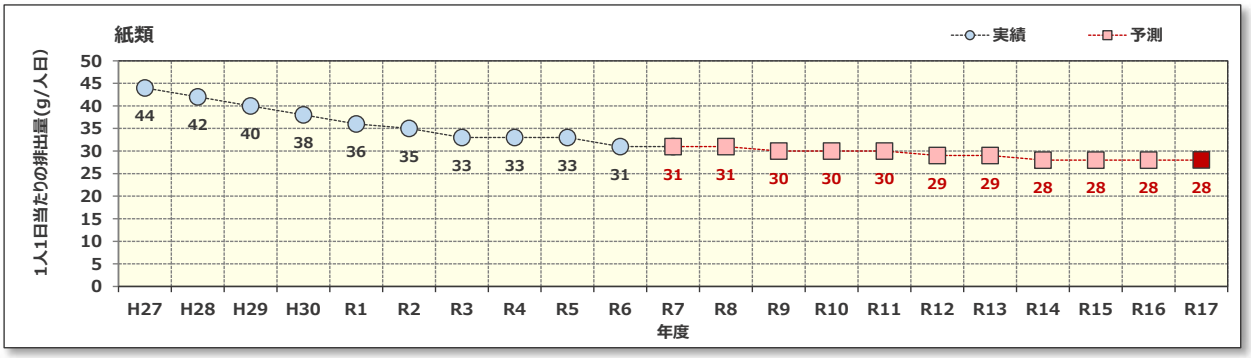

図49　1人1日当たりの家庭系ごみ排出量のうち資源ごみ【紙類】排出量の予測（現状のまま推移した場合）

b.金属類

1人1日当たりの排出量が直近3年間の平均値で今後も推移すると仮定しました。

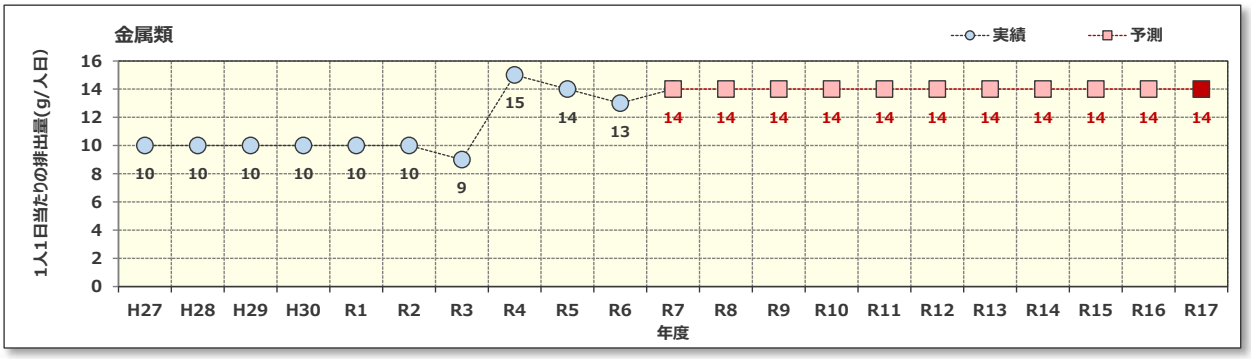

図50　1人1日当たりの家庭系ごみ排出量のうち資源ごみ【金属類】排出量の予測（現状のまま推移した場合）

c.ガラス類

1人1日当たりの排出量は、過去10年の減少傾向は線形近似が最も相関がよい近似でしたが、ガラス類は今後も一定程度は排出されると見込まれ、減少傾向は線形近似よりも緩やかで、対数近似よりも減少は大きい指数近似で推移すると仮定しました。

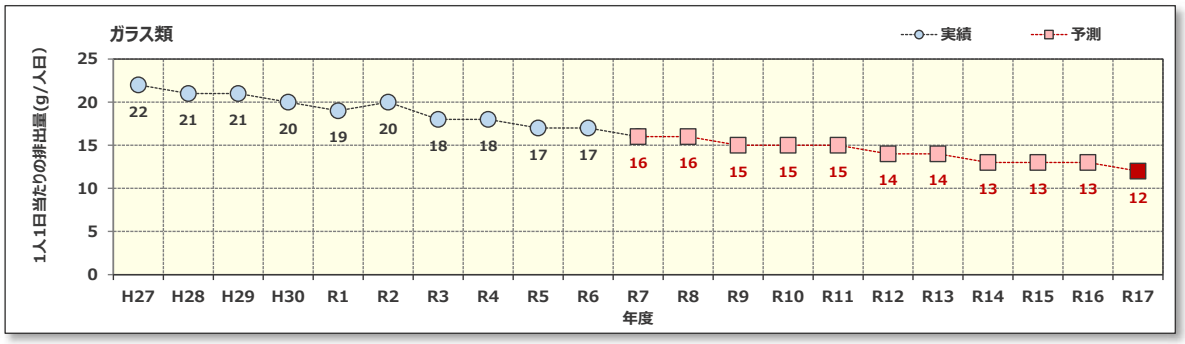

図51　1人1日当たりの家庭系ごみ排出量のうち資源ごみ【ガラス類】排出量の予測（現状のまま推移した場合）

d.ペットボトル

1人1日当たりの排出量は過去10年で概ね横ばいのため、過去10年の平均値で推移すると仮定しました。

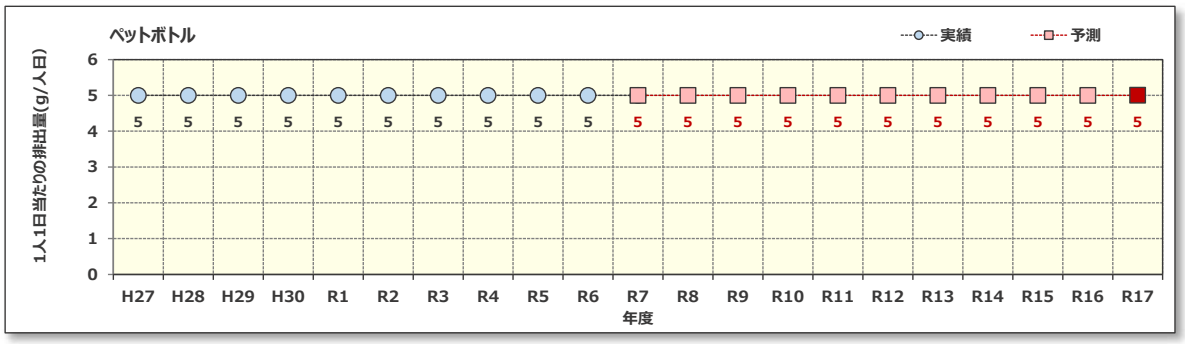

図52　1人1日当たりの家庭系ごみ排出量のうち資源ごみ【ペットボトル】排出量の予測（現状のまま推移した場合）

e.容器包装プラスチック

1人1日当たりの排出量は過去10年で概ね横ばいのため、過去10年の平均値で推移すると仮定しました。

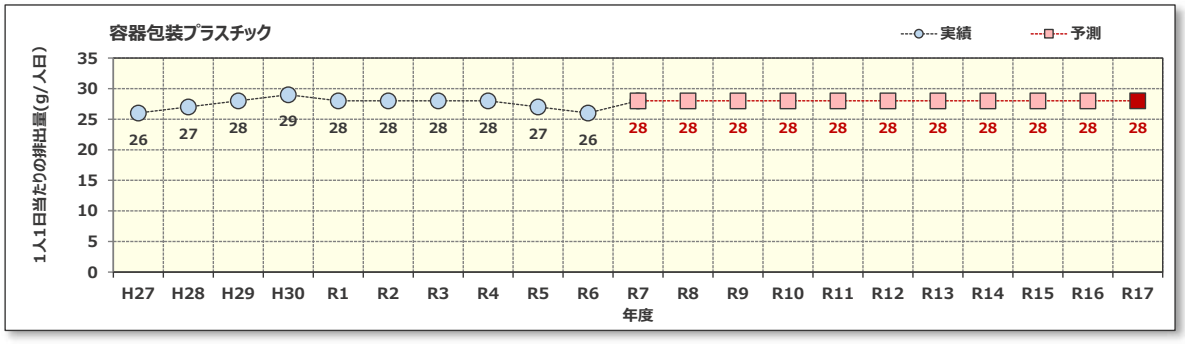

図53　1人1日当たりの家庭系ごみ排出量のうち資源ごみ【容器包装プラスチック】排出量の予測（現状のまま推移した場合）

f.布類

1人1日当たりの排出量は過去10年で概ね横ばいのため、過去10年の平均値で推移すると仮定しました。

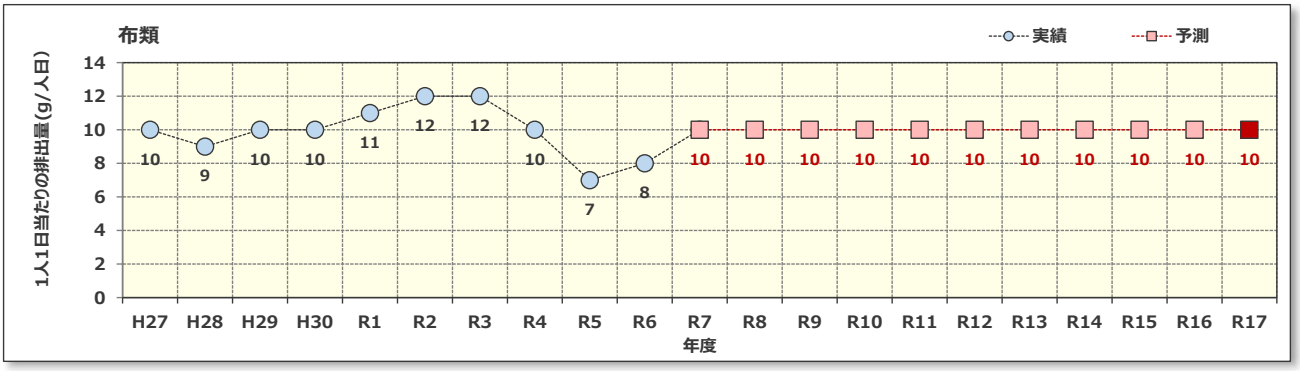

図54　1人1日当たりの家庭系ごみ排出量のうち資源ごみ【布類】排出量の予測（現状のまま推移した場合）

g.固形燃料(RDF、RPF)

1人1日当たりの排出量は過去10年で概ね横ばいのため、過去10年の平均値で推移すると仮定しました。

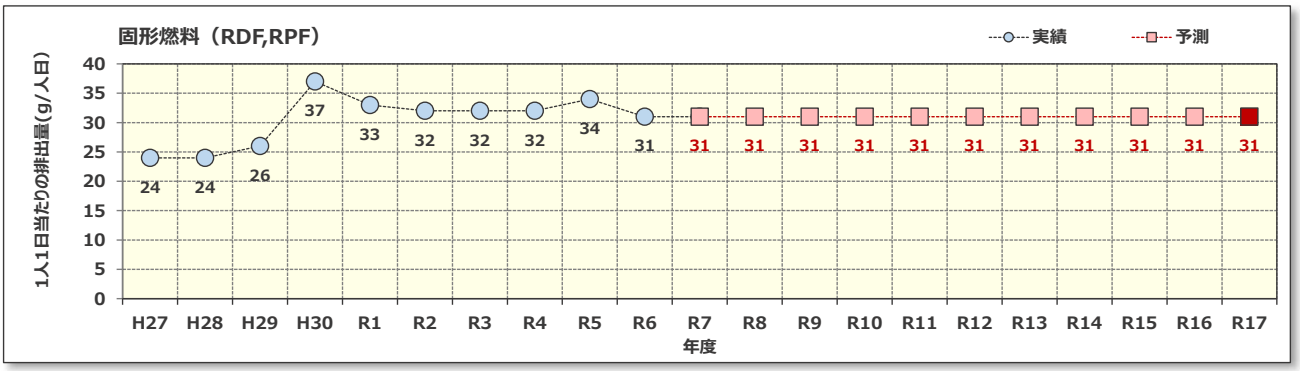

図55　1人1日当たりの家庭系ごみ排出量のうち資源ごみ【固形燃料(RDF、RPF)】排出量の予測（現状のまま推移した場合）

h.水銀を含むごみ

1人1日当たりの排出量は過去3年で概ね横ばいのため、過去3年の平均値で推移すると仮定しました。

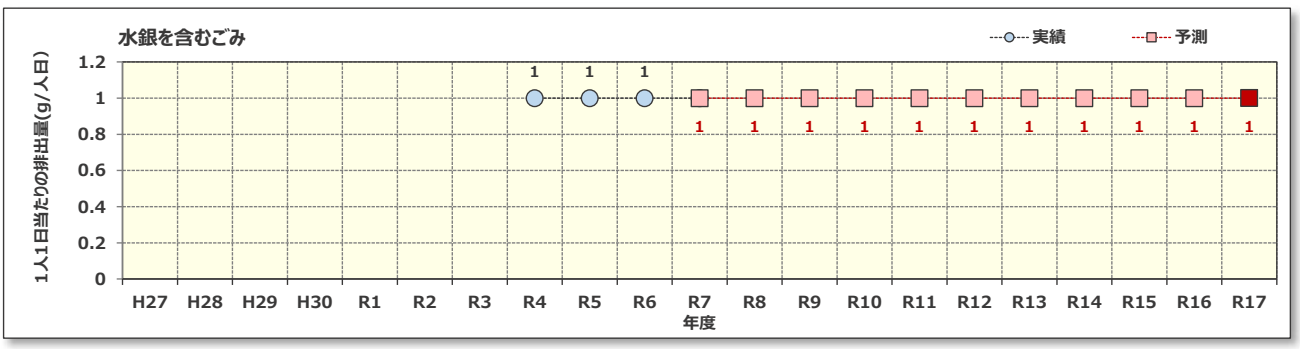

図56　1人1日当たりの家庭系ごみ排出量のうち資源ごみ【水銀を含むごみ】排出量の予測（現状のまま推移した場合）

④1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

以上の①～③を反映した、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は図57の通りとなります。

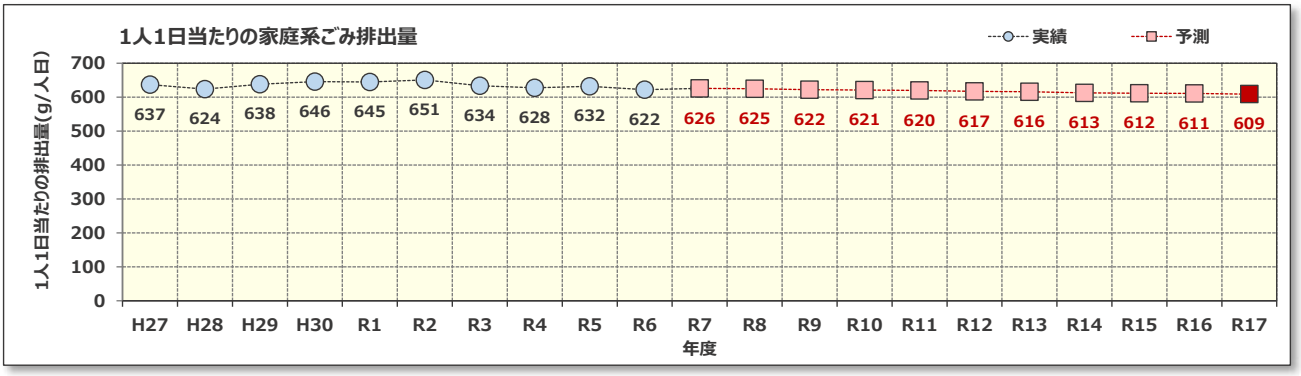

図57　1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の予測（現状のまま推移した場合）

a.事業系ごみ－収集可燃ごみ

1人1日当たりの事業系ごみの将来予測の推移は図58、図59の通りです。いずれも過去10年の平均値で推移すると仮定しました。

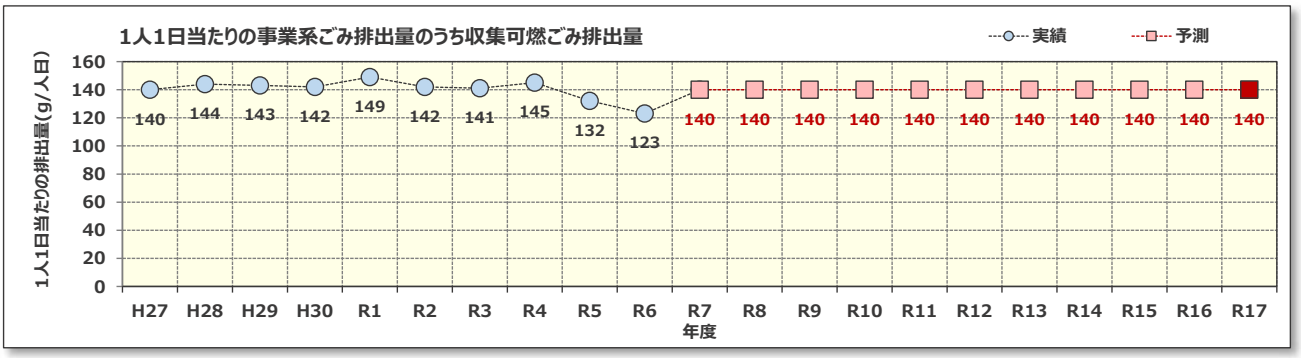

図58　1人1日当たりの事業系ごみ排出量のうち収集可燃ごみ排出量の予測（現状のまま推移した場合）

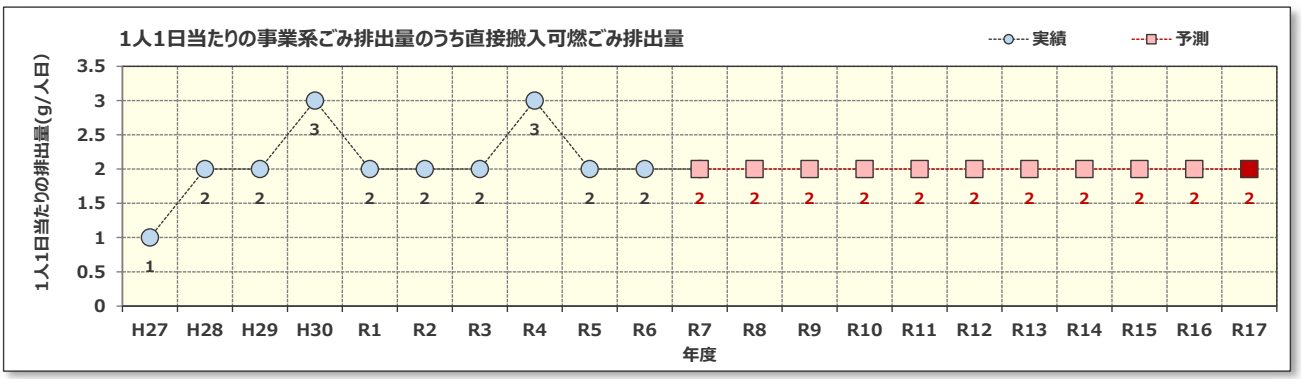

図59　1人1日当たりの事業系ごみ排出量のうち直接搬入可燃ごみ排出量の予測（現状のまま推移した場合）

表20　現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測（1/2）

区分	単位	実績									
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
		現行計画	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
行政区域内人口											
計画収集人口	人	27,016	26,699	26,514	26,363	26,094	25,948	25,778	25,454	25,097	24,713
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	人	27,016	26,699	26,514	26,363	26,094	25,948	25,778	25,454	25,097	24,713
(1)家庭系ごみ											
①収集ごみ											
①-1 可燃ごみ	t/年	4,109	4,009	4,089	4,030	4,024	3,932	3,905	3,822	3,806	3,705
1人1日当たり	**g/人日**	**416**	**411**	**423**	**419**	**421**	**415**	**415**	**411**	**414**	**411**
①-2 不燃ごみ	t/年	272	257	265	283	287	283	255	238	231	219
1人1日当たり	**g/人日**	**28**	**26**	**27**	**29**	**30**	**30**	**27**	**26**	**25**	**24**
①-3 資源ごみ	t/年	1,159	1,121	1,098	1,068	1,040	1,043	994	947	890	852
1人1日当たり	**g/人日**	**117**	**115**	**113**	**111**	**109**	**110**	**106**	**102**	**97**	**94**
②直接搬入ごみ											
②-1 可燃ごみ	t/年	230	204	191	194	209	245	207	245	282	302
1人1日当たり		**23**	**21**	**20**	**20**	**22**	**26**	**22**	**26**	**31**	**33**
②-2 不燃ごみ	t/年	292	259	290	289	293	362	304	205	218	196
1人1日当たり		**30**	**27**	**30**	**30**	**31**	**38**	**32**	**22**	**24**	**22**
②-3 資源ごみ	t/年	233	238	251	359	311	305	301	368	381	337
1人1日当たり	**g/人日**	**24**	**24**	**26**	**37**	**33**	**32**	**32**	**40**	**41**	**37**
③合計											
③-1 可燃ごみ	t/年	4,339	4,213	4,280	4,224	4,233	4,177	4,112	4,067	4,088	4,007
1人1日当たり	**g/人日**	**439**	**432**	**442**	**439**	**443**	**441**	**437**	**438**	**445**	**444**
③-2 不燃ごみ	t/年	564	516	555	572	580	645	559	443	449	415
1人1日当たり	**g/人日**	**57**	**53**	**57**	**59**	**61**	**68**	**59**	**48**	**49**	**46**
③-3 資源ごみ	t/年	1,392	1,359	1,349	1,427	1,351	1,348	1,295	1,315	1,271	1,189
1人1日当たり	**g/人日**	**141**	**139**	**139**	**148**	**141**	**142**	**138**	**142**	**138**	**132**
紙類	t/年	431	413	388	363	347	334	307	303	303	279
1人1日当たり	**g/人日**	**44**	**42**	**40**	**38**	**36**	**35**	**33**	**33**	**33**	**31**
金属類	t/年	103	95	94	93	91	95	88	143	133	116
1人1日当たり	**g/人日**	**10**	**10**	**10**	**10**	**10**	**10**	**9**	**15**	**14**	**13**
ガラス類	t/年	217	205	203	194	184	187	174	166	158	150
1人1日当たり	**g/人日**	**22**	**21**	**21**	**20**	**19**	**20**	**18**	**18**	**17**	**17**
ペットボトル	t/年	51	49	48	45	46	47	49	46	45	45
1人1日当たり	**g/人日**	**5**	**5**	**5**	**5**	**5**	**5**	**5**	**5**	**5**	**5**
容器包装プラスチック	t/年	262	267	268	277	263	267	265	257	246	238
1人1日当たり	**g/人日**	**26**	**27**	**28**	**29**	**28**	**28**	**28**	**28**	**27**	**26**
布類	t/年	95	92	97	96	109	113	111	93	66	74
1人1日当たり	**g/人日**	**10**	**9**	**10**	**10**	**11**	**12**	**12**	**10**	**7**	**8**
固形燃料（RDF,RPF）	t/年	233	238	251	359	311	305	301	295	309	276
1人1日当たり	**g/人日**	**24**	**24**	**26**	**37**	**33**	**32**	**32**	**32**	**34**	**31**
水銀を含むごみ	t/年								12	11	11
1人1日当たり	**g/人日**								**1**	**1**	**1**
家庭系ごみ総排出量	t/年	6,295	6,088	6,184	6,223	6,164	6,170	5,966	5,825	5,808	5,611
(2)事業系ごみ											
①収集可燃ごみ	t/年	1,385	1,405	1,380	1,365	1,422	1,343	1,328	1,346	1,208	1,110
1人1日当たり	**g/人日**	**140**	**144**	**143**	**142**	**149**	**142**	**141**	**145**	**132**	**123**
②直接搬入可燃ごみ	t/年	7	21	22	26	23	17	21	28	21	21
1人1日当たり	**g/人日**	**1**	**2**	**2**	**3**	**2**	**2**	**2**	**3**	**2**	**2**
事業系ごみ総排出量	t/年	1,392	1,426	1,402	1,391	1,445	1,360	1,349	1,374	1,229	1,131
総排出量（家庭系＋事業系）	**t/年**	**7,687**	**7,514**	**7,586**	**7,614**	**7,609**	**7,530**	**7,315**	**7,199**	**7,037**	**6,742**

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量											
可燃ごみ	g/人日	439	432	442	439	443	441	437	438	445	444
不燃ごみ	g/人日	57	53	57	59	61	68	59	48	49	46
資源ごみ	g/人日	141	139	139	148	141	142	138	142	138	132
合計	**g/人日**	**637**	**624**	**638**	**646**	**645**	**651**	**634**	**628**	**632**	**622**

1人1日当たりのごみ排出量(事業系含む)											
可燃ごみ	g/人日	580	578	587	584	594	585	580	586	579	569
不燃ごみ	g/人日	57	53	57	59	61	68	59	48	49	46
資源ごみ	g/人日	141	139	139	148	141	142	138	142	138	132
合計	**g/人日**	**778**	**770**	**783**	**791**	**796**	**795**	**777**	**776**	**766**	**747**

出典：実績は一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

表21　現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測（2/2）

区分	単位	実績/予測	予測									
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
		現行計画目標年度										
		本計画	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	本計画目標年度
行政区域内人口												
計画収集人口	人	24,341	24,121	23,901	23,682	23,462	23,242	23,046	22,851	22,655	22,460	22,264
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	人	24,341	24,121	23,901	23,682	23,462	23,242	23,046	22,851	22,655	22,460	22,264
(1)家庭系ごみ												
①収集ごみ												
①-1 可燃ごみ	t/年											
1人1日当たり	g/人日											
①-2 不燃ごみ	t/年											
1人1日当たり	g/人日											
①-3 資源ごみ	t/年											
1人1日当たり	g/人日											
②直接搬入ごみ												
②-1 可燃ごみ	t/年											
1人1日当たり												
②-2 不燃ごみ	t/年											
1人1日当たり												
②-3 資源ごみ	t/年											
1人1日当たり	g/人日											
③合計												
③-1 可燃ごみ	t/年	3,909	3,874	3,849	3,803	3,768	3,733	3,711	3,670	3,638	3,607	3,585
1人1日当たり	g/人日	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440
③-2 不燃ごみ	t/年	444	431	420	406	394	382	371	359	347	336	326
1人1日当たり	g/人日	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40
③-3 資源ごみ	t/年	1,208	1,197	1,172	1,158	1,148	1,120	1,113	1,084	1,075	1,066	1,051
1人1日当たり	g/人日	136	136	134	134	134	132	132	130	130	130	129
紙類	t/年	275	273	262	259	257	246	245	234	232	230	228
1人1日当たり	g/人日	31	31	30	30	30	29	29	28	28	28	28
金属類	t/年	124	123	122	121	120	119	118	117	116	115	114
1人1日当たり	g/人日	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
ガラス類	t/年	142	141	131	130	128	119	118	108	107	107	98
1人1日当たり	g/人日	16	16	15	15	15	14	14	13	13	13	12
ペットボトル	t/年	44	44	44	43	43	42	42	42	41	41	41
1人1日当たり	g/人日	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
容器包装プラスチック	t/年	249	247	245	242	240	238	236	234	232	230	228
1人1日当たり	g/人日	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
布類	t/年	89	88	87	86	86	85	84	83	83	82	81
1人1日当たり	g/人日	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
固形燃料（RDF,RPF）	t/年	275	273	271	268	265	263	261	259	256	254	253
1人1日当たり	g/人日	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
水銀を含むごみ	t/年	9	9	9	9	9	8	8	8	8	8	8
1人1日当たり	g/人日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
家庭系ごみ総排出量	t/年	5,561	5,502	5,441	5,367	5,310	5,235	5,195	5,113	5,060	5,009	4,962
(2)事業系ごみ												
①収集可燃ごみ	t/年	1,244	1,233	1,225	1,210	1,199	1,188	1,181	1,168	1,158	1,148	1,141
1人1日当たり	g/人日	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140
②直接搬入可燃ごみ	t/年	18	18	17	17	17	17	17	17	17	16	16
1人1日当たり	g/人日	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
事業系ごみ総排出量	t/年	1,262	1,251	1,242	1,227	1,216	1,205	1,198	1,185	1,175	1,164	1,157
総排出量（家庭系＋事業系）	t/年	6,823	6,753	6,683	6,594	6,526	6,440	6,393	6,298	6,235	6,173	6,119

収集ごみと直接搬入ごみの合計値で将来予測を実施するため、
各値については将来予測は実施しない

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量												
可燃ごみ	g/人日	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440
不燃ごみ	g/人日	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40
資源ごみ	g/人日	136	136	134	134	134	132	132	130	130	130	129
合計	g/人日	626	625	622	621	620	617	616	613	612	611	609

1人1日当たりのごみ排出量(事業系含む)												
可燃ごみ	g/人日	582	582	582	582	582	582	582	582	582	582	582
不燃ごみ	g/人日	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40
資源ごみ	g/人日	136	136	134	134	134	132	132	130	130	130	129
合計	g/人日	768	767	764	763	762	759	758	755	754	753	751

出典：実績は一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

これらのごみ排出量から計算したリサイクル率の将来推移を図60に、最終処分量の将来推移を図61に、計算結果を表22、表23に示します。最終処分量を計算する際には、不燃ごみ排出量に対する直接最終処分量、及び焼却処理量に対する焼却処理施設の残渣量の割合を過去の平均値でこのまま推移するとして計算しています。

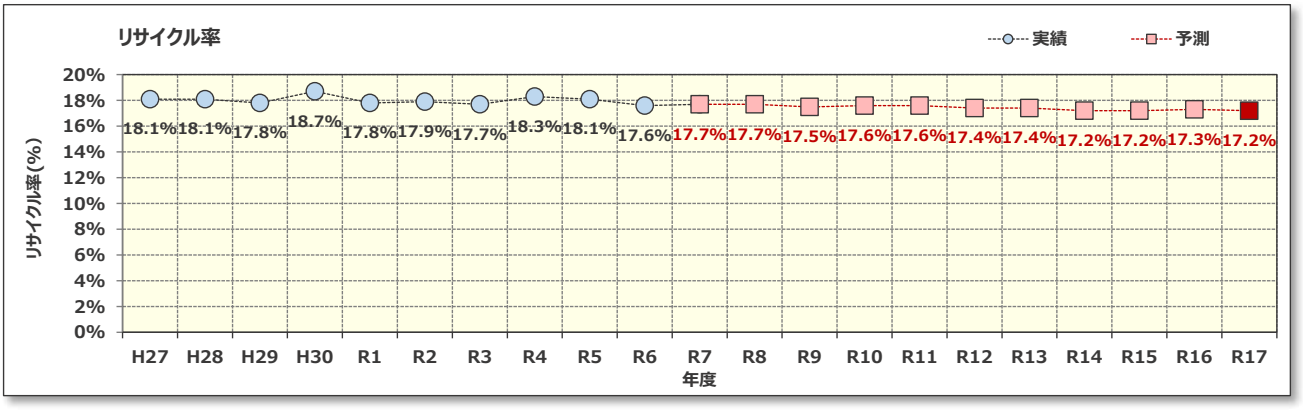

図60　リサイクル率の予測（現状のまま推移した場合）

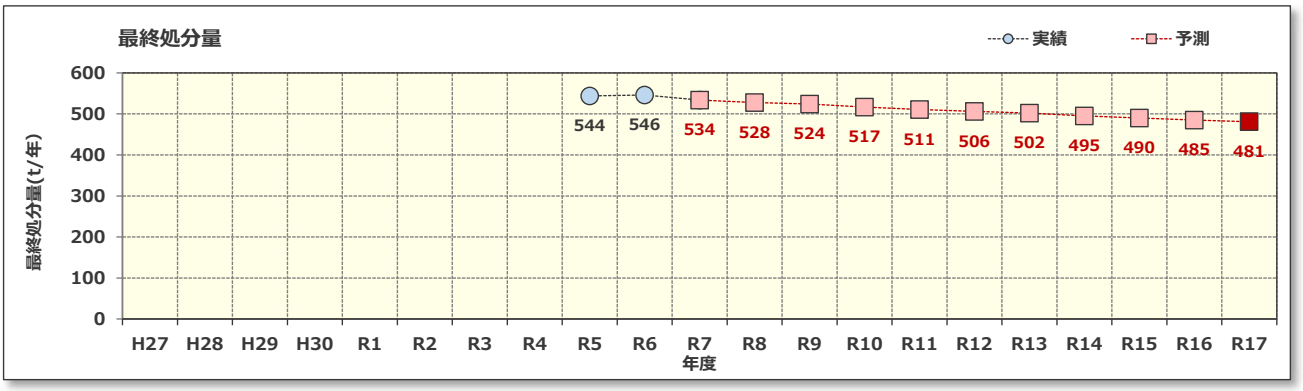

※令和5年度に集計方法を変更したため、R5、R6年度の実績値を使用した予測とした。

図61　最終処分量の予測（現状のまま推移した場合）

表22　現状のまま推移した場合のリサイクル率及び最終処分量の予測（1/2）

区分	単位	実績									
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
		現行計画	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
(A)ごみ総排出量	t/年	7,687	7,514	7,586	7,614	7,609	7,530	7,315	7,199	7,037	6,742
(B)焼却処理量	t/年	5,731	5,639	5,682	5,615	5,678	5,537	5,461	5,441	5,317	5,138
(C)資源化量	t/年	1,392	1,359	1,349	1,427	1,351	1,348	1,295	1,315	1,271	1,189
リサイクル率=(C)÷(A)	%	18.1%	18.1%	17.8%	18.7%	17.8%	17.9%	17.7%	18.3%	18.1%	17.6%
(D)直接最終処分量	t/年	564	516	555	572	580	645	559	443	44	39
(E)不燃ごみ排出量に対する割合 =③-2不燃ごみ合計量÷（D）	%									9.8%	9.4%
(F)焼却処理施設の残渣量=(B)×(G)	t/年	592	572	537	486	518	550	512	499	500	507
(G)焼却処理量に対する割合 =(F)÷(B)	%	10.3%	10.1%	9.5%	8.7%	9.1%	9.9%	9.4%	9.2%	9.4%	9.9%
最終処分量=(D)+(F)	t/年									544	546

※「直接最終処分量」の「不燃ごみ排出量に対する割合」は、令和5年度に最終処分量の集計方法を変更したため、令和5年度以降のみを計算している。

表23　現状のまま推移した場合のリサイクル率及び最終処分量の予測（2/2）

区分	単位	実績/予測	予測									
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
		現行計画目標年度										
		本計画	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	本計画目標年度
(A)ごみ総排出量	t/年	6,823	6,753	6,683	6,594	6,526	6,440	6,393	6,298	6,235	6,173	6,119
(B)焼却処理量	t/年	5,171	5,125	5,091	5,030	4,984	4,938	4,909	4,855	4,813	4,771	4,742
(C)資源化量	t/年	1,208	1,197	1,172	1,158	1,148	1,120	1,113	1,084	1,075	1,066	1,051
リサイクル率=(C)÷(A)	%	17.7%	17.7%	17.5%	17.6%	17.6%	17.4%	17.4%	17.2%	17.2%	17.3%	17.2%
(D)直接最終処分量	t/年	43	41	40	39	38	37	36	34	33	32	31
(E)不燃ごみ排出量に対する割合 =③-2不燃ごみ合計量÷（D）	%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%
(F)焼却処理施設の残渣量=(B)×(G)	t/年	491	487	484	478	473	469	466	461	457	453	450
(G)焼却処理量に対する割合 =(F)÷(B)	%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%
最終処分量=(D)+(F)	t/年	534	528	524	517	511	506	502	495	490	485	481

※(E)不燃ごみ排出量に対する直接最終処分量の割合は過去2年の平均値で推移すると仮定した。
※(G)焼却処理量に対する焼却処理施設の残渣量の割合は過去10年の平均値で推移すると仮定した。

(5)取組の実施により期待できる減量効果の試算

今後、ごみ減量の取組を推進し下記の取組を実施します。

①家庭系ごみのうち可燃ごみの削減

今後、水切りの徹底やごみ減量の更なる取組、食品ロス削減の取組を強化することにより、目標年度において現状のまま推移した場合からさらに**10%削減**を目標とします。

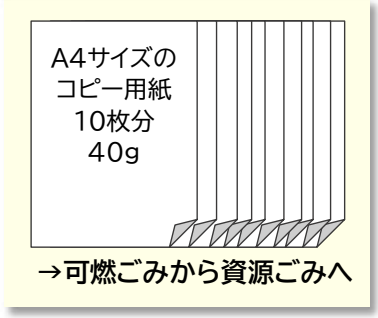

②資源ごみのうち紙ごみの資源化推進

また、香南清掃組合への搬入物のうち最も多い紙類の分別・資源化の徹底を促進するため、**1人あたり年間でコピー用紙10枚分（40g）**を**可燃ごみから資源ごみへと分別する**ことを目標として、1人1日当たり約0.11g/人日(40g÷365日)減量します。

③資源ごみのうちプラスチック製容器包装の資源化推進

さらに、プラスチック製容器包装の更なる分別の取組として、**1人あたり年間でレジ袋Sサイズ10枚分（30g）**を**可燃ごみから資源ごみへと分別する**ことを目標として、1人1日あたり約0.08g/人日(30g÷365日)減量します。

④家庭系ごみのうち不燃ごみの削減

ごみ減量及び最終処分量を減らすため、これまで捨てていた不燃ごみを捨てない（修理して使う、他人に譲る等）取組として、**1人あたり年間でドライヤー1個分約500gを不燃ごみから減らす**ことを目標として、1人1日当たり約1.4g/人日（500g÷365日）減量します。

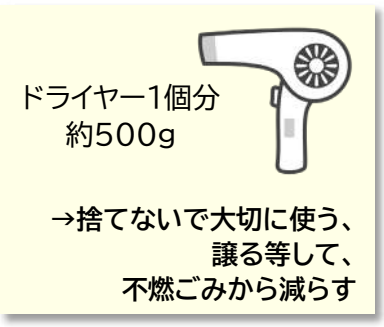

⑤家庭系ごみのうち資源ごみの変化量

②③で分別した紙類、プラスチック製容器包装分が資源ごみとして増えます。

これらの取組により期待できる減量効果の試算結果を表24、表25に示します。

表24　取組を実施した場合に期待できる減量効果を反映した将来予測(1/2)

区分	単位	実績/予測	予測										備考
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
		現行計画目標年度											
		本計画	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	本計画目標年度	
行政区域内人口													
計画収集人口	人	24,341	24,121	23,901	23,682	23,462	23,242	23,046	22,851	22,655	22,460	22,264	
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	人	24,341	24,121	23,901	23,682	23,462	23,242	23,046	22,851	22,655	22,460	22,264	
(1)家庭系ごみ													
③合計													
③-1 可燃ごみ	t/年	3,909	3,874	3,849	3,803	3,768	3,733	3,711	3,670	3,638	3,607	3,585	
1人1日当たり	g/人日	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	
減量の取組	t/年	-36	-70	-105	-138	-171	-204	-236	-267	-298	-328	-359	
1人1日当たり減量目標	g/人日	-4	-8	-12	-16	-20	-24	-28	-32	-36	-40	-44	R17年度に現状のまま推移した場合から10%削減を目標とする
紙類を分別	t/年	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-0.9	-0.9	-0.9	-0.9	-0.9	-0.9	-0.9	
1人1日当たり減量目標	g/人日	-0.11	-0.11	-0.11	-0.11	-0.11	-0.11	-0.11	-0.11	-0.11	-0.11	-0.11	毎年コピー用紙１０枚分(40g)を資源化する
プラ製容器包装を分別	t/年	-0.7	-0.7	-0.7	-0.7	-0.7	-0.7	-0.7	-0.7	-0.7	-0.7	-0.7	
1人1日当たり減量目標	g/人日	-0.08	-0.08	-0.08	-0.08	-0.08	-0.08	-0.08	-0.08	-0.08	-0.08	-0.08	毎年レジ袋Sサイズ１０枚分(30g)を資源化する
③-2 不燃ごみ	t/年	444	431	420	406	394	382	371	359	347	336	326	
1人1日当たり	g/人日	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	
ごみを出さない取組	t/年	-12	-12	-12	-12	-12	-12	-12	-12	-12	-11	-11	
1人1日当たり減量目標	g/人日	-1.4	-1.4	-1.4	-1.4	-1.4	-1.4	-1.4	-1.4	-1.4	-1.4	-1.4	毎年ドライヤー１個分(500g)減らす
③-3 資源ごみ	t/年	1,208	1,197	1,172	1,158	1,148	1,120	1,113	1,084	1,075	1,066	1,051	
1人1日当たり	g/人日	136	136	134	134	134	132	132	130	130	130	129	
紙類	t/年	275	273	262	259	257	246	245	234	232	230	228	
1人1日当たり	g/人日	31	31	30	30	30	29	29	28	28	28	28	
紙類を資源化	t/年	+1.0	+1.0	+1.0	+1.0	+0.9	+0.9	+0.9	+0.9	+0.9	+0.9	+0.9	
1人1日当たり増加分	g/人日	+0.11	+0.11	+0.11	+0.11	+0.11	+0.11	+0.11	+0.11	+0.11	+0.11	+0.11	毎年コピー用紙10枚分(40g)が増える
金属類	t/年	124	123	122	121	120	119	118	117	116	115	114	
1人1日当たり	g/人日	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	
ガラス類	t/年	142	141	131	130	128	119	118	108	107	107	98	
1人1日当たり	g/人日	16	16	15	15	15	14	14	13	13	13	12	
ペットボトル	t/年	44	44	44	43	43	42	42	42	41	41	41	
1人1日当たり	g/人日	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
容器包装プラスチック	t/年	249	247	245	242	240	238	236	234	232	230	228	
1人1日当たり	g/人日	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	
プラ製容器包装を資源化	t/年	+0.7	+0.7	+0.7	+0.7	+0.7	+0.7	+0.7	+0.7	+0.7	+0.7	+0.7	
1人1日当たり増加分	g/人日	+0.08	+0.08	+0.08	+0.08	+0.08	+0.08	+0.08	+0.08	+0.08	+0.08	+0.08	毎年レジ袋Sサイズ１０枚分(30g)が増える
布類	t/年	89	88	87	86	86	85	84	83	83	82	81	
1人1日当たり	g/人日	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
固形燃料（RDF,RPF）	t/年	275	273	271	268	265	263	261	259	256	254	253	
1人1日当たり	g/人日	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	
水銀を含むごみ	t/年	9	9	9	9	9	8	8	8	8	8	8	
1人1日当たり	g/人日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
家庭系ごみ総排出量	t/年	5,561	5,502	5,441	5,367	5,310	5,235	5,195	5,113	5,060	5,009	4,962	
目標達成時	t/年	5,513	5,420	5,324	5,217	5,127	5,019	4,947	4,834	4,750	4,670	4,592	
(2)事業系ごみ													
①収集可燃ごみ	t/年	1,244	1,233	1,225	1,210	1,199	1,188	1,181	1,168	1,158	1,148	1,141	
1人1日当たり	g/人日	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	
②直接搬入可燃ごみ	t/年	18	18	17	17	17	17	17	17	17	16	16	
1人1日当たり	g/人日	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
事業系ごみ総排出量	t/年	1,262	1,251	1,242	1,227	1,216	1,205	1,198	1,185	1,175	1,164	1,157	
総排出量（家庭系＋事業系）	t/年	6,823	6,753	6,683	6,594	6,526	6,440	6,393	6,298	6,235	6,173	6,119	
目標達成時	t/年	6,775	6,671	6,566	6,444	6,343	6,224	6,145	6,019	5,925	5,834	5,749	

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量													
可燃ごみ	g/人日	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	(A)
目標達成時	g/人日	436	432	428	424	420	416	412	408	404	400	396	(A')
不燃ごみ	g/人日	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	(B)
目標達成時	g/人日	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	(B')
資源ごみ	g/人日	136	136	134	134	134	132	132	130	130	130	129	(C)
目標達成時	g/人日	136	136	134	134	134	132	132	130	130	130	129	(C')
1人1日当たり事業系ごみ排出量													
可燃ごみ	g/人日	142	142	142	142	142	142	142	142	142	142	142	(D)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人日	626	625	622	621	620	617	616	613	612	611	609	(E)=(A)+(B)+(C)
減量達成時	g/人日	621	616	609	604	599	592	587	580	575	570	564	(E')=(A')+(B')+(C')

1人1日当たりごみ排出量(事業系含む)	g/人日	768	767	764	763	762	759	758	755	754	753	751	(F)=(D)+(E)
目標達成時	g/人日	763	758	751	746	741	734	729	722	717	712	706	(F')=(D)+(E')

表25　取組を実施した場合に期待できる減量効果を反映した将来予測(2/2)

区分	単位	実績/予測	予測										備考
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
		現行計画目標年度											
		本計画	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	本計画目標年度	
ごみ総排出量	t/年	6,823	6,753	6,683	6,594	6,526	6,440	6,393	6,298	6,235	6,173	6,119	(G)
目標達成時	t/年	6,775	6,671	6,566	6,444	6,343	6,224	6,145	6,019	5,925	5,834	5,749	(G')
焼却処理量	t/年	5,171	5,125	5,091	5,030	4,984	4,938	4,909	4,855	4,813	4,771	4,742	(H)
目標達成時	t/年	5,134	5,054	4,985	4,891	4,812	4,733	4,672	4,587	4,514	4,442	4,382	(H')
資源化量	t/年	1,208	1,197	1,172	1,158	1,148	1,120	1,113	1,084	1,075	1,066	1,051	(I)
目標達成時	t/年	1,210	1,199	1,174	1,160	1,150	1,122	1,115	1,086	1,077	1,068	1,053	(I')
リサイクル率	%	17.7%	17.7%	17.5%	17.6%	17.6%	17.4%	17.4%	17.2%	17.2%	17.3%	17.2%	(I)÷(G)
目標達成時	%	17.9%	18.0%	17.9%	18.0%	18.1%	18.0%	18.1%	18.0%	18.2%	18.3%	18.3%	(I')÷(G')
不燃ごみ排出量	t/年	444	431	420	406	394	382	371	359	347	336	326	(J)
目標達成時	t/年	432	419	408	394	382	370	359	347	335	325	315	(J')
直接最終処分量	t/年	43	41	40	39	38	37	36	34	33	32	31	(K)=不燃ごみ排出量×（L）
目標達成時	t/年	41	40	39	38	37	36	34	33	32	31	30	(K')=目標達成時の不燃ごみ排出量×（L）
不燃ごみ排出量に対する割合	%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	(L)
焼却施設処理の残渣量	t/年	491	487	484	478	473	469	466	461	457	453	450	(M)=(H)×(N)
減量達成時	t/年	488	480	474	465	457	450	444	436	429	422	416	(M')=(H')×(N)
焼却処理量に対する割合	%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	(N)
最終処分量	t/年	534	528	524	517	511	506	502	495	490	485	481	(K)+(M)
目標達成時	t/年	529	520	513	503	494	486	478	469	461	453	446	(K')+(M')

(6)目標値の設定

取組の実施により期待できる減量効果の試算結果より、目標年次における目標値を以下の通り定めます。

表26　本計画の目標値

目標とする項目	R6年度 実績値	R17年度 目標値	目標達成まで
①1人1日当たりの家庭系ごみ排出量のうち可燃ごみ排出量	444 g/人・日	396 g/人・日	48g/人・日(11%)減量 Sサイズの卵1個と同じくらい
②1人1日当たりのごみ排出量（事業系含む）	747 g/人・日	706 g/人・日	41g/人・日(6%)減量

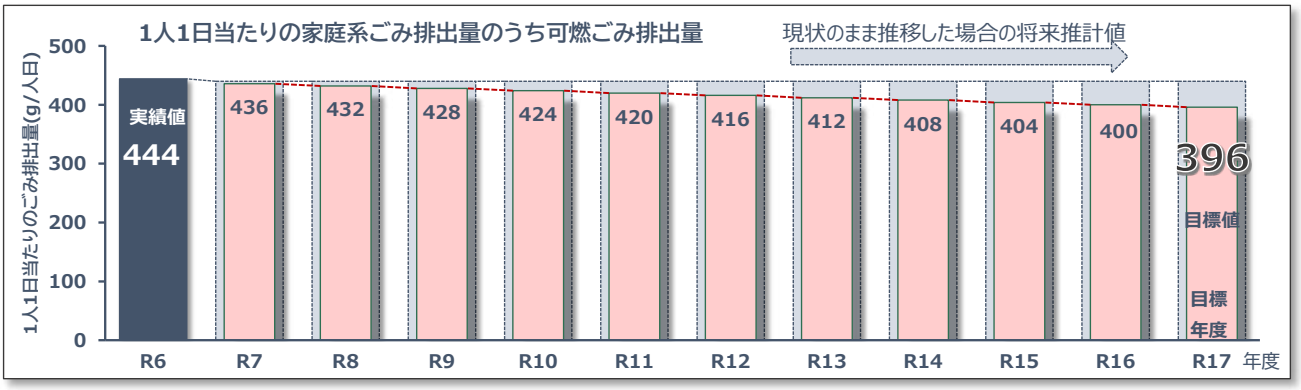

図62　1人1日当たりの家庭系可燃ごみ排出量の目標値

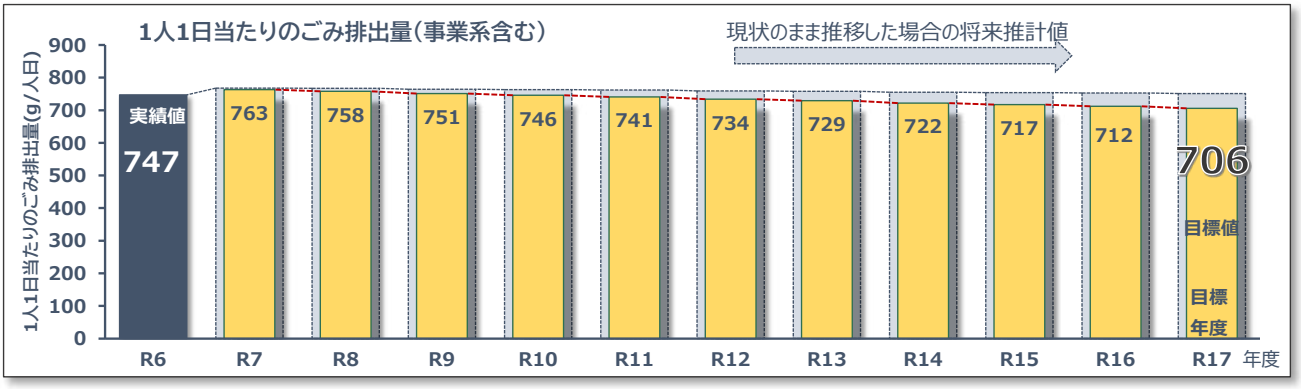

図63　1人1日当たりの総ごみ排出量の目標値

また、これらの目標を達成した場合、最終処分量とリサイクル率は以下の通りとなることが見込まれます。

表27　目標値を達成した場合の最終処分量及びリサイクル率

目標と共に注視する項目	R6年度 実績値	R17年度 予測値	現状（R6年度実績）との差
③最終処分量	546 トン/年	446 トン/年	100トン/年（18%）減量
④リサイクル率	17.6%	18.3%	概ね18%前後を維持しながらやや上昇

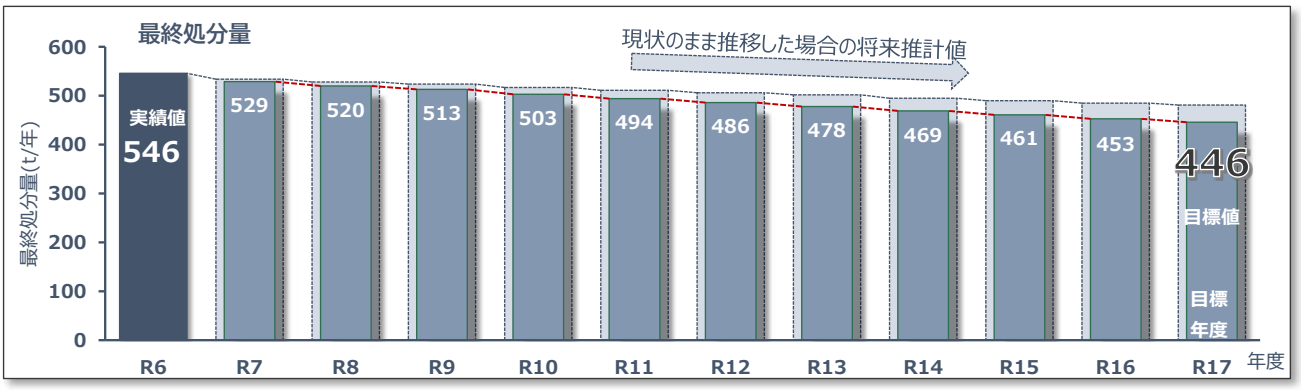

図64　目標値を達成した場合の最終処分量

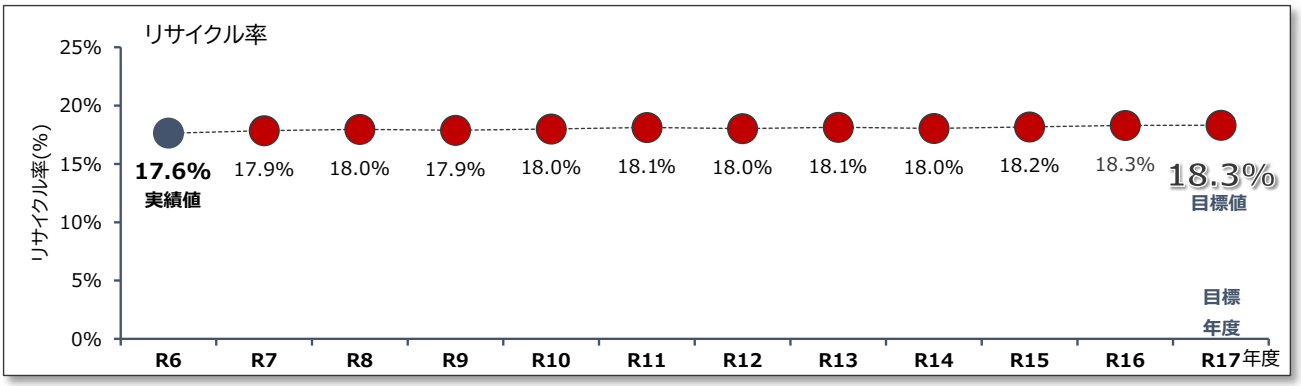

図65　目標値を達成した場合のリサイクル率

コラム　その1

■なぜごみを減らさなければならないの？

①ごみ処理費用が削減できます

香美市の可燃ごみは香南清掃組合のまほろばクリーンセンターで焼却処理されています。香南清掃組合は南国市、香南市、香美市の3市による一部事務組合で、3市がそれぞれ費用を負担して運営しています。まほろばクリーンセンターは平成29年から供用開始していますが、定期的なメンテナンスと、今後20年程度で改修工事が必要です。

ごみが増えると焼却炉に負担がかかりメンテナンスの頻度が増えたり、将来の改修工事の際にごみが多いと処理できなくなってしまったりして、各市の負担も増えます。ごみを減らすことで、ごみ処理施設を長く使え、費用の負担を減らすことにつながります。

②最終処分の費用を抑えられます

まほろばクリーンセンターの焼却残渣や、本市から出る不燃ごみ等の処理残渣は、現在は民間の最終処分場で埋め立てられています。この埋立には費用がかかっており、ごみを減らすことで最終処分量が減り、費用の負担が減ることにつながります。また、本市では次期最終処分場の整備検討も必要となっており、ごみが少なくなればなるほど、最終処分場の整備にかかる費用は安くなります。

③地球温暖化防止につながります

ごみを燃やすと二酸化炭素等の温室効果ガスが発生します。ごみを減らせば温室効果ガスの発生を抑えることができます。またごみを減らすことで、ごみ収集車の燃費もよくなり温室効果ガスの発生を抑制することができます。

④限りある資源を大切に

紙、プラスチック、ガラス、金属などは製品になるまでに原料となる資源や石油等のエネルギーをたくさん使って作られています。これらをごみとして捨ててしまうと、燃やしたり埋め立てたりするしかありません。資源として分別したり、大切に長くつかったりすることで限りある資源を大切にすることができます。

コラム　その2

■生ごみ処理容器購入補助制度について

本市では、市内の各家庭から排出される生ごみの減量対策及び資源化の促進として、生ごみ処理容器設置（電気式処理容器、EMサポート、コンポスター）に対して補助金の交付を行っています。

購入費用に対して予算の範囲内で補助金を交付しており、補助金の限度額に達した時点で受付が終了となります。

詳しくは市ホームページをご確認ください。

■電気式生ごみ処理容器

電気式生ごみ処理容器は、機種や処理方式によって減容効果は異なりますが、乾燥方式は生ごみが約5分の1、バイオ分解方式のものは約10分の1になります。乾燥方式は小型で手間がかからず生ごみを減容することができます。

バイオ分解方式は生ごみが分解されて堆肥となるため、家庭菜園等で利用できます。

ほかにも乾燥とバイオ分解方式の組み合わせや、微生物で生ごみを分解・消滅させる消滅方式等があります。

■コンポスター

庭などにプラスチック製の円柱の容器を埋め込んで使う方法で、土の中の微生物やミミズなどの働きを利用し生ごみを堆肥化します。

減容効果は2分の1～3分の1といわれており、電気代等の維持費がほとんどかかりません。

※このほかにもEMサポートも補助対象となります。

コラム　その3

■生ごみの水切りってなぜ必要？

香南清掃組合のまほろばクリーンセンターに搬入される可燃ごみのうちのおよそ半分が水分です。生ごみの水切りをするだけで、1割～3割の減量ができます。ごみに含まれる水分を減らすことで、以下のような良いことが有ります。

●袋が破れて中の水が漏れ、ごみステーションや収集車が汚れることを防げます
●収集車の燃費が良くなり、ガソリン代が安くなります
●ごみを燃やすときに燃焼効率が上がり施設維持のための経費が削減できます
●燃焼効率が上がると二酸化炭素の発生量を削減できて地球温暖化防止につながります
●まほろばクリーンセンターではごみを燃やしたときの熱を利用して発電していますが、発電効率があがり電気代が節約できます

また、ご家庭でも以下のような良いことがあります。

●生ごみの水分が少ないと雑菌が繁殖しにくくなりニオイを防ぐことができます
●ごみ袋が軽くなりごみ出しが楽になり、ごみ袋の使用量も減らせます

少しの工夫でごみ処理にかかる様々な問題を解決することができます。
ぜひ、ご協力をお願いいたします。

■水切りの方法

①生ごみをぬらさないようにする

生ごみを三角コーナーに捨てた後にシンクの中でそのままにすると生ごみが水分を吸ってしまいます。三角コーナーをぬらさないようにするだけで水分は減らせます。また、野菜等は洗う前に皮をむくようにするとごみが乾いたままで水分が少なくすみます。

②1日かわかす

ティーバッグやコーヒーかすなどは1日かわかすだけでも、かなり水分が減ります。生ごみを新聞などに包んで1日かわかすのも水切りやニオイ防止の効果があります。

③さいごにぎゅっとひとしぼり

道具がいらないのは手でぎゅっとしぼることです。シンクの角に寄せてぎゅっとしぼってみましょう。手の汚れが気になるかたは水切りグッズを利用してみるのもよいかもしれません。

香南清掃組合ホームページより

↑香南清掃組合で作成した水切りグッズ「押しの一手」

第5節 目標達成のための基本施策

基本方針1：発生抑制 「ごみを減らす、出さない、ごみにしない」	
No.1	**生ごみの水切り・減量を推進します** ・情報提供、周知、啓発（随時） ・生ごみ処理容器購入補助制度 ・広報誌やホームページ等による水切りグッズの紹介等
No.2	**食品ロスの削減を推進します** ・情報提供、周知、啓発（随時） ・10月の食品ロス削減月間に、広報誌に啓発記事を掲載 ・フードバンクの取組の推進 ・事業系食品ロスを削減するため、魚腸骨（魚のあら）は再生利用業の指定を得た事業所への引き取りを委託するなど、リサイクルを促進する ・事業所への食品ロス削減の周知、啓発
基本方針2：資源化促進 「ごみも資源、きちんと分別、資源は燃えるごみに入れない」	
No.3	**プラスチック製容器包装に加え、プラスチック使用製品の資源化及び分別回収を検討します** ・他事例の調査 ・本市での可能性検討
No.4	**紙ごみの分別の徹底** ・燃えるごみに混入している資源化可能な紙ごみの分別・資源化を促進 ・情報提供、周知、啓発（広報、ごみ分別の手引き、ホームページへの掲載） ・事業所への資源化、ペーパーレス化促進の啓発 ・3R推進月間におけるリユース促進の周知、啓発強化
No.5	**プラスチック製容器包装の分別の徹底** ・燃えるごみに混入しているプラスチック製容器包装の分別・資源化を促進 ・レジ袋の削減の推進 ・情報提供、周知、啓発（広報、ごみ分別の手引き、ホームページへの掲載） ・3R推進月間におけるリユース促進の周知、啓発強化
No.6	**リチウム蓄電池の分別、適正処分の周知徹底** ・分別、適正処分の周知徹底 ・情報提供、周知、啓発（広報、ごみ分別の手引き、ホームページへの掲載） ・回収拠点の検討
No.7	**資源物の分別の強化** ・情報提供、周知、啓発（広報、ごみ分別の手引き、ホームページへの掲載） ・収集回数、方法の見直し検討 ・3R推進月間における資源化促進の周知、啓発強化
No.8	**再利用の促進** ・不用品のリユースの促進 ・情報提供、周知、啓発（広報、ごみ分別の手引き、ホームページへの掲載） ・3R推進月間におけるリユース促進の周知、啓発強化

基本方針3：適正処理 「安心・安全なごみ収集・処理、適正な処理」	
No.9	**一般廃棄物処理手数料の見直し検討** ・物価上昇やごみ処理量の変化にともなう手数料の見直し検討 ・周辺市町村との比較検討
No.10	**ごみの戸別収集の周知** ・情報提供、周知、啓発（広報、ごみ分別の手引き、ホームページへの掲載） ・香美市社会福祉協議会との連携の推進
No.11	**人口減少に伴う効率的な収集・運搬体制の検討** ・効率的な収集・運搬体制の検討 ・ステーション数の検討 ・回収拠点数の検討
No.12	**不法投棄対策と環境美化の推進** ・不法投棄対策（パトロール、看板設置等） ・情報提供、周知、啓発（広報、ごみ分別の手引き、ホームページへの掲載） ・公衆用道路等での犬・猫等の小動物の死骸の撤去、対策
No.13	**次期最終処分場整備の検討** ・次期最終処分場整備に向けた検討 ・最終処分量の削減推進 ・次期最終処分場供用開始までの民間委託による最終処分

第6節 計画の推進

1.組織体制

(1)パートナーシップによる計画の推進

本計画を推進するには、市民・各種団体・事業者・行政のそれぞれが、本計画の基本方針や目標達成のための取組を共有し、連携してそれぞれの役割と責任を果たすことが重要です。

本市では、市民・各種団体・事業者が参加する「廃棄物減量等推進審議会」を組織し、行政とのパートナーシップにより計画推進のための各種取組の推進や市民・事業者への普及啓発活動について審議します。

(2)行政内組織の相互連携による計画の推進

本計画に掲げた施策や新たな施策の具体化や実施にあたっては、行政組織内の他の部署が所管する事業に組み込む必要のある施策もあるため、関連部署の相互の連携を強化し、施策を総合的・計画的に推進します。

(3)広域的な連携による計画の推進

持続可能な社会の実現に向けた取組においては、法律の整備や全国的な制度の構築が必要なもの、市内で循環が完結しないものがあるため、本市だけでは取組に限界があるのも事実です。このため、国や香南清掃組合の構成市、高知県のほか近隣市町村、大学等研究機関の多様な主体との広域的な連携を図り、計画を推進します。

2.進行管理

持続可能な社会の実現を目指して設定した数値目標を達成するためには、計画の進行管理の仕組みが必要です。そのためには、数値目標や各施策、取組の管理指標を用いて進捗状況の把握・評価を行政自らが行います。

(1)進行管理システムの構築

本計画の進行管理においては、PDCAサイクルの概念を導入し、計画の進捗状況について行政自らが点検・評価を行います。併せて、廃棄物減量等推進審議会に報告し、市民や事業者等の視点からも進捗状況の確認・評価を行います。意見・提言等を踏まえ、継続的な改善を加えて実行する体制を構築します。

具体的には、1年ごとに施策の取組等の点検・評価を行い、その状況により各施策や具体的な取組事項の内容を見直します。また、計画中間年次である令和12（2030）年度には、社会情勢や廃棄物処理行政の動向、基本施策や数値目標の進捗状況を踏まえた新たな施策や目標の必要性等を総合的に検討し、必要に応じて本計画の見直しを行います。

(2)進捗の公表等

計画推進の実効性を明らかにするため、本計画の進捗状況についてはホームページ等を通じて市民や事業者へ公表します。

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

1.生活排水の処理体系

(1)生活排水の処理フロー

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理フローを図66に示します。

本市のし尿の収集・運搬は一部事務組合である香南香美衛生組合が許可した業者で行っています。

浄化槽汚泥の収集・運搬は、本市が許可した業者で行っています。

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、香南香美衛生組合のし尿処理施設である香南香美衛生組合衛生センターに搬入されて処理されています。

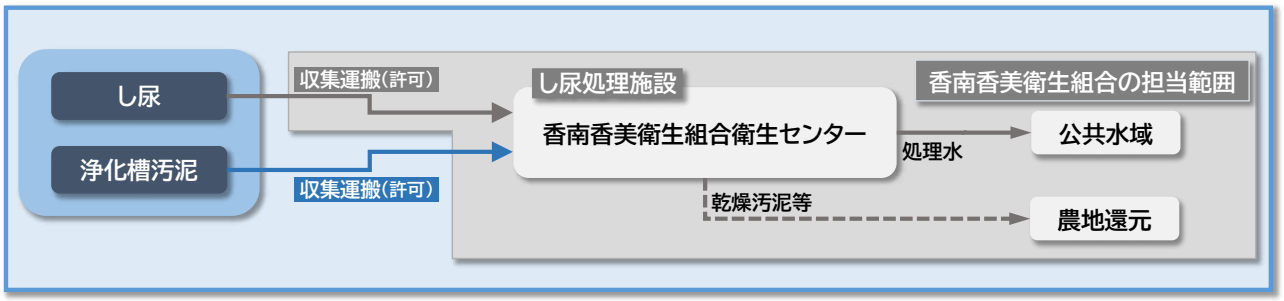

図66　生活排水の処理フロー

(2)中間処理施設の概要

本市から排出されるし尿及び浄化槽汚泥については、表28に示す香南香美衛生組合衛生センターに搬入され処理を行っています。処理フローを図67に示します。

し尿処理施設では、標準脱窒法と高度処理方式による処理が行われ、処理過程で発生する汚泥については施設内の汚泥乾燥機で乾燥処理を行い農地還元しています。し渣については、施設内の焼却設備で乾燥汚泥と共に焼却処理を行い、乾燥汚泥同様農地還元しています。

表28　排水処理施設の概要

施設名称		香南香美衛生組合衛生センター （施設所管：香南香美衛生組合）
所在地		香南市野市町深渕808
竣工年月		平成12年3月
公称能力		100kL/日
処理方式		標準脱窒法＋高度処理
主要設備概要	受入貯留設備	計量設備、し尿受入槽、 浄化槽汚泥受入槽、夾雑物除去装置
	主処理設備	脱窒素槽、硝化槽、二次脱窒素槽、再曝気槽、沈殿槽
	高度処理設備	凝集沈殿槽、砂ろ過設備、活性炭設備、接触槽
	汚泥処理設備	汚泥濃縮槽、脱水機、汚泥乾燥機
	汚泥焼却設備	1,000kg/h
	脱臭設備	高濃度臭気：生物脱臭、焼却 中濃度臭気：洗浄塔、活性炭吸着塔
処理水質	ｐＨ	5.8～8.6pH以下
	ＢＯＤ	10mg/L以下
	ＳＳ	10mg/L以下
	ＣＯＤ	30mg/L以下
	Ｔ－Ｎ	10mg/L以下
	Ｔ－Ｐ	1mg/L以下
	色度	30度以下
	大腸菌数	300個/mL以下
運営管理		直営

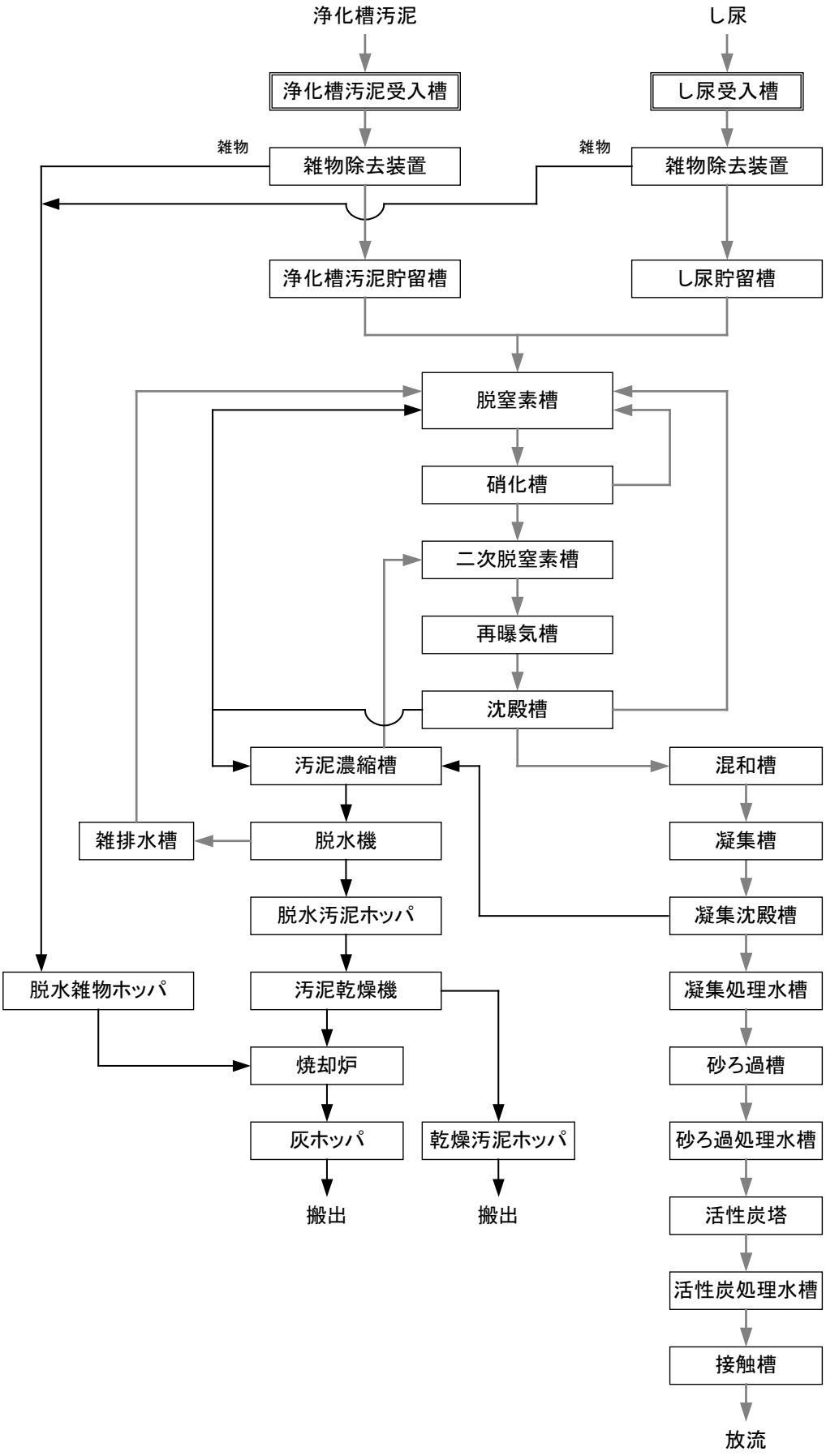

図67　香南香美衛生組合衛生センターの処理フロー

(3)生活排水処理施設(集合処理)の整備状況

本市における生活排水処理施設（集合処理）の整備状況を表29に示します。

本市では、農業集落排水施設、流域関連公共下水道、特定環境保全公共下水道による処理が行われています。

表29　生活排水処理施設（集合処理）の整備状況

施設名	計画処理区域	計画処理人口	整備予定年度
逆川農業集落排水処理施設	逆川処理区 （土佐山田町）	470人	平成19年度～平成23年度
流域関連公共下水道	浦戸湾東部処理区 （土佐山田町）	10,870人	昭和58年度～令和12年度
特定環境保全公共下水道	美良布処理区 （香北町）	1,600人	平成7年度～令和12年度

(4)生活排水の処理主体

生活排水の処理主体は表30のとおりです。

表30　生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
1.合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	本市･個人等
2.公共下水道	し尿及び生活雑排水	本市
3.農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	本市
4.単独処理浄化槽	し尿	個人等
5.し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	香南香美衛生組合

2.生活排水処理形態別人口、し尿及び浄化槽汚泥の収集量の実績

本市の生活排水処理形態別人口の実績、し尿及び浄化槽汚泥の収集量の実績を表31に示します。

し尿収集量は減少傾向にありますが、浄化槽汚泥収集量は横ばい傾向で推移しています。し尿収集量及び浄化槽汚泥収集量の原単位（1人1日当たりの収集量）はいずれも横ばい傾向で推移しています。

表31　生活排水処理形態別人口

区分	単位	実績									
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
（A）計画処理区域内人口	人	27,016	26,699	26,514	26,363	26,094	25,948	25,778	25,454	25,097	24,713
（B）水洗化･生活雑排水処理人	人	14,147	14,996	15,095	15,474	15,957	16,050	14,919	14,124	14,328	14,435
①合併処理浄化槽人口	人	4,868	4,692	4,643	4,432	4,570	4,449	4,778	4,669	4,746	4,834
割合	%	18.0%	17.6%	17.5%	16.8%	17.5%	17.1%	18.5%	18.3%	18.9%	19.6%
②公共下水道人口	人	9,279	10,304	10,452	11,042	11,387	11,601	10,029	9,355	9,485	9,510
割合	%	34.3%	38.6%	39.4%	41.9%	43.6%	44.7%	38.9%	36.8%	37.8%	38.5%
③農業集落排水施設人口	人							112	100	97	91
割合	%							0.43%	0.39%	0.39%	0.37%
④単独処理浄化槽人口	人							603	231	231	231
割合	%							2.34%	0.91%	0.92%	0.93%
⑤し尿収集人口	人	12,535	11,396	11,119	10,600	9,875	9,642	9,970	10,790	10,245	9,767
割合	%	46.4%	42.7%	41.9%	40.2%	37.8%	37.2%	38.7%	42.4%	40.8%	39.5%
⑤自家処理人口	人	334	307	300	289	262	256	286	309	293	280
割合	%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.2%	1.1%
⑥計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率(B/A)	**%**	52.4%	56.2%	56.9%	58.7%	61.2%	61.9%	57.9%	55.5%	57.1%	58.4%

し尿収集量	kL/年	9,740	9,332	9,186	8,903	8,438	8,383	8,376	7,935	7,835	7,635
浄化槽汚泥収集量	kL/年	4,703	4,699	4,634	4,666	4,648	4,869	4,913	4,969	5,126	4,893

し尿収集量　原単位	L/人日	2.12	2.24	2.26	2.30	2.33	2.38	2.30	2.01	2.09	2.14
浄化槽汚泥収集量　原単位	L/人日	2.64	2.74	2.73	2.88	2.78	3.00	2.45	2.72	2.76	2.60

日平均し尿処理量	kL/日	27	26	25	24	23	23	23	22	21	21
日平均浄化槽汚泥処理量	kL/日	13	13	13	13	13	13	13	14	14	13
日平均合計処理量	kL/日	39	38	38	37	36	36	36	35	35	34

※四捨五入の関係で各値と合計値が一致しない場合がある。

※平成27～令和2年度の農業集落排水施設人口及び単独処理浄化槽人口は未集計のため空欄としている。

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

(1)処理費用

し尿及び浄化槽汚泥の処理費用を表32に示します。経費の大半は香南香美衛生組合の分担金となっています。

表32　し尿・浄化槽汚泥処理費用

単位：千円

項目			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		中間処理施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	調査費		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合分担金		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計		0	0	0	0	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	人件費		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		中間処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		最終処分費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	車輌購入費		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託費		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合分担金		57,560	49,298	46,738	46,532	54,066	53,340	51,540	52,978	76,021
	調査研究費		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計		57,560	49,298	46,738	46,532	54,066	53,340	51,540	52,978	76,021
その他			11,650	12,249	12,497	11,412	14,024	10,459	11,591	9,819	7,434
合計			69,210	61,547	59,235	57,944	68,090	63,799	63,131	62,797	83,455

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

第2節　生活排水処理基本計画

1.基本方針

(1)生活排水処理に係る理念、目標

本市では、生活排水による水質汚濁が懸念されており、その対策の必要性と緊急性が深く認識されるようになってきています。このようなことから、生活排水対策の必要性等について啓発を行うとともに、生活排水処理の目標については、水質の改善を図るにとどまらず、流れる川に清流がよみがえり、蛍が飛び交う河川の浄化を目指すものとします。

(2)生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本方針として、水の適正利用に関する普及啓発を行うとともに、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととするが、生活排水処理施設整備の基本方針については次のとおりとします。

①人口の密集地域においては、集合処理施設を整備する。このため、下水道、農業集落排水等の施設の特性をよく分析し、適切な施設の配置を図る。

②集落の形態をなしていない、分散して所在する家屋については、各戸または共同による合併処理浄化槽の普及を推進する。

③単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、合併処理浄化槽等への転換を促進する。

2.生活排水の処理計画

(1)目標

基本方針に掲げた理念、目標を達成するため、本市では、生活排水処理率（水洗化・生活雑排水処理人口/計画処理区域内人口）の目標値を設定し、生活排水処理率の向上に努めることとします。本市では、目標年度の令和17年度に生活排水処理率72.1%を目標とし、目標達成のために、補助事業などによる合併処理浄化槽の設置促進に努めます。また、非水洗化世帯及び単独処理浄化槽に対する広報・指導等により、集合処理施設への速やかな接続、又は合併処理浄化槽への転換を促進します。

表33　生活排水処理の目標

	現在 （令和6年度）	中間目標年度 （令和12年度）	目標年度 （令和17年度）
生活排水処理率	58.4%	68.8%	72.1%

(2)生活排水処理形態別人口の将来予測

生活排水処理形態別人口について、各項目を以下の通りとして将来予測を実施しました。

①合併処理浄化槽人口

計画処理区域内人口に対する割合が過去10年と同様の傾向で増加すると仮定しました。

②公共下水道人口

令和5年度香美市汚水処理施設整備構想（見直し）策定委託業務報告書(令和5年12月)に基づき、表34に示す計画処理人口を設定しました。

表34　汚水処理施設整備構想

単位：人

項目	令和8年度	令和14年度	令和19年度
流域関連公共下水道 （土佐山田処理分区）	8,971	10,033	9,757
特定環境保全公共下水道 （美良布処理区）	1,547	1,562	1,434
合計	10,518	11,595	11,191

出典：令和5年度香美市汚水処理施設整備構想（見直し）策定委託業務報告書(令和5年12月)

③農業集落排水施設人口

令和5年度香美市汚水処理施設整備構想（見直し）策定委託業務報告書(令和5年12月)に基づき、表35に示す計画処理人口を設定しました。

表35　汚水処理施設整備構想

単位：人

項目	令和8年度	令和14年度	令和19年度
逆川農業集落排水処理施設	90	82	72

出典：令和5年度香美市汚水処理施設整備構想（見直し）策定委託業務報告書(令和5年12月)

④単独浄化槽人口

計画処理区域内人口に対する割合が令和6年度実績で推移すると仮定しました。

⑤し尿収集人口

計画処理区域内人口から①②③④⑥を除いた人口としました。

⑥自家処理人口

計画処理区域内人口に対する割合が令和6年度実績で推移すると仮定しました。

⑦し尿、浄化槽汚泥収集量

それぞれ原単位（1人1日当たりの収集量）が過去10年の平均値で今後も推移すると仮定しました。

将来予測結果を表36に示します。目標年度の令和17年度に生活排水処理率72.1%となり、図68の通りし尿収集人口は減少し5,757人となります。

し尿収集量の予測結果を図69に、浄化槽汚泥収集量の予測を図70に示します。し尿収集量は令和6年度実績の7,635kL/年から4,677kL/年と約4割減少する見込みです。浄化槽汚泥収集量は今後も4,950kL/年前後で推移する見込みです。

表36　生活排水処理形態別人口の将来予測

区分	単位	実績/予測 R7	予測 R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
（A）計画処理区域内人口	人	24,341	24,121	23,901	23,682	23,462	23,242	23,046	22,851	22,655	22,460	22,264
（B）水洗化･生活雑排水処理人	人	14,746	15,254	15,437	15,618	15,799	15,979	16,163	16,346	16,247	16,148	16,047
①合併処理浄化槽人口	人	4,641	4,646	4,650	4,654	4,656	4,658	4,664	4,669	4,673	4,677	4,679
割合	%	19.1%	19.3%	19.5%	19.7%	19.8%	20.0%	20.2%	20.4%	20.6%	20.8%	21.0%
②公共下水道人口	人	10,014	10,518	10,698	10,877	11,057	11,236	11,416	11,595	11,494	11,393	11,292
割合	%	41.1%	43.6%	44.8%	45.9%	47.1%	48.3%	49.5%	50.7%	50.7%	50.7%	50.7%
③農業集落排水施設人口	人	91	90	89	87	86	85	83	82	80	78	76
割合	%	0.37%	0.37%	0.37%	0.37%	0.37%	0.37%	0.36%	0.36%	0.35%	0.35%	0.34%
④単独処理浄化槽人口	人	228	225	223	221	219	217	215	214	212	210	208
割合	%	0.93%	0.93%	0.93%	0.93%	0.93%	0.93%	0.93%	0.93%	0.93%	0.93%	0.93%
⑤し尿収集人口	人	9,091	8,369	7,970	7,575	7,178	6,783	6,407	6,032	5,939	5,848	5,757
割合	%	37.3%	34.7%	33.3%	32.0%	30.6%	29.2%	27.8%	26.4%	26.2%	26.0%	25.9%
⑤自家処理人口	人	276	273	271	268	266	263	261	259	257	254	252
割合	%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%
⑥計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率(B/A)	%	60.6%	63.2%	64.6%	65.9%	67.3%	68.8%	70.1%	71.5%	71.7%	71.9%	72.1%

し尿収集量	kL/年	7,365	6,780	6,474	6,137	5,815	5,495	5,205	4,887	4,811	4,738	4,677
浄化槽汚泥収集量	kL/年	4,945	4,946	4,960	4,947	4,946	4,945	4,960	4,950	4,950	4,950	4,961

し尿収集量　原単位	L/人日	2.22	2.22	2.22	2.22	2.22	2.22	2.22	2.22	2.22	2.22	2.22
浄化槽汚泥収集量　原単位	L/人日	2.73	2.73	2.73	2.73	2.73	2.73	2.73	2.73	2.73	2.73	2.73

日平均し尿処理量	kL/日	20	19	18	17	16	15	14	13	13	13	13
日平均浄化槽汚泥処理量	kL/日	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
日平均合計処理量	kL/日	34	32	31	30	29	29	28	27	27	27	26

※四捨五入の関係で各値と合計値が一致しない場合がある。
※黄色セルは今後の推移予測を仮定して設定した値、それ以外は黄色セルの結果から計算される値。

出典：実績値は一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、赤字は令和5年度香美市汚水処理施設整備構想（見直し）策定委託業務報告書(令和5年12月)による目標値

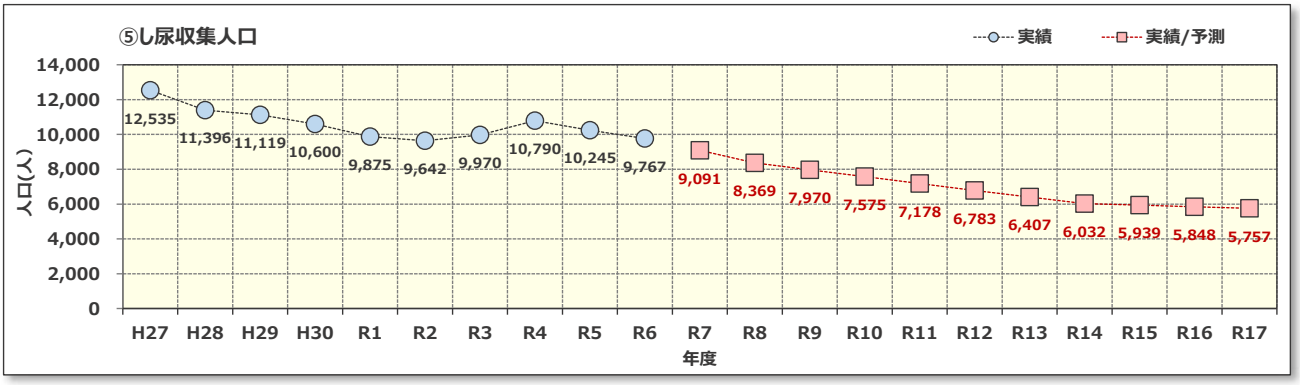

図68　し尿処理人口の予測

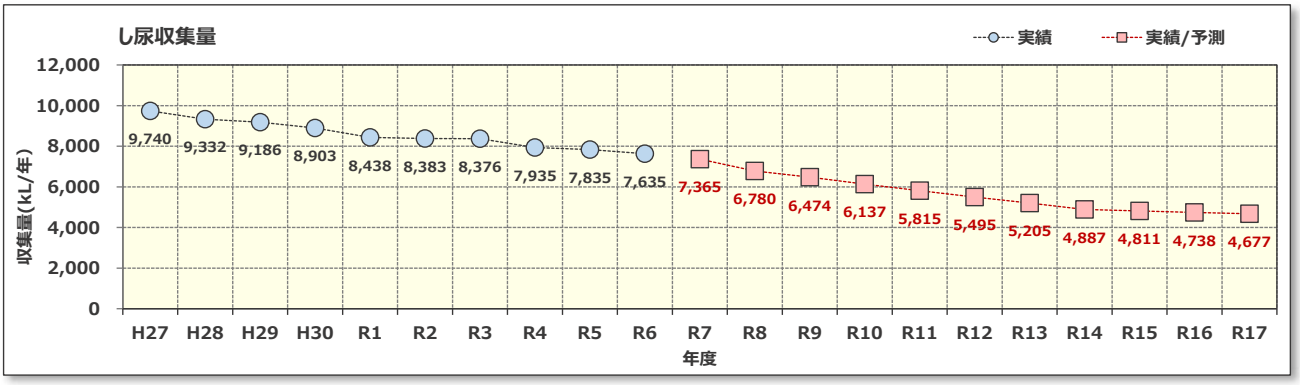

図69　し尿収集量の予測

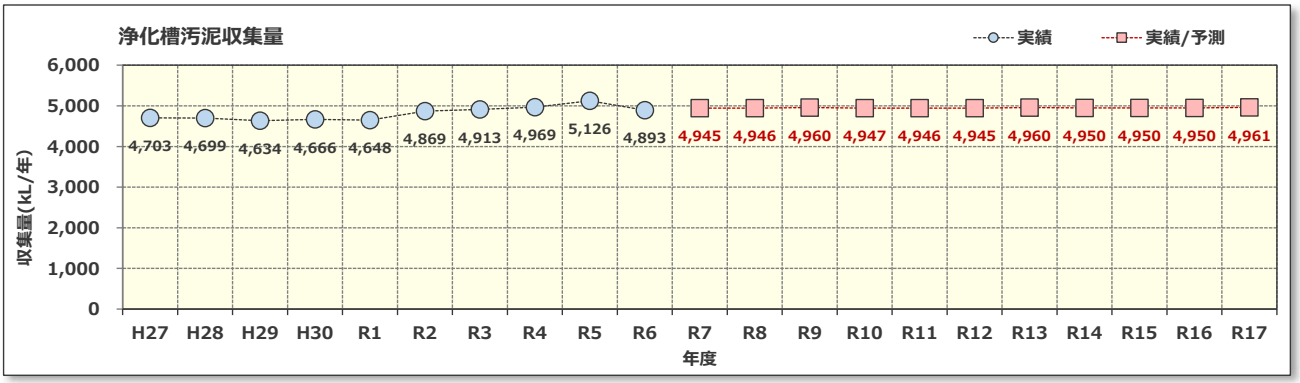

図70　浄化槽汚泥収集量の予測

3.生活排水処理施設の整備計画

本市における施設整備計画の概要を表37に示します。

表37　施設整備計画の概要

施設名	計画処理区域	計画処理人口	整備予定年度
逆川農業集落排水処理施設	逆川処理区 （土佐山田町）	470人	平成19年度～平成23年度
流域関連公共下水道	浦戸湾東部処理区 （土佐山田町）	10,870人	昭和58年度～令和12年度
特定環境保全公共下水道	美良布処理区 （香北町）	1,600人	平成7年度～令和12年度
合併処理浄化槽	集合処理施設以外の 行政区域全域	745人	令和4年度～令和8年度

4.し尿・浄化槽汚泥処理計画

(1)収集・運搬計画

①収集・運搬に関する目標

本市におけるし尿の収集・運搬は、香南香美衛生組合が許可した業者で行っています。一方、浄化槽汚泥の収集・運搬は、本市が許可した業者で行っています。

今後もこの体制を維持していきますが、人口減少や公共下水道の普及に伴い、収集量の減少が想定されることから、収集量に応じた適正な収集運搬体制の構築により、安定したし尿・浄化槽汚泥処理を行っていくことを目標とします。

②収集・運搬の範囲・方法

収集・運搬の範囲は現行どおり行政区域全域とします。し尿の収集・運搬は香南香美衛生組合の事務とし、形態は香南香美衛生組合の許可とします。一方、浄化槽汚泥の収集・運搬は本市の事務とし、形態は本市の許可とします。なお、本市におけるし尿の収集・運搬は、将来は減少すると予測されますが、収集・運搬は規模を縮小してでも継続していく必要があります。

③収集・運搬量の推計

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の搬出量の推計結果を、表36に示しています。現状のし尿排出量及び浄化槽汚泥搬出量は横ばい傾向です。

本市の人口が減少傾向にあること等に伴い、し尿排出量は、令和6年度現在7,635kL/年から令和17年度4,677kL/年に減少する見込みです。浄化槽汚泥排出量は、令和6年度現在4,893kL/年から令和17年度4,961kL/年に微増する見込みです。

(2)中間処理計画

①収集･運搬に関する目標

本市におけるし尿の収集・運搬は、香南香美衛生組合が許可した業者で行っています。一方、浄化槽汚泥の収集・運搬は、本市が許可した業者で行っています。今後も引き続きこの体制を維持していくこととします。

②中間処理の方法及び量

本市から排出されるし尿、浄化槽汚泥の処理は、現状どおり香南香美衛生組合衛生センターにおいて全量適正処理を行うものとします。

し尿処理施設の処理過程で発生するし渣・汚泥については、極力、堆肥化等による資源化を行い、その他の残渣はし尿処理施設内の焼却設備で焼却処理を行うものとします。

③処理施設及びその整備計画の概要

将来の処理量は、公共下水道事業等の進捗に併せて減少傾向が予測されていますが、し尿・浄化槽汚泥の適正処理を行うために、規模を縮小してでも中間処理を継続していく必要があります。

(3)汚泥処理計画

①最終処分に関する目標

し尿処理施設の焼却設備より発生する焼却残渣は、し尿処理汚泥と同様に農地還元することを目標に、土壌改良材等として資源化を図っていくものとします。

②最終処分の方法及び量

焼却残渣の最終処分は、土壌改良材等として全量資源化を図っていくものとします。

5.その他

(1)市民に対する広報･啓発活動

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について、市民への周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施します。

特に、台所での工夫等、家庭でできる排水対策を、地域での集会等を通じて周知を図るものとします。

浄化槽の管理については、定期的な保守点検、清掃および定期検査について、広報等を通じてその徹底に努めるものとします。

(2)地域に関する諸計画との関係

本市では、公共下水道計画等、地域の生活排水関連施設整備計画との整合性を図り、し尿および浄化槽汚泥の適正処理のための方策を講じていくものとします。

また、地域の開発計画等の策定に関しては、生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽の設置等、生活排水の適正処理を指導していくものとします。